JILPT 資料シリーズ
No.143　2014年7月

失業保険制度の国際比較

―デンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデン

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

JILPT　資料シリーズ　No. 143
2014 年 7 月

失業保険制度の国際比較
—デンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデン

独立行政法人　労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま　え　が　き

本報告書はデンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデン４カ国における失業保険制度および失業扶助制度について、特に受給資格決定の仕組みに着目して調査した結果である。調査の結果、各国での失業保険制度は雇用失業状況や労使関係システムのあり方が背景にあって形づくられてきたものであり、受給者決定のあり方は各国で多様であることがわかった。

失業保険（失業扶助）制度は、失業者の所得補償を目的とする側面とともに、雇用復帰の促進を目的とする側面を持ち合わせており、そのどちらを主眼に置くかによって制度の内容も変わってくる。近年の動向では、諸外国の受給者比率は下落する傾向がみられ、雇用復帰を促進する側面に力点が置かれるようになっていることが見て取れる。

雇用保険制度のあり方については、今後もわが国においてさまざまな議論が継続するものと思われる。本報告書がこうした議論をする際の一助となれば幸いである。

2014 年 7 月

独立行政法人 労働政策研究･研修機構
理事長　　菅　野　　和　夫

執　筆　担　当　者（執 筆 順）

氏名	所属		担当
岡　伸一（おか しんいち）	明治学院大学社会学部	教授	総　論
菅沼　隆（すがぬま たかし）	立教大学経済学部	教授	第 1 章
北澤　謙（きたざわ けん）	労働政策研究・研修機構	主任調査員補佐	第 2 章
榊原　嘉明（さかきばら よしあき）	労働政策研究・研修機構	国際研究部	第 3 章
中野　妙子（なかの たえこ）	名古屋大学法学部	准教授	第 4 章

※所属及び肩書きは 2014 年 3 月 31 日現在

目　次

まえがき

総　論 1
　第１節　失業保障制度の国際比較 1
　第２節　4 カ国における失業保障 5
　第３節　カバー率をめぐる議論 9
　第４節　小括 11
　各国比較表 12

第１章　デンマーク 17
　第１節　社会的背景 17
　第２節　失業保険制度 18
　第３節　公的扶助制度 28

第２章　フランス 33
　第１節　社会的背景 33
　第２節　失業保険制度 38
　第３節　失業扶助制度 51
　第４節　その他関係制度 55
　第５節　受給者比率 57

第３章　ドイツ 63
　第１節　社会的背景 63
　第２節　失業保険・失業扶助制度の発展 69
　第３節　失業保険制度 70
　第４節　失業扶助制度 73
　第５節　その他関係制度 75

第４章　スウェーデン 79
　第１節　社会的背景 79
　第２節　失業保険制度 80
　第３節　労働市場政策による金銭給付 97
　第４節　失業給付制度が抱える課題 101

総　論

第１節　失業保障[1] 制度の国際比較

社会保障全体の中にあって、失業保険は比較的財政規模も小さく地味な制度である。しかし、近年の雇用・失業情勢の悪化に伴いその存在意義は大きくならざるを得ない。各国は各国の歴史や文化、社会構造等の多様な要素の影響の下で、独自の失業保障を構築してきた。従って、失業保障の機能を国際比較する場合にあっても、多くの問題を伴うことになる。

この報告書の最大のテーマは、失業保障制度のカバー率（受給率）である。つまり、全失業者のうち、どのくらいの者が失業給付等を受給しているのか、その比率が最大の関心事である。このテーマに関して国際比較をすることには、いくつかの障害がある。もともと雇用・労働政策は国内政策の一環として運営されてきており、国際的な標準化に馴染んでいないためと言えよう。いくつか想定できる問題点をはじめに指摘しておきたい。

第１に、「失業者」とは誰か。実はこの単純な問いも決して明確ではない。どのような条件において「失業者」とみなすか、国際的には必ずしも統一されていない。例えば、日本のハローワークのような特定の職業紹介組織に「失業者登録」した者が「失業者」となる場合、登録しない失業者は「失業者」に算入されないことになる。そうであれば、特定当該機関がどれくらい労働者を管理下に置いているかが決定的に重要になる。

失業統計一つをとっても、周知のとおり各国の基準があり、各国データを調整しなければ同じ土俵には並べられない。ILO 等の国際統計は、各国の数値を共通する基準に沿って標準化したものである。こうした作業を経ないと、有効な国際比較とはなり得ない。「失業者」の母数の取り方が国によって異なるようであれば、カバー率そのものの意味が疑問視されることになる。

第２に、同じく「失業者」の定義に関係するが、日本は失業を「完全失業（full unemployment)」を前提としているが、多くの先進諸国では、「部分的失業」も適用対象としている。つまり、通常の労働時間がゼロになる場合のみでなく、労働時間の削減を部分的失業者として扱い、失業給付も適用されている国も少なくない。この労働時間の削減を考慮するかしないかによって、全体のカバー率も変わってくるものと思われる。

第３に、受給者の数値はさらに複雑な問題である。まず、失業関連の給付は各国各様である。失業保険の枠内での失業給付としても、所得保障としての従前所得の保障を意味する給付の他にも多様な給付がある。社会扶助や雇用促進系列の給付もある。時限立法で緊急に設立される給付もある。失業給付の「受給者」とは、どの制度までの受給者を意味するのか、必ずしも国際的に共通理解があるわけではない。場合によっては併給もあろう。失業関連給

[1] ここでは、中心となる失業保険に加え、失業扶助やその他の関連給付、雇用対策等を含めた広い概念で「失業保障」と言う表現を使用する。

付を複数受給者した場合､同一者が受給者として複数回カウントされてしまう可能性がある。

また、支給期間の制限や延長、更新の規定が多様である。さらに、失業保険だけでなく、欧州では多くの国々では失業扶助制度（名称は国による）がある。あるいは、雇用政策の一環として各種給付、補助金等が制度化される場合もある。｢受給者」を国際的に統一的に把握することは困難であろう。どの給付制度の受給者が「受給者」として算入されるのか、国によって異なるようである。

第４に、失業保険を論じる場合、失業保険自体の適用率が問題となろう。すべての労働者が失業保険の強制適用を受けることを原則としても、実際には僅少労働、特定職種等、場合によって適用を受けない人々も存在するであろう。失業保険が適用していない層でも、失業者は存在するのは当然である。日本も含めて、先進諸国では非典型雇用が拡大している。非典型雇用に従事する労働者の多くは、失業保険から除外されやすくなっている。

本報告書では、限られた対象国だけではあるが、当該国の状況を詳しく示してくれるだろう。総論では､本テーマに関わる基本的な以下の点について､簡単に比較検討をしてみたい。

1. 基本制度

失業者保護のために、基本制度としてどんな制度があるのか。欧州諸国を概観すると、失業保険制度に加えて失業扶助制度を運営しつつ、失業者救済に手厚い国が多い。

まず、EU 資料（MISSOC の 2012 年資料）から、EU 加盟国における基本制度の有無を示したい。以下のとおり、失業保険のみを運営しているのは 10 か国であった。さらに、失業保険と失業扶助を併用している国は７か国であった。

失業保険のみ運営している国

ベルギー、スウェーデン、スイス、デンマーク、フィンランド、イタリア、ラトビア、リヒテンスタイン、オランダ、ギリシャ、

失業保険のほか失業扶助等を運営している国

オーストリア、スペイン、エストニア、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド

ただし、当該国の表現では「失業保険」と称しても、実質的には失業扶助と同様の機能を果たしている国もあった。スウェーデン、フィンランドがこの事例と言えよう。スウェーデンとフィンランドの基礎給付は、他の国々の事例に照らし合わせれば、ほぼ失業扶助の制度と同等とみなしうる。

フィンランドでは、失業保険が２つの部分から成る。定額の基礎失業給付と所得比例の任意加入の失業給付である。基礎失業給付の財源は、74.5％の税金と 25.5％の保険料収入から成る。基礎失業給付の保険料は、任意加入の失業給付の被保険者以外の労働者から強制徴収

される。任意加入の失業給付は労使からの拠出と税が財源となっている。自営業者も任意加入制度に加入できる。さらに、以前労働していなかった無業者や失業保険を受給満了した失業者には労働市場において扶助的援助が提供される。全額税によって賄われる各種給付が労働市場支援として支給される。

スウェーデンには失業扶助は存在しない。失業保険のみが運営されている。但し、失業保険については任意保険制度が中心で、任意制度に未加入の者や受給要件を満たさない失業者には、別に基礎保険が適用される。従って、すべての労働者がいずれかの失業給付を受けることが可能となる。

他方、社会扶助系列とは異なり、労働市場政策の一環として積極的な雇用対策を推進する場合もある。職業訓練や教育訓練に参画させて、再就職への条件整備をはかるものである。職業訓練等に参画する期間中は、講習やプログラムの参加費用のほかに、その間の所得保障も提供する場合が多い。

2. 適用対象

失業保険をはじめ失業保障制度が誰に適用されているのか、適用対象の設定が最初の問題となる。「すべての被用者」とする国も多いが、より詳しくはいくつか条件を設定している場合が多い。特に、失業保険制度においては、比較的厳格に適用条件が設定されている。主な条件として、次のような条件が考えられる。

第１に、年齢の上限と下限、あるいは、一方のみ設定している場合がある。義務教育終了時点が下限になり、老齢年金の支給年齢が上限になることが多い。

第２に、職種の限定がある。「被用者」が一般的である。自営業者は除外される場合が多いが、任意加入を認める場合もある。公務員の加入も可能とする国もある。通常、公務員は解雇されないとされがちであるが、国によって、また契約によって解雇される場合もある。農林漁業従事者も独自の扱いがある。特別な農業労働者の社会保障を有する国もあれば、自営農民と農業部門の賃金労働者で区別する場合もある。

第３に、労働時間の限定があり得る。例えば、ドイツでは週 14 時間以上就労する労働者に適用される。より短い労働時間のパート労働者にも適用を認める国もある。雇用期間で制限する場合もある。短期間の季節労働や一時的な労働は失業保障の対象から除外される可能性がある。

第４に、収入額によって制限する場合もある。例えば、オーストリアでは月収 386.80 ユーロ未満の就労には失業保険が適用されない。アイルランドでも、週給 38 ユーロ未満の就労には失業保険は適用しない。

これらの適用条件の設定によって、もとより失業保障の適用から排除されており、実際に失業状態にありながら、失業保障給付を受けられない層が存在する。これらの層に加え、失業保険給付の受給満了者も含め、広く失業者を対象に適用されるのが、失業扶助制度であろう。

3. 受給要件

もっとも一般的な受給要件は、被保険者期間である。フランスでは過去 28 カ月中に4カ月以上の被保険者期間、ドイツでは2年間に12カ月以上、デンマークでは3年間に1924時間以上、スウェーデンでは12カ月に80時間以上労働が6カ月あることとされている。国によっては、被保険者期間ではなくて、拠出期間としている場合もある。つまり、その場合、免除や猶予期間は考慮されないことになる。

被保険者期間だけでなく、他にもいろいろな受給要件を設定している場合がある。スウェーデンのように、被保険者期間中の労働時間を条件づける場合もある。より積極的な求職活動や職業訓練への参加等の活動を条件づけている場合もある。

折角、失業保険の適用を受けていても、実際に失業した時に受給要件を満たさなければ、失業給付が受給できないことになる。多くの国において、近年の失業保険財政は悪化しており、これと並行して受給要件がより厳格化してきている。特定の被保険者期間を設定しているのが一般的であったが、近年の改革では求職活動や職業訓練等を条件づけている国々もみられる。

保険原則に従えば、失業のリスクが高くなれば、当然制度として財政難になる。財政難になれば、今度は保険料の引き上げや給付の抑制を行わざるを得なくなる。給付抑制のためには、受給要件を厳格化することになる。その結果、失業給付の受給者比率は低下することになる。これらの制度改革の行動は、今度は失業保険制度自体の魅力を低下させる。任意加入の失業保険を運営する国では、たちどころに加入率の低下に至った。

他方、長期失業への対応として、受給満了した失業者等を対象に、適用の更新、延長も含め失業保険制度の枠内で支給条件を緩和する国も見られた。失業保険とは別に、長期失業者のための保護制度を準備する場合もある。

4. 支給期間の制限

失業保険の支給期間は、一般に上限がある。ベルギーでは上限なし。デンマークは2年。フィンランドは500日。フランスでは被保険者期間に応じて4カ月から3年まで。ドイツでは、被保険者期間と年齢を考慮して6カ月から24カ月。スウェーデンでは単身者で300日、子どもがいると450日。イギリスでは182日。オランダでは3カ月から38カ月。イタリアでは、年齢に応じて8カ月から16カ月。スペインでは、4カ月から2年まで。

以上は、失業保険の支給期間であるが、失業扶助のある国では、さらに長期の支給期間が保障されている。スペインでは失業扶助は6カ月単位で、18カ月まで可能。さらに、条件によって延長可能。55歳以上であれば、年金年齢まで支給が継続される。オーストリアの失業扶助は、52週間を単位として、期限はなし。イギリスの失業扶助も、期限の制限はない。フランスの失業扶助は、6カ月単位で更新の制限はない。ドイツの失業扶助も条件を満たせば支給制限はない。

失業問題が深刻化し、長期失業者の比率が増えると、失業給付の支給期間がより重要になる。失業保険制度においては多くの場合、支給期間は制限されている。ベルギーのように支給期間の制限のない国もあるが、1 年から 2 年間に期間を限定している国が一般的である。繰り返し指摘するように、財政難のため、支給期間は多くの国々で短縮化されつつある。デンマークのように、7 年間から 2 年間に急激に短縮した国もある。

失業給付の支給期間が短い場合、受給満了により何の経済保障もなく生活に支障をきたすことになる。失業扶助等の制度がないと、明日から生活が破綻してしまう。生活保護がスムーズに適用されれば、救済にはなる。しかし、生活保護の審査は厳しく、昨日まで失業保険給付を受給していた者が、即、生活保護の受給には至らないのが一般的である。従って、失業保険と生活保護を橋渡しする制度が重要になる。

この報告書の課題である失業保障のカバー率に関して言えば、一度失業保険の適用を受けても受給満了して依然として失業していれば保護が及ばないカテゴリーに入ってしまう。失業扶助制度を有する国々では、失業保険の受給を満了した失業者を対象に、引き続き失業扶助が適用されることになる。失業扶助は多くの場合、支給期間が長く設定されているが、失業扶助においても支給には限度があるであろう。

いずれの失業給付も受給できなくなれば、当然ながら、受給率から外れることになる。国によっては、長期間失業状態にある場合は労働能力がない者とみなされ、制度的には障害給付に適用が切り替えられる国もある。この場合は、当該者は失業者とはみなされなくなる。カバー率に関して言えば、失業給付の「受給者」から外れるだけでなく、「失業者」の範疇からも除外されることになる。

第２節　４カ国における失業保障

1. デンマーク

デンマークでは、任意加入の失業保険制度のみが施行されている。失業扶助は制度化されていないが、最低生活保障に連携している。失業保険は任意加入ではあるが、対象は広く自営業者から公務員まで加入が可能となっている。また、正規社員に限らず、パートタイム労働者や職業訓練を修了した若年者も適用可能となる。週 30 時間労働がパートとフルタイムの境界となる。

デンマークの失業保険は労働組合との関係が強く、労働組合加入と同時に組合が運営する失業保険金庫にも加入する場合が多いとされる。近年は、所属する労働組合と関係なく普遍的な適用を推進する失業保険制度も加入者を増やしている。労働組合が 75%の組織率を誇るデンマークにあって、任意加入の失業保険も高い加入率を保っている。労働組合に加入しない者も失業保険には加入できるので、実際には任意適用にもかかわらず、労働組合組織率以上に高い失業保険加入率となっている。

失業保険給付の支給期間は、1994 年当時までは 7 年間と非常に長期間を設定していたが、

失業率の高まりとともに財政難に陥り、短縮化傾向にある。現在では、2 年間とされている。社会保障にいつまでも依存することなく、再就職への圧力を強めている。

財源は保険料と公費による。失業保険給付の財源は、国と自治体が負担する。失業保険の管理運営費用は保険料によって賄われる。保険料はかつては加入者本人の他に事業所も負担していたが、2001 年に事業者負担は廃止され、加入者本人のみの保険料によることになった。保険料は定額で、各失業保険金庫が独自に設定する。従って、失業保険金庫間の競争もあり、金庫は統廃合を余儀なくされ、基金の数は減少している。

支給額は所得の 90%とされているが、支給上限額が比較的低く設定されている。このため、実際の平均所得代替率は 70%程度と言われている。

2. フランス

フランスでは失業保険と失業扶助の制度が併用されている。失業保険は政府が行う法定制度とは異なり、労使協定に基づいて運営される補足制度の一環となる。実際には、全労働者に強制適用で社会保険と同様の機能を果たす。労使の負担する保険料が財源となる。他方、失業扶助は税金を財源とし、ミーンズテストを前提に適用される。

(1) 失業保険

すべての民間部門の労働者すべてが適用対象となる。受給要件としては、年齢 60 歳未満を原則とし、失業以前の 28 カ月間に 4 カ月（122 日）間以上の被保険者期間があり、非自発的失業であること等が要件となる。なお、2006 年より個別就職計画により受給者の積極的な求職活動が義務化され、これを怠ると支給停止される。

失業保険給付の支給額は、失業以前の賃金額と勤務形態によって決まる。フルタイムの場合、2012 年現在で月の報酬が 1,144 ユーロ未満では失業給付は賃金の 75%相当となる。1,144 ユーロから 1,253 ユーロの賃金では日額 28.21 ユーロの定額となる。1,258 ユーロから 2,070 ユーロの賃金の場合は、報酬日額の 40.4%に 11.57 ユーロを加えた日額になる。賃金が 2,070 ユーロから 1 万 2,124 ユーロまででは、賃金の 57.4%の支給となる。

財源は、労使双方からの拠出を財源とする。保険料率は事業主が 4.0%、労働者が 2.4%で合計 6.4%となっている。国庫負担は僅かで、財源のほとんどが労使拠出で占められている。

失業保険給付の支給期間は、被保険者期間に応じて 4 カ月から 2 年間の間で決められる。50 歳未満の場合 4 カ月から 24 カ月の間で、年齢が 50 歳以上であれば、4 カ月から 36 カ月まで支給期間が延長される。60 歳以上の受給者の場合は、65 歳の年金年齢まで受給継続も可能となる。

(2) 失業扶助（特別連帯手当）

失業保険給付を満了した長期失業者で、依然として失業状態にある者が対象となる。受給

要件としては、労働契約終了前の 10 年間に5年間以上の勤務実績があること。ミーンズテストを前提とする。特別連帯手当を受給するには、2012 年現在で単身者 1,113 ユーロ、夫婦で 1,749 ユーロの所得制限がある。

支給額は世帯の所得に応じて定額で設定される。単身者の場合、月収 636 ユーロ未満の者は、月に 477 ユーロの定額となる。月収が 636 ユーロから 1,113 ユーロの者は、1,113 ユーロと実際の収入との差額相当が失業扶助として支給される。月収 1,113 ユーロ以上では、失業扶助は支給されない。夫婦世帯の場合、月収 1,272 ユーロ未満では 1 人当たり月に 477 ユーロが支給される。月収 1,272 ユーロから 1,749 ユーロでは 1,749 ユーロと実際の収入の差額相当が失業扶助として支給される。月収 1,749 ユーロ以上の世帯の失業扶助は適用除外される。

失業扶助の財源は全額国庫による。失業扶助の支給期間については、特別連帯手当は 6 カ月を単位として更新可能。

3. ドイツ

ドイツでは、失業保険と失業扶助（求職者基礎保障給付）の 2 つの制度が失業者の保護に運営されている。失業保険は賃金労働者に強制加入され、所得比例給付が提供される。失業扶助は就労可能な求職者を対象に税金を財源とする制度で、最低限の所得保障を提供する。受給に際してはミーンズテストを課される。

（1） 失業保険

適用対象については、失業保険は実習生を含む 65 歳未満のすべての労働者に強制適用される。2006 年の改正で特定のカテゴリーに該当する場合、任意加入を認めることになった。週 14 時間以上家族の介護をする者、週 15 時間以上の自営業をする者、EU 加盟国以外で雇用されている者等がこの任意加入のカテゴリーに含まれる。

受給要件としては、就労する意思と能力を持つこと、求職活動に従事すること、過去 24 カ月中に 12 カ月間以上の拠出期間があること等となっている。職業紹介を拒否する者は受給が停止される。ミーンズテストは課されない。

失業保険給付としては、従前賃金の特定比率を支給する。旧西ドイツにおいては月 5,800 ユーロの上限までを支給対象とする。旧東ドイツでは、月 4,900 ユーロを上限とする。子どものいない世帯では標準報酬月額の 60%、子どものいる世帯では標準報酬月額の 67%の支給率となる。家族個人への付加給付はない。

財源は労使からの拠出に依存する。拠出率は労使ともに 1.5%で合計 3.0%となっている。政府は失業保険の財政赤字分のみを融資する。

失業保険給付の支給期間は、拠出期間と年齢によって 6 カ月から 24 カ月の間で決まる。具体的には、拠出期間が 12 カ月では 6 カ月間が最長支給期間となり、16 カ月の拠出には 8

カ月、20 カ月の拠出に 10 カ月、24 カ月の拠出に 12 カ月と拠出期間の半分の期間の支給が認められる。さらに、50 歳以上の失業者は特別に延長されている。つまり、50 歳以上で 30 カ月以上拠出の場合に 15 カ月間、56 歳以上で 36 カ月以上の拠出者には 18 カ月、58 歳以上で 48 カ月以上の拠出者に 24 カ月の支給が認められる。

（2） 失業扶助

失業扶助は就労の意思と能力がありながら職がなく生活に困窮する者に適用される。主に、失業保険給付を満了した失業者が受給者となる。年齢 15 歳以上 65 歳未満の失業者で、週 3 時間以上の就労が可能な者、扶助を必要とすること、国内の居住を条件とする。ミーンズテストを前提とし、資産や所得の一定水準以上ある者は適用除外される。

社会扶助の一環として最低生活の保障として失業扶助が支給される。賃金との関係はない。給付は定額で、単身者は 374 ユーロ、配偶者がいる場合は夫々337 ユーロ、子どもは年齢に応じて 5 歳未満で 219 ユーロ、6～13 歳で 251 ユーロ、14～17 歳で 287 ユーロ、18 歳以上で 299 ユーロとなっている。さらに、妊娠中、片親、障害、教育等の理由によって付加的な扶助がある。

失業扶助の財源は、全額国庫負担となっている。但し、住居費、暖房費、教育給付等は地方自治体が負担し、政府も一部補助する。失業扶助の支給には期限はない。要件を満たせば、受給は維持される。但し、6 カ月を単位として支給されている。65 歳以上は適用されない。

4. スウェーデン

スウェーデンには失業扶助は存在しない。失業保険のみが運営されている。但し、失業保険については任意保険制度が中心で、任意制度に未加入の者や受給要件を満たさない失業者には、別に基礎保険が適用される。基礎保険は使用者からの拠出によって財源となし、定額の失業給付を準備している。他方、任意加入制度は使用者からの拠出と加入者からの加入費用で賄われ、所得比例給付を準備している。

（1） 失業保険（任意）

失業保険金庫は各職種、業種ごとに組織され、所属する労働者は労働の程度に関わらず任意に加入することができる。職種・業種を問わずに加入できる金庫もある。転職した場合は、加入期間が合算される。自営業者や公務員も加入可能である。

受給要件としては、直前の 12 カ月以上かつ月 80 時間以上の就労をしたこと、あるいは連続 6 カ月間に 480 時間以上で月 50 時間以上就労したことが要件となる。さらに、職業紹介機関に求職者登録し実際に求職活動をすること、労働能力があり、適職を受け入れること、年齢 65 歳未満であること、紹介機関の助言や活動計画に応じることも要件となる。

支給額は所得比例方式を採用している。失業後の当初 200 日間は、標準報酬額の 80%相

当の支給額となる。続く 100 日間は 70%の支給率となる。但し、1 日当たりの最高支給額が 78 ユーロに設定されている。家族付加やその他の付加給付はない。

任意加入失業保険の支給期間は、通常、一律最長 300 日となっている。但し、子どものいる場合は 450 日まで延長して支給される。財源は加入者からの保険料と国からの補助金による。補助金が給付総額の約 3 分の 2 を占める。国の補助金の財源は、事業主による労働市場税である。保険料は各失業保険基金によって異なる。

（2） 基礎保険

20 歳以上で、労働条件を満たし、任意加入制度の会員でないこと、あるいは、任意制度の会員であっても受給要件を満たせずに受給できない失業者が基礎保険の適用対象となる。受給要件は任意加入制度とほぼ同様である。ミーンズテストは課されない。

基礎保険の支給額は、1 日あたり 37 ユーロの定額で設定されている。短時間就労者の場合は、上記のフルタイムの場合を基準にして、労働時間に応じて比例的に設定される。家族等の付加給付はない。

支給期間は通常、一律最長 300 日となる。但し、子どものいる場合は 450 日まで支給される。財源は国庫となっている。

第３節　カバー率をめぐる議論

1. デンマーク

デンマークにおける失業保険の受給率は、約 60%程度で推移している。任意加入制度として運営されているにしては、高い受給率と言えるだろう。さらに、公的扶助と併せて、失業者の受給率は 80%程度を記録している。約 2 割が失業に関連する社会保障給付を受けていない層になる。

失業扶助と言った独立した制度がなくても、公的扶助が広く失業者を取り込めば、失業者は救済されることになる。通常、公的扶助の適用にはミーンズテストを前提として、適用審査は厳しく運営されるが、国によっては失業保険給付満了者に公的扶助をつなげる運用は可能であろう。

2. フランス

フランスには、労使協定に基づくすべての民間被用者を対象とする失業保険に加えて失業扶助がある。失業率が高まり、深刻な雇用不安になるにつれ、失業保険では処理しきれない失業者の保護のために失業扶助が活躍することになる。フランスでは政権交代のたびに、失業対策が一挙に変わる傾向にある。旧来の給付が廃止され、新たな給付が創設される。多様な趣旨で多様な給付が展開されてきた。

失業給付のカバー率に関しては、以下のことが問題となる。第 1 に、失業給付とは、失業

保険給付のみではく、失業扶助等の給付も含まれるようである。税を財源にする失業扶助系列の給付は､失業保険給付の支給が受けられなかったり､満了した失業者に広く適用される。従って、この給付をカウントするのであれば、当然ながら失業給付のカバー率は高くなる。

第２に、失業者総数としてどこまでを含めるかが決定的に重要である。フランスではカテゴリーA から E まで、5 段階としている（詳細は本論参照)。カテゴリーB、C はフルタイムではないが、就労を行っているカテゴリーであり、日本などの失業者数には算入されない領域である。多くの欧州の国々では、部分的失業を保護対象としている。労働時間の削減を被った労働者は、部分的失業者として失業給付の適用を受ける。この制度によって、保護される受給者数は多くなる。

第３に、カテゴリーD では職業訓練中の者は、失業者ではなくなる。しかしながら、職業訓練者は失業給付や失業扶助の給付の延長上で訓練給付を受給している。他にも雇用政策の観点から各種給付が導入されることがあるが､受給者の位置づけが必ずしも明らかではない。多様な給付が存在すると言うことは、それぞれの給付の受給者に同一人が重複してカウントされることもあり得る。例えば、年度中に失業保険給付を満了し、引き続き同じ年度内に失業扶助等を受給するとすれば､1 人が 2 度受給者として算入されている可能性もある。また、年度中に失業保険給付から訓練給付に切り替わった場合､該当者が失業者統計に含まれたり､含まれなかったりする危険もありえる。

3. ドイツ

ドイツでもフランスと同様に、失業保険に加えて、失業扶助制度が運営されている。ドイツでは、失業を届け出た登録失業者のことを「失業者」とする。そして、失業給付の受給者とは、失業保険給付の受給者と失業扶助の受給者の合計を受給者とする。但し、失業保険給付と失業扶助給付の両者を受給する者がいるので、両制度の受給者合計から併給者数を差し引かなければ、正確な数値にはならない。

失業保険給付の受給者は近年低下傾向にあり、受給率（失業給付受給者／失業者）は 1999年の 40.2%から 25.8%へ急落している。他方、失業扶助の受給者を見ると受給率は同じ期間に 33.7%から 65.8%へと急増している。失業保険と失業扶助の両者の受給者を合計した受給率では、73.9%から 89.2%へ増加している。つまり、受給率が増えているのは、失業扶助制度によるものであったと言える。

4. スウェーデン

スウェーデンでは、強制加入の失業保険は存在しない。国庫補助のついた任意加入の失業保険金庫が、中心的な機能を果たしている。加入率は約 70%である。公務員や事業主も任意で失業保険金庫に加入できる。他方、失業保険金庫に未加入の失業者、あるいは、加入していても受給要件を満たさずに保護がない失業者を対象に、基礎保険が準備されている。他の

国々における失業扶助に近い性格の制度と思われるが、使用者の拠出に基づいて国が運営するものである。低い定額での設定も、失業扶助と同様である。

さらに、スウェーデンの労働市場政策は積極的であり、給付金付の職業訓練制度がある。職業訓練を受けながら、所得保障が提供される。しかも、この給付は失業金庫からの失業給付とは異なる。また、若年者（18 歳から 25 歳未満）を対象に、発展給付と呼ばれる教育支援の給付も制度化されている。財源はすべて国庫による。

これらの福祉的な給付の展開と平行して、任意加入の失業保険金庫は財政難から制度条件が厳格化され、加入者を減らしている傾向にある。逆に、本人が負担して失業保険金庫に加入しなくても、基礎保険やその他の給付を受ける可能性が開かれている。

失業保険のカバー率は低下しているが、活動給付や発展給付の受給者を含めれば、何らかの保障を受けている失業者は減っているとは言えなくなる。活動給付や発展給付を受けながら職業訓練や教育に従事する者を、「失業者」とみなすのか、みなさないのかによってカバー率も大きく変わることになる。

第４節　小括

失業給付のカバー率に関しては、以上で述べてきたように多様な問題がある。国際比較するには、必ずしも信頼性が十分担保されているとは言えない状況にある。絶対的な数値の分析については、断定的な判断は差し控えるべきであろう。今後は、統一的な基準に従っての分析が待望されるところである。

【参考文献】

岡伸一『失業保障制度の国際比較』学文社、2004 年

労働政策研究・研修機構『ドイツ・フランス・イギリスの失業扶助制度に関する調査』JILPT 資料シリーズ、No.70、2010 年
（http://www.jil.go.jp/institute/chosa/2010/10-070.htm）

国立社会保障人口問題研究所『海外社会保障研究』No.183,「グローバル景気後退と各国の失業者支援政策」特集号、2013 年
（http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/sakuin/kaigai/183.htm）

各国比較表

	ドイツ	フランス
失業者に関する数値の出所	BA（連邦雇用エージェンシー）・登録失業者数	INSEE（国立統計経済研究所）・失業者数 Pôle emploi（雇用局）・求職者数
失業保険制度	失業給付Ⅰ	雇用復帰支援手当（ARE）
加入資格条件	全従属的就労者を対象とする強制加入	全被用者を対象とする強制加入
受給資格条件	(1) 実際に失業状態にあること - 就業機会の喪失、当該喪失の解消へ向けた努力、職業紹介への応諾、という 3 点の有無を基準に判断。 (2) 雇用エージェンシー (AA) に対する失業の申請があること (3) 一定期間、保険料納付義務のある雇用に就いていること - 離職前 2 年間のうち、少なくとも 12 ヶ月間の保険料納付が必要（時限的な特例措置あり）。	(1) 失業保険制度に一定期間加入していること - 50 歳未満： 離職直前 28 カ月間で 122 日 (610 時間) 以上 - 50 歳以上： 離職直前 36 カ月間で 122 日（610 時間）以上 (2) 正当な理由がなく自己都合退職 (辞職) した者ではないこと (3) 就労活動に必要な身体能力があること (4) 雇用局（Pôle emploi）に求職者として登録されていること (5) 求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること（再就職活動の指針となる「個別就職計画 (PPAE：Projet Personnalisé d'Accès à l' Emploi)」に従って行う必要がある） (6) 原則として、60 歳未満であること
補足的な失業補償制度（失業扶助制度）	失業給付Ⅱ	連帯失業手当（ASS）
受給資格条件	(1) 満 15 歳以上 65 歳未満であること、 (2) 稼得能力 (Erwerbsfähigkeit) があること、 (3) 要扶助性 (Hilfenbeduertigkeit) があること、 (4) 国内居住があることの 4 点（これらの要件を充足する限り、失業給付Ⅰ受給者であっても、非登録失業者であっても、受給が可能）。	原則失業給付（雇用復帰支援手当 (ARE)）の受給期間を満了した長期失業者。自発的に ASS の受給を選択した 50 歳以上の ARE 対象者。
部分的失業	操業短縮労働者助成金	部分的就業（Chômage partiel）
休業補償	失業保険の対象ではない（両親手当：—連邦政府が財源を全額負担）	失業保険の対象ではない（親保険から親手当を支給）

	デンマーク	スウェーデン
失業者に関する数値の出所	統計局（Statistics Denmark）失業者数	SCB（中央統計局）・労働力調査・失業者数
		公共職業紹介所・求職者数（完全失業者、職業訓練参加者）
失業保険制度	失業保険	失業保険
加入資格条件	賃労働により賃金を得ている就労者 。任意加入	失業保険金庫の対象職種・業種での就労。任意加入
受給資格条件	(1) 失業金庫に１年以上加入していること (2) 過去３年間の加入期間中—保険料納付期間—に 52 週以上就労していること (3) 新規学卒者は、訓練修了後２週間以内に失業金庫に申請すれば、卒業後１ヶ月を経過して失業状態にある場合に失業手当が支給される。	（1）基本的要件 ①使用者のために１日３時間、週平均 17 時間以上の就労が可能であること ②公共職業紹介所に求職者登録をしていること ③その他の点で自らを労働市場の自由に委ねること （2）就労要件 ①失業前 12 カ月間に 6 カ月以上かつ月 80 時間以上の就労をしたこと ②①を満たさないときには、失業前 12 カ月間の連続した 6 カ月間に計 480 時間以上、月 50 時間以上の就労をしたこと （3）加入者要件：失業保険金庫への加入期間が 12 カ月以上あること 基礎給付は（1）（2）、所得比例給付は(1)～(3)の充足が必要
補足的な失業補償制度（失業扶助制度）	—	活動手当および発展給付
受給資格条件	—	支給対象となる労働市場政策プログラムに参加すること。失業保険給付の受給権者が参加する場合、失業保険給付に代えて活動手当を支給。 一部のプログラムについては、18 歳以上 25 歳未満で失業保険給付受給権を欠く参加者に、活動手当に代えて発展給付を支給。
部分的失業	失業保険で対応	失業保険で対応
休業補償		失業保険の対象ではない（親保険から親手当を支給）

第１章

デンマーク

第１章　デンマーク[2]

第１節　社会的背景

1. 失業保険制度の歴史的背景

デンマークの失業保険は 19 世紀後半に労働組合が形成される過程でその共済活動の一環として実施されていた失業手当給付まで遡ることができる。19 世紀は労使紛争が多発し、1899 年の「9 月妥協」により労使関係の枠組みが形成された。1903 年国会に委員会が設置され、1907 年に失業保険法が成立した。

デンマークの失業保険の運営方法は、労働組合の保険として労働組合が失業保険金庫を管理運営し、政府がこれに補助を行う「ゲント方式」[3]が採用された。その後、100 年以上の間この方式が存続してきた。

近年の動向として、2001 年 11 月の総選挙で社会民主党首班政権が敗北し、自由党保守党連立政権が誕生した結果、失業金庫の自由選択制が解禁される等の改革によって失業金庫は大きな変容を被っている。

2. 失業率・失業者数の推移

デンマークの失業率は 2008 年 7 月と 2008 年 8 月に 2.2%の水準にあったが、2009 年 11 月以降をみると、5.5%から 6.9%（2010 年 2 月）の間を推移している（図表１－１参照）。失業者数では、2008 年 7 月には 6 万 250 人であったが、2009 年 12 月以降でみると、15 万 5,336 人から 18 万 3,817 人（2010 年 2 月）の間を推移している（図表１－２参照）。

図表１－１：失業率（確定値）の推移（2007 年 1 月～2013 年 6 月）

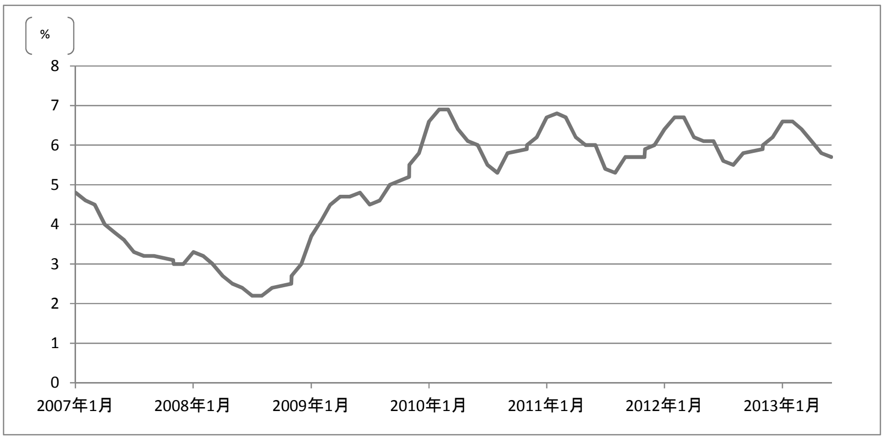

出所：デンマーク統計局数値より作成[4]

[2] 第１章は、菅沼（2011a）および岡（2004）を基本に北澤が改稿し、更に菅沼が若干の改稿を行ったものである。
[3] ゲント方式の一般的な理解は、労働組合の保険として労働組合が失業保険金庫を管理運営し、政府（地方政府または中央政府）がこれに補助を行う制度というものである。
[4] AUP02: Unemployed in per cent of the labour force (final) by region, age and sex : http://www.statbank.dk/statbank5a/default.asp?w=1680

図表１－２：失業者数（確定値）の推移（2007 年 1 月～2013 年 6 月）

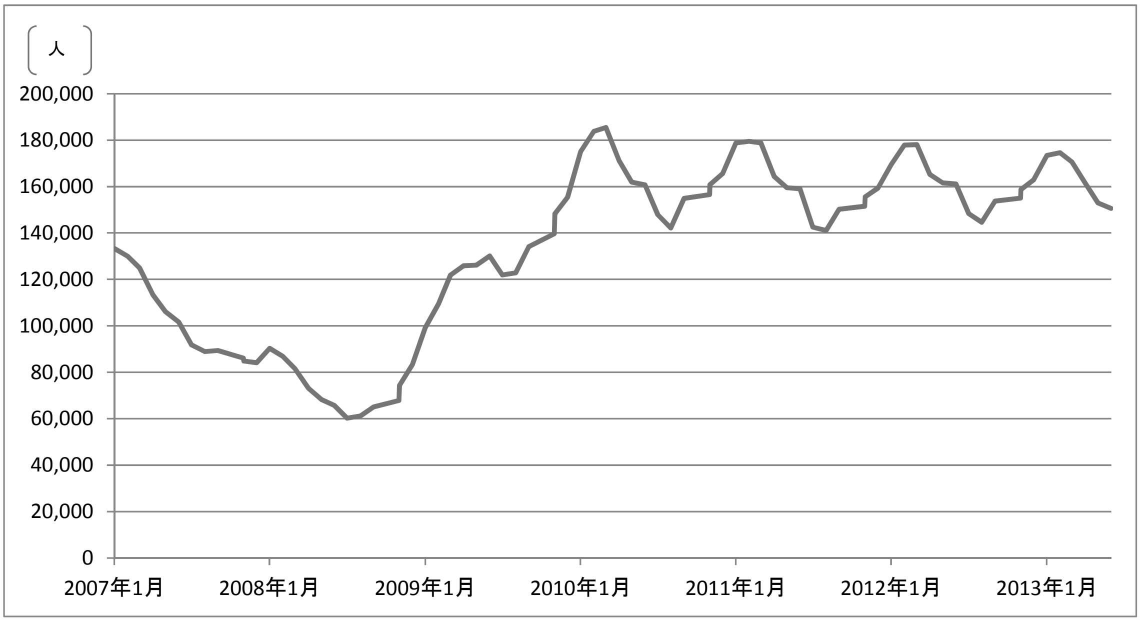

出所：デンマーク統計局数値より作成[5]

第２節　失業保険制度

岡（2004）はデンマークの失業保険の特徴として、任意加入制、新規学卒失業者への給付を含むこと、自営業も適用対象に含むこと等を挙げている。

1. 失業の概念（完全失業者の定義等）

デンマークにおいて、次の条件を満たす場合、完全失業者とされる。「非自発的な失業であること」「職業安定所で求職活動に積極的に従事すること」「職業安定所で管理されサインすること」「雇用に適していること」「労働能力を有すること」である。

2. 制度名・根拠法

失業保険法（lov om arbejdsløshedsforsikring）を根拠法としている。条文はデンマーク政府広報ポータル[6]で閲覧できる[7]。

3. 管理運営組織

既述のとおり「ゲント方式」を採用しており、労働組合が失業金庫を管理してきた。

---

[5] AUF02: Unemployed persons (final) by region, type of benefits, unemployment insurance fund, age and sex：http://www.statbank.dk/statbank5a/default.asp?w=1680
[6] デンマーク政府広報ポータル：
https://www.retsinformation.dk/Forms/r0710.aspx?id=157989
[7] デンマーク政府広報ポータル（2013 年の改正：30. december 2013）：
https://www.retsinformation.dk/Forms/r0710.aspx?id=160931

(1) 所管と失業金庫

失業保険は職業省（Beskæftigelsesministeriet[8]）の部局である労働市場管理庁（Arbejdsmarkedsstyrelsen[9]）の第１課が所管している。

(2) 失業金庫の４類型

失業金庫は労働市場管理庁の所管のもとに設立されている独立した民間団体とされている。失業金庫は、次の4つの類型に分けられる（失業保険法第32条）。

（a）被用者限定型[10]：特定の被用者（労働組合員）に構成員を限定している金庫
（b）業種限定混合型[11]：特定業種の被用者（労働組合員）または自営業団体に限定している金庫
（c）被用者・自営横断型[12]：被用者あるいは自営業者いずれかにおいて横断的に加入できる金庫
（d）総合横断型[13]：被用者・自営業者に限らず横断的に加入できる金庫

ここでは条文番号に基づき、a項金庫、b項金庫、c項金庫、d項金庫と呼ぶ。金庫は定款においてどの項目に該当するかを明示し、a項金庫、b項金庫は適用対象となる業種を明示することになっている（第32条）。失業金庫は最低10000人の加入者で構成されることを要件としている（第32条第2項）。2014年1月現在、26の失業金庫がある（図表１－３参照）。

[8] http://bm.dk/
[9] http://ams.dk/
[10] fagligt afgrænset for lønmodtagere
[11] fagligt afgrænset for lønmodtagere og selvstændige erhvervsdrivende
[12] tværfaglig for enten lønmodtagere eller selvstændige erhvervsdrivende eller
[13] tværfaglig for lønmodtagere og selvstændige erhvervsdrivende

図表１－３：失業金庫一覧（単位：クローナ）

		失業手当給付充当保険料	労働市場付加年金拠出金	管理保険料	類型
1	Akademikernes（大卒）	326.00	7.00	75.00	a
2	Byggefagenes A-kasse（建設労働組合）	326.00	7.00	140.00	a
3	Danske Sundhedsorganisationers A-kasse（保健医療）	326.00	7.00	66.00	a
4	El-fagets A-kasse（電力）	326.00	7.00	152.00	a
5	Faglig Fælles Akasse（合同労組）	326.00	7.00	144.00	a
6	FOA - Fag og Arbejdes A-kasse（ケア・サービス労働）	326.00	7.00	123.00	a
7	HK/Danmarks A-kasse（商業・事務職員）	326.00	7.00	127.00	a
8	Metalarbejdernes A-kasse（金属労働）	326.00	7.00	139.50	a
9	Teknikernes A-kass（専門技術者）	326.00	7.00	125.00	a
10	Børne- og Ungdomspædagogernes Landsdækkende A-kasse（児童・若年指導員）	326.00	7.00	90.00	b
11	Funktionærernes og Servicefagenes A-kasse（職員・サービス）	326.00	7.00	111.00	b
12	Fødevareforbundet NNFs A-kasse（食品･菓子）	326.00	7.00	154.52	b
13	Lærernes a-kasse（教員）	326.00	7.00	90.00	b
14	Socialpædagogernes A-kasse（ソーシャルワーカー）	326.00	7.00	101.00	b
15	A-kassen for Journalistik, Kommunikation og Sprog（報道・通信・言語）	326.00	7.00	100.00	c
16	Business Danmarks A-kasse（ビジネス）	326.00	7.00	108.00	c
17	CA a-kasse（エコノミスト）	326.00	7.00	118.00	c
18	Dana - de selvstændiges（自営業）	326.00	7.00	191.00	c
19	Det Faglige Hus - A-kasse（仕事の家）	326.00	7.00	118.00	c
20	FTF-A（職員・公務員合同）	326.00	7.00	93.00	c
21	Kristelig A-kasse（クリスチャン）	326.00	7.00	127.00	c
22	Ledernes A-kasse（管理職）	326.00	7.00	100.00	c
23	Magistrenes A-kasse（修士）	320.00	6.00	132.00	c
24	Min A-kasse（ミン（私の）金庫）	326.00	7.00	110.00	c
25	Frie Funktionærers A-kasse - Tværfaglig（自由職員）	326.00	7.00	111.00	d
26	ASE('A-kassen for Selvstændige Erhvervsdrivende')（自営業・経営者）	326.00	7.00	119.00	d

出所：失業金庫連合ホームページ[14]より作成

14 http://www.ak-samvirke.dk/a-kasse-liste
http://www.ase.dk/loenmodtager/priser-og-udbetalinger

(3) 労働組合との関係

歴史的に失業金庫と労働組合は密接な関係を形成してきた。労働組合は産業別・職業別組織が主流であり、その上に４つのナショナルセンターがある。最大組合はデンマーク全国連合（労働総同盟とも呼ばれる）（LO: Landsorganisationen i Danmark[15]）であり、組織労働者の 6 割前後が加盟している。ホワイトカラーと現業の公務員の多くが加入する職員・公務員共同会議（FTF: Funktionærernes og Tjenestemændenes Fællesråd[16]）が 17%、大卒中央組織（AC: Akademikernes Centralorganisation[17]）が 6.7%と続く。もう１つのナショナルセンターとして Lederne があるが、管理職組合であるため労働組合と見なすべきかしばしば議論になる。ただし、独自の失業金庫を持ち、失業保険法上は労働組合として扱われる。LO はブルーカラー労働組合が多く加盟しており、また社会民主党の支持母体である。2002 年 6 月の失業保険制度改革により「横断的失業金庫」が認められ、失業金庫選択の「自由」が拡大された。

実際の失業金庫と労働組合との関係は複雑である。第１に、これまで異なった業種・異なった労働組合の失業金庫が合併することも珍しく無かったこと、第２に、2002 年 6 月の横断的失業金庫の解禁により、労働者は自分の加盟する労働組合と関係を持たない失業金庫を選ぶことができるようになったこと、第３に、労働組合も離合集散を繰り返していること、第４に、労働組合は、産業別組合、職種別組合、一般組合が併存していることなどが理由である。このような理由で労働組合と失業金庫とを対応させることが困難な部分がある。

4. 適用対象（加入資格要件）

(1) 加入資格

失業金庫への加入は任意である。26 ある失業金庫のうち、金庫が加入資格を限定している場合を除き、いずれに加入するかは個人の選択による。複数の失業金庫に加入することはできない。失業金庫は失業手当の給付とともに「早期退職手当」の保険者でもあり、労働者は失業金庫加入の際に早期退職手当の加入を選択することができる。

加入資格は以下のとおりである。デンマークに住所があり居住している者で、18 歳以上かつ国民年金支給開始年齢より 2 歳若い年齢で、次の項目に該当する者とされる（第 41 条)。

(a) 賃労働により賃金を得ている就労者。

(b) 18 カ月以上の職業学校・職業訓練を修了した者。失業金庫が書類審査を行う。年齢については、18 カ月以上の職業訓練を受けた者ならば 18 歳未満であっても加入資格を有する（41 条第 2 項)。

---

15 http://www.lo.dk/
16 http://www.ftf.dk/
17 http://www.ac.dk/

（c）事業を経営している自営業者。
（d）親とともに自営業に従事している者。
（e）兵役に従事している者。
（f）コムーネ（市）の業務、すなわち市長、市理事会議員、専門委員会議員、国会議員、閣僚、EU 議会議員。

以上のように適用範囲は、公務員、新規学卒者（職業訓練修了者を含む)、自営業、兵士および特別公務員を含み、極めて広い。ほとんど全ての就労者が加入できるため制度的に排除される者は少ない。但し、任意加入・定額保険料であるため低賃金労働者、若年失業者らが加入しない事例が多くみられる。ちなみに、自営業者と新規学卒者に加入資格が拡大されたのは 1979 年に早期退職手当が導入された際である。

（2） 加入形態

加入形態は次の 3 種に分けられる。

（a）フルタイム被保険者（fuldtidsforsikrede）
（b）パートタイム被保険者（deltidsforsikrede）
（c）新規学卒・職業訓練修了被保険者（dimittender）

フルタイム被保険者は 12 週間に 360 時間以上就労した者が適用対象となる。つまり、週 30 時間就労がフルタイムとパートタイムの境界ということになる。新規学卒者は 18 カ月以上の職業訓練を修了した場合に加入資格を得ることができる。

5. 受給資格要件

（1） 受給資格

受給資格は失業金庫に 1 年以上加入していることによって認められる。「就労条件」が設定されており、過去 3 年間の加入期間中―保険料納付期間―に 52 週以上就労していることである。パートタイム被保険者の場合は、過去 3 年間の加入期間中に 34 週以上就労していることが条件となる。

新規学卒者は、訓練修了後 2 週間以内に失業金庫に申請すると、資格期間は 1 カ月とみなされる。つまり、卒業後 1 カ月を経過して、失業状態にある場合に失業手当が支給されることになる。

（2） 資格再取得制度

失業手当支給期間が終了した場合、過去 3 年間に 26 週以上就労した場合（パートタイム

被保険者の場合は17週)、あるいは同等の自営的業務に従事した場合に再度資格を取得することができるという規定がある。

(3) 自己都合退職・再就職拒否の扱い

合理的理由なしに就労を拒否した場合は3週間支給停止される。合理的理由を欠く場合として、 次の場合が該当し、自己都合退職と見なされる。(b)から(d)の「提供」とは求職相談や職業訓練などの再就職支援を意味する。

(a) 適切と見なされる紹介された仕事を拒否した場合
(b) 再就職計画に基づいた提供に参加したが、適切と見なされる提供された仕事を拒否した場合
(c) 再就職計画に基づいた提供を拒否した場合あるいはその提供に協力しなかった場合
(d) 再就職計画に基づいた提供を中止した場合
(e) 合理的理由なしに離職した場合
(f) 本人に非があって解雇された場合
(g) 12カ月の間に2回以上ジョブセンター(公共職業紹介所)または失業金庫に出頭しない場合

また、過去12カ月の間に2回自己都合退職・再就職拒否と見なされると、 受給権が失われる。受給権が停止された者が、再度権利を獲得するためには、過去10週間に300時間以上フルタイム労働に従事しなければならない。パートタイム被保険者になる場合は過去 10週間に 150 時間以上従事しなければならない。自営業の場合、26 週間中断なく内容の伴う事業を行わなければならない。すなわち、初回の支給停止期間を3週間としている点で寛大な給付であるといえるが、2度目は受給権停止となる点でペナルティは大きいといえる。

6. 受給者数(比率)

失業保険の受給者数は2008年7月には3万2,024人であったが、2010年1月には11万8,411人まで増加し、その後、8万人から12万人の間で推移している(図表1－4参照)。

失業者に占める失業保障給付全体(失業保険及び公的扶助の合計)の受給者比率では、80.7%(2013年1月)が最高水準であり、60.6%(2010年10月)が最低水準である(図表1－5参照)。失業保険に限定した(公的扶助を除いた)受給者比率では、67.6%(2010年1月)が最高水準であり、49.9%(2008年6月)が最低水準である。

図表１－４：失業保険・公的扶助受給者比率の推移（2007 年 1 月～2013 年 6 月）

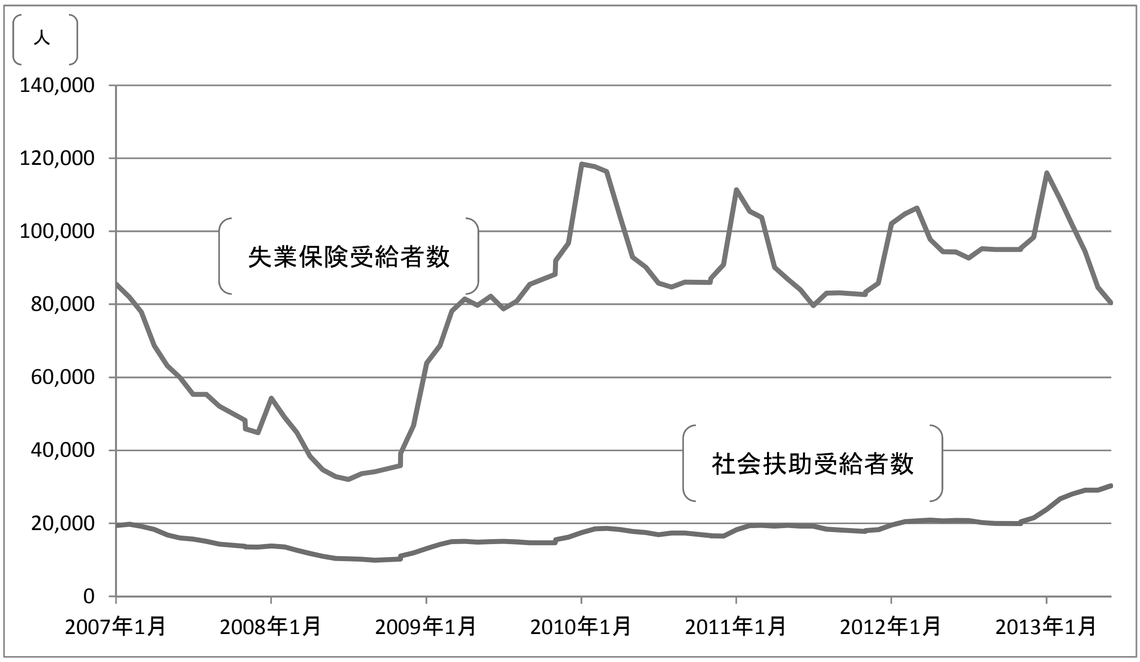

出所：デンマーク統計局数値より作成

図表１－５：失業保障給付受給者比率の推移（2007 年 1 月～2013 年 6 月）

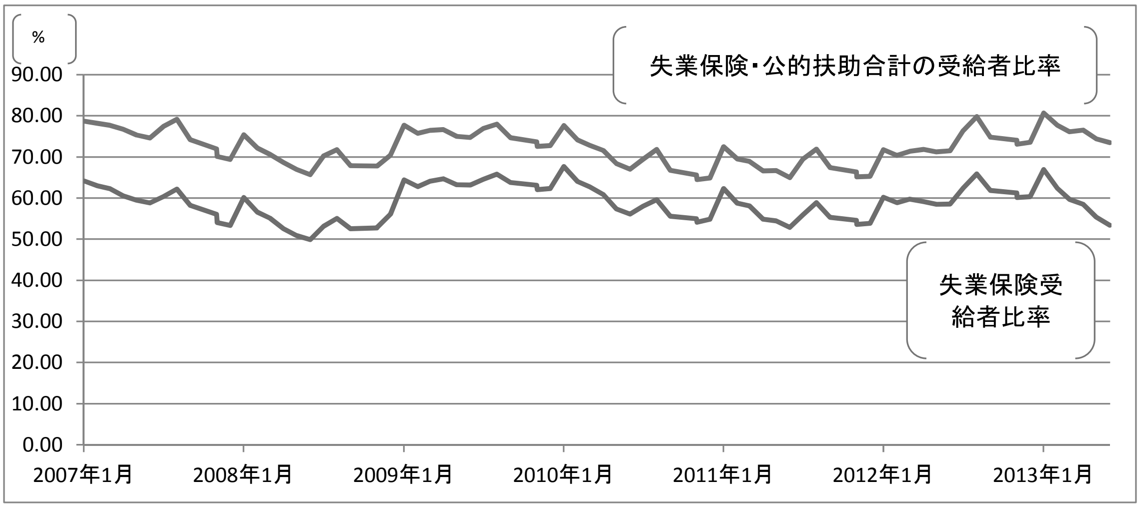

出所：デンマーク統計局数値より作成

7. 支給期間（算定基礎）

1993 年に始まる労働市場改革に伴い、支給期間は徐々に短縮されている。1994 年以降の支給期間短縮の推移は図表１－６のとおりである。

図表１－６：失業保険支給期間の推移

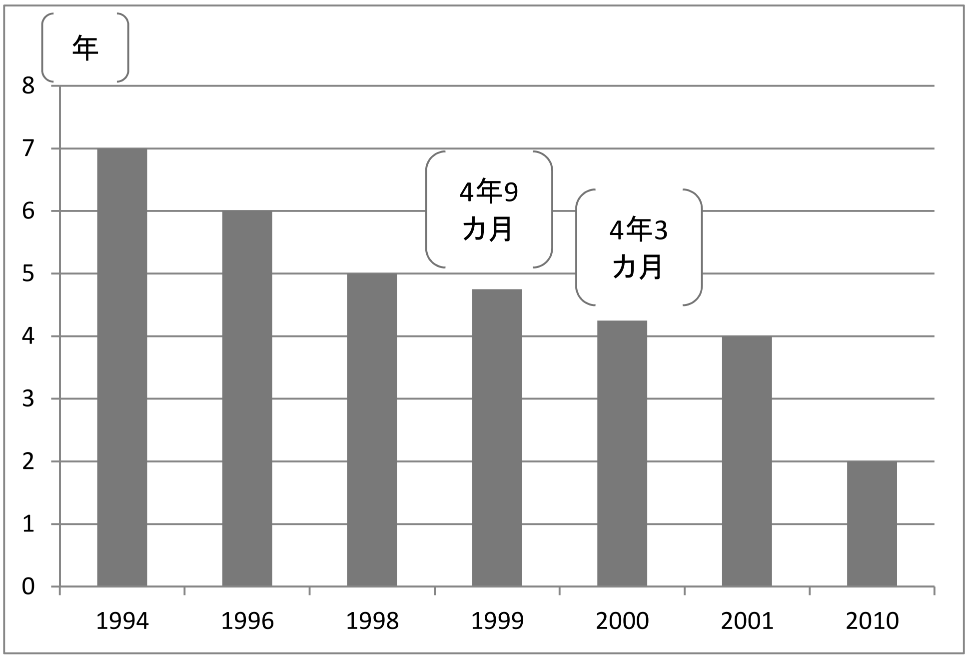

出所：菅沼（2011b）より作成

8. 支給額（算定基礎、給付水準）

（1） 算定基礎[18]

失業給付の算定基礎に関しては、通常、過去 12 週間、あるいは、3 カ月間の平均所得額を基にして算出され、労働市場基金（Arbejdsmarkedsfonde）[19]への拠出が控除される。標準所得には上限は設定されていない。失業給付は週 5 日分支給される。

（2） 支給額

失業手当（Dagpenge）の給付率は所得代替率 90％といわれる。ただし、手当支給額は上限額が設定されている。すなわち従前賃金が手当上限額の 9 分の 10 を超える者は所得代替率が 90％未満になる。デンマークの失業保険は寛大な給付といわれるが、これは比較的低所得者の場合である。この上限額は「給付率規制法（Lov om en satsreguleringsprocent）[20]」に基づいて毎年「伸び率」を決定することになっているが、同法 6 条で財務大臣が前年 8 月までに変更率を表明することとされており、実際には政党間の協議に基づいている。すなわち政治的に決定される。法律は給付額引き上げ率が 2 ％を超える場合に一般財源以外の基金を

18 岡（2004）参照。
19 1993 年に施行された税政及び 1994 年の労働市場改革に関する法律に基づき、政府が実施する各種労働市場施策の財源確保を目的として設立された基金。
20 デンマーク政府広報ポータル：
https://www.retsinformation.dk/Forms/r0710.aspx?id=5441

使用する際のルールを規定したものである。最近５年の給付上限額は図表１－７のとおりである。

図表１－７：失業手当上限給付額（単位：クローナ）

	フルタイム		パートタイム	新規学卒者	
				フルタイム	パートタイム
	日額	週当たり	日額	日額	日額
2010 年	752	3760	501	617	411
2011 年	766	3830	511	628	419
2012 年	788	3940	525	646	431
2013 年	801	4005	534	657	438
2014 年	815	4075	543	668	446

出所：労働市場管理庁ホームページ[21]等参照

１週間は５日とみなされ、年間給付週は 52 週とみなされている。パートタイムは、フルタイムの３分の２となっている。つまり、デンマークの失業保険の所得代替率を 90％と見なすことは誤解を与えることになる。一定所得以下の者にとって 90％であり、それを超えた者にとっては所得代替率は小さくなる。このため、再就職支援策などを度外視すれば、従前報酬が高い者の再就職インセンティブが高くなり、低い者のインセンティブは小さくなることが推測される。

9. 財源（保険料率、国庫負担等）

失業給付は政府によって支出されるが、労働市場基金への拠出は被保険者と使用者、さらに、自営業者によって行われる。失業給付の全財源のうち拠出による部分は小さく、大部分は税金によって賄われている。

（1） 保険料と金庫管理保険料

失業手当給付相当分に充当される保険料は定額制である。全ての金庫で同額である（図表１－３）。フルタイム被保険者は月額 326 クローナ（2014 年）、パートタイム被保険者はフルタイムの３分の２である。新規学卒者は保険料負担がない。事業主（雇用主）の保険料負担は 2000 年まで実施されていたが、2001 年から廃止された。事業主は、解雇、一時帰休、契約期間以前の雇用の停止の際には、最初の２日間の失業手当を負担することになっている（84 条）。事業主負担は失業保険手当財源の２ ％以下であるといわれる。

[21] 労働市場管理庁ホームページ：
http://ams.dk/~/media/AMS/Dokumenter/Satser/Satser%20mv%20p%20arbejdslshedsforsikringens%20omrde%202013pdf.ashx

各失業金庫はこれに加えて事務管理のための管理保険料を上乗せできる。この金庫管理保険料は金庫毎に異なる。このため、各失業金庫の保険料額は異なる。各金庫のホームページ、加入案内冊子には「価格表」として保険料額表が掲載されている。

重要なことは管理保険料が金庫毎に異なるため、金庫は加入者を獲得するために管理保険料を引き下げる場合があることである。つまり「価格競争」が一部で生じている。

（2） 国庫負担

国庫負担は定まっていない。定額保険料は、毎月国庫に納付される。政府は各金庫に失業手当交付金（refusion）を給付する。定額保険料と失業手当の差額分が国庫負担となるため、高失業時には国庫負担額は増え、低失業率の際は小さくなる。また、失業率が低下すると国庫納付金が手当交付金を上回ることもある。だが、大雑把にいって、失業保険給付費のおよそ 3 分の 2 が国庫負担されているという。2014 年現在、月額保険料 326 クローネで、失業時に日額 815 クローネの給付を受けることができるため、加入者からみるとメリットが大きい。このことが任意加入にもかかわらず―ゲント方式に加えて―高い加入率を支えているもう一つの理由である。

10. 早期退職手当（エフタロン）[22]

失業保険制度を補完する制度として早期退職手当がある。これは 1979 年に創設された。若年失業者の雇用を拡大するために、高年齢者の早期引退を促すことを目的に導入された。これは事前の保険料拠出を条件とする任意加入の制度である。頻繁な制度改正と経過措置により適用条件は複雑になっているが適用を受けるには、次の条件を満たす必要がある。

（a）年齢が 60 歳から 67 歳で労働能力が減耗している者
（b）失業金庫への早期退職保険料の 30 年間拠出（生年により拠出要件が異なり複雑である。例：1959 年以前に生まれた者は、過去 25 年間に 20 年の拠出、1959 年以降 1978 年以前に生まれた者は 25 年の拠出など）
（c）失業給付の受給権者あるいは現在受給中の者
（d）デンマーク居住者
（e）年金受給者でないこと
（f）年間 200 時間以上の就労に従事していないこと

（c）項にみられるごとく、労働能力があり求職中の者が対象であるが、金庫による書類審査を原則とするため能力判定の条件は緩やかである。失業給付受給後の最初の 5 週間は一切

22 岡（2004）参照。

の雇用が禁止されている。その後は、年間200時間までの範囲内で就労することが認められる。ただし、所得制限が設けられている。この給付の受給中に国民年金（現在 67 歳支給開始）を併給することはできない。

高齢失業者を対象とした失業給付の支給額は生年により異なるが、失業手当日額の最高支給額の 91～100%が支給される。ただし、上限が設定されている。

第３節　公的扶助制度[23]

1. 適用条件・適用対象

失業者を特別な対象に設定した失業扶助制度はない。だが、生活困窮者には「現金救済」と呼ばれる公的扶助制度が適用される。日本と異なり、67 歳以上の全ての国民に税を財源とする国民年金が給付され医療費は疾病保障制度があるので全国民無償であり、障害者には別途年金給付がある。このため公的扶助の対象者の多くは現役世代である。したがって多くの場合、失業保険が適用されない失業者を対象として想定している。適用に際しては、資力調査が課される。受給者は求職活動が義務付けられ、適職は受け入れなければならない。職業教育や訓練にも応じなければならない。また、2014 年 1 月より 30 歳未満の者は公的扶助の適用対象外となった。替わりに教育訓練扶助が給付されることになり、就労義務が一層強められるようになった。

2. 支給額

公的扶助の基礎給付の支給額は、家族構成に配慮して決定される。扶養義務のある子供がいる世帯では、失業保険給付の最高 80%、23 歳以上で子供のいない世帯の場合には失業保険給付の 60%相当となる。なお、子供の多い世帯や住宅費の高い世帯に対しては、住宅費が別途追加的に支給される。

公的扶助を受給しながら何らかの収入があった場合、その収入の種類によっては公的扶助給付が削減され、収入との調整がはかられる。他方、公的扶助の支給最高限度額も基礎給付と住宅費の合計が税引き後の従前収入の 90%に設定されている。最後に、こうした規定とは別枠で、家具の購入や子供の洗礼式や堅信の典礼、賃貸住居への入居費、医療費等の特別な出費については、公的扶助から特別に支出される。

3. 受給者数

受給者数の最新の数値（確定値）では、2013 年 6 月の時点で失業者数 15 万 587 人に対して、3 万 269 人が公的扶助給付を受けている（図表１－８参照）。受給者比率にして 20.1%である（図表１－９参照）。ちなみに、失業保険給付の受給者が 8 万 390 人、率にして 53.4%

[23] 岡（2004）参照。

であることから、失業保険及び公的扶助を合計した受給者比率は 73.5%となる。

図表１－８：公的扶助受給者の推移（2007 年 1 月～2013 年 6 月）

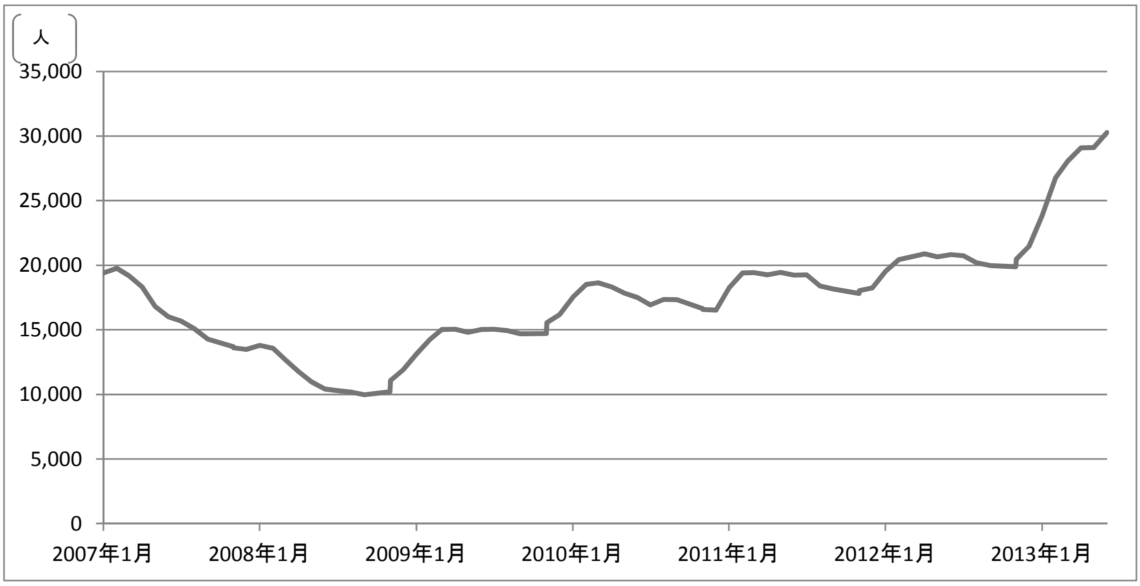

出所：デンマーク統計局数値より作成

図表１－９：公的扶助受給者比率の推移（2007 年 1 月～2013 年 6 月）

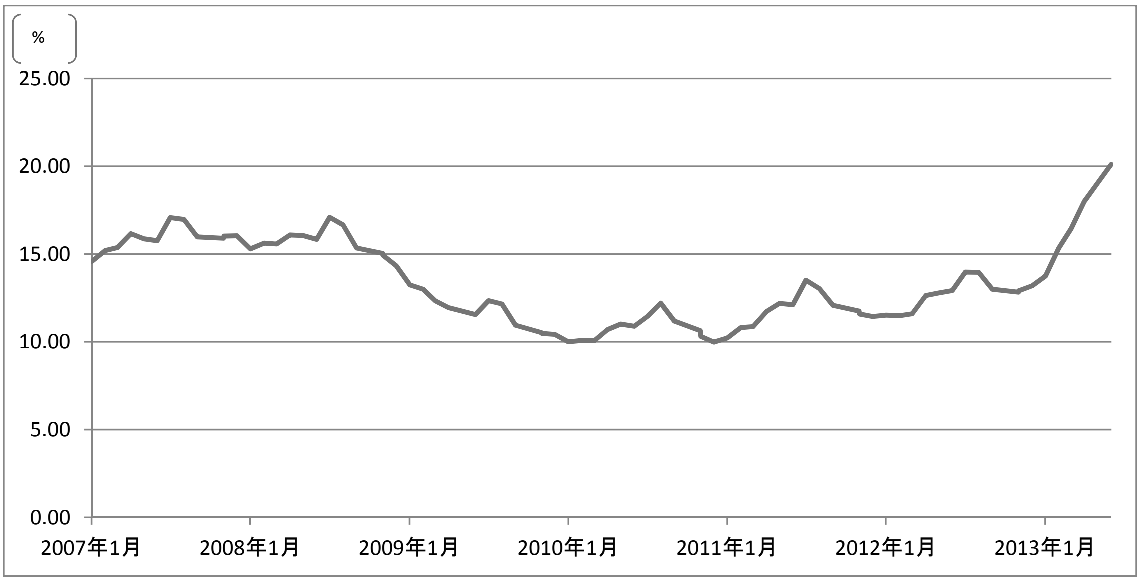

出所：デンマーク統計局数値より作成

【参考文献】

岡伸一（2004）『失業保障制度の国際比較』学文社

菅沼隆（2011a）「デンマークの失業保険 ： 失業金庫とフレクシキュリティ」『立教経済学研究』 64 巻（3 号）、pp.1-21、2011-01-20

（http://www.rikkyo.ac.jp/eco/research/pdf/papar/no64/p001_021_1_64_3_suganuma_takashi.pdf）
菅沼隆（2011b）「デンマークにおける失業手当期間の短縮―フレクシキュリティの解体?」『週刊社会保障』65 号（通巻 2616 号）、pp.42-47、2011-02-14

第２章

フランス

第２章　フランス

第１節　社会的背景

1. 失業保険制度の設立の経緯、歴史的、思想的背景

フランスの失業保険制度は、労使代表の合意により定められた協定を政府が承認するかたちで成り立っている。国が主体となって行う法定社会保障制度とは区別されたものであり、社会保障法典（Code de la sécuirité sociale）L.111-1[24]に規定されている法定の「社会保障（sécurité sociale)」には含まれず、法定外制度のひとつとして「社会保護（protection sociale)」制度の一部を担っている。

失業保険制度が欧州の主要国において創設された時期は 20 世紀前半である。イギリスでは 1911 年に、イタリアでは 1919 年、ドイツでは 1927 年、デンマークでは 1907 年、スウェーデンでは 1935 年に[25]創設された。これに対してフランスにおいて強制加入を基本とする失業保険制度が創設されたのは 1958 年と比較的遅い。早い時期から工業化が進んだ英独と異なり、フランスでは農業中心の産業が 1930 年代まで維持されたことや、北欧と比較すると労働組合運動が組織的に弱いとともに、組合運動の目的が労働条件の改善よりも社会全体の根本的な変革を重視していたことなどが、その理由として挙げられる[26]。20 世紀前半の失業保険に関する制度は、国や市町村が公的扶助として実施するものしか存在しなかった。1949 年に国際労働機関（ILO）の失業給付条約（非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約（第 44 号））を批准[27]したことが契機となって強制的な失業保険に関する制度の構築が進んでいった。

今日のフランスの失業保険制度は、1958 年 12 月 31 日の労使代表による合意[28]に基づいて創設されたものである[29]。この労使合意によって失業保険制度にあたる「全国商工業全職業的失業者特別手当制度[30]」が設けられ、既存の公的扶助制度に接続された[31]。これ以降、労使間交渉による「失業保険協定」によって改定が繰り返され現在に至る。

---

24 Code de la sécurité sociale, Article L111-1
http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?cidTexte=LEGITEXT000006073189&idArticle=LEGIARTI000006740077&dateTexte=20140124
以下、本稿におけるホームページ最終閲覧は 2014 年 5 月 28 日。

25 岡（2004）を参照。

26 大久保良香（1989）を参照。

27 ILO ホームページ参照。
http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO::P11300_INSTRUMENT_ID:312189

28 Convention collective nationale interprofessionnelle est conclue le 31 décembre 1958

29 これ以前にも 1905 年法に基づくコミューン失業金庫による公的扶助の手当と現物給付によって対処するシステムは存在したが救済される失業者は限定的なものであった（都留（2000）p. 74、岡（2004）p. 9 参照）。

30 Régime national interprofessionnel d'allocation spéciale aux travailleurs sans emploi de l'industrie et du commerce

31 松村（2007）を参照。

2. 労働市場

（1） 求職者（Demandeurs d'emploi）の分類について

フランスの失業率は2013年から2014年にかけて過去最悪の水準にある。政府が公表する失業に関する数値として、国立統計経済研究所（INSEE：L'Institut national de la statistique et des études économiques）が四半期に1回発表する失業率と、雇用局（Pôle emploi＝公共職業安定所）が毎月発表する「求職者数」がある。

労働省の失業対策の基本となっている数値は、雇用局発表の求職者数である（フランスでは失業対策の基本となる数値として5種類の求職者数を念頭においている）。雇用局に登録された求職者はA～Eの5つのカテゴリーに分類される[32]。カテゴリーAの求職者とは、積極的に求職活動を行っている求職者のうち、1カ月間に一切の就労活動を行わなかった者を指す。カテゴリーAの求職者が「失業者（Chômeur）」または「狭義の求職者」として扱われることが多い。カテゴリーBとは、積極的な就職活動を行っている求職者のうち、1カ月間に78時間以下の（一時的な）就労をした者であり、1カ月間に78時間を超える就労活動を行った者をカテゴリーC）の求職者としている。カテゴリーA～Cの求職者は、1カ月間に積極的に就職活動を行っていた求職者である。積極的な求職活動を行っていなくとも、雇用局に求職者登録をすることが可能な場合がある。職業訓練中や病気療養中で無職の者は、積極的な求職活動を行っていなくとも求職者登録が認められ、カテゴリーDと分類される。また、同様にある種の特殊雇用契約を締結して就業している者などは、積極的な求職活動を行っていなくとも求職者登録が認められ、カテゴリーEに分類される（図表２－１参照）。ILOなどによる失業者の定義に従えば、カテゴリーB及びCの求職者は就業実績があるため、カテゴリーD及びEの求職者は積極的な求職活動を行っていないため、失業者には当てはまらない。

図表２－１　求職者の定義（カテゴリーＡ～Ｅ）

カテゴリーＡ	積極的に就職活動を行っている求職者のうち、1カ月間に就業活動を一切行わなかった者。失業者（Chômeur）または「(狭義の)求職者」。
カテゴリーＢ	積極的に就職活動を行っている求職者のうち、１カ月間に78時間未満就労した者。
カテゴリーＣ	積極的に就職活動を行っている求職者のうち、１カ月間に78時間以上就労した者。
カテゴリーＤ	職業訓練中などで無職の状態にある求職者。
カテゴリーＥ	特殊雇用契約等による就業中の求職者。

出所：雇用局ホームページを参考に作成

[32] 2009年の雇用局創設前までは8種類に分類していた。

最近の失業者数の推移を見ると、図表２－２に示したようにカテゴリーA、B、C ともに増加傾向にある。

図表２－２　求職者数の推移（2010 年 11 月～2013 年 11 月）

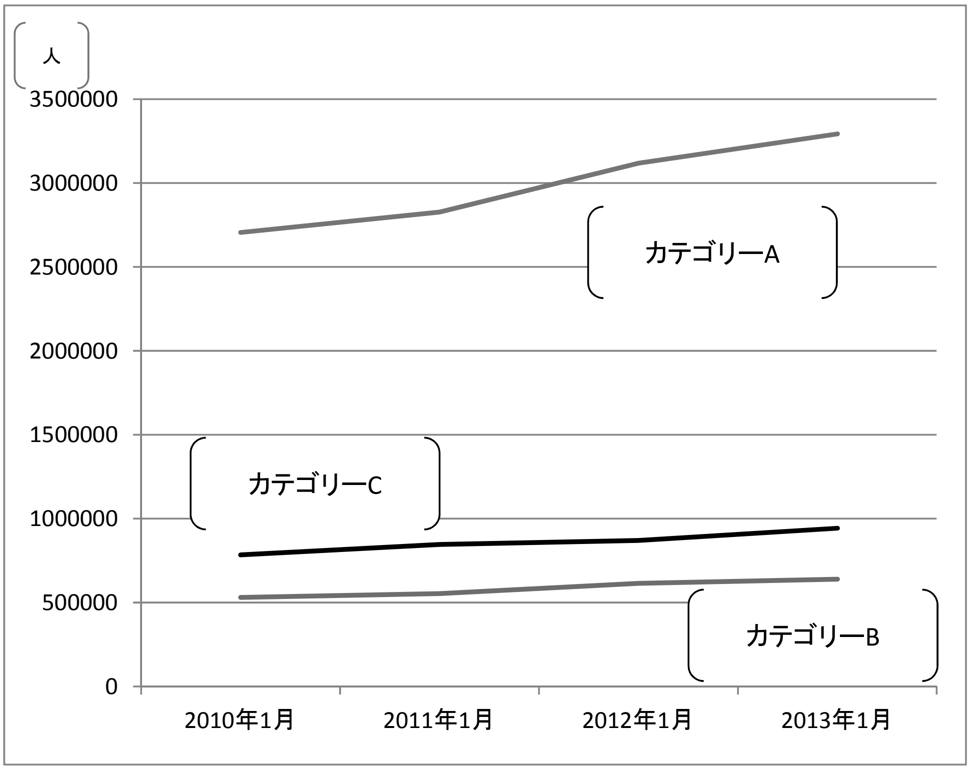

出所：雇用局公表資料より作成

（2）　雇用失業状況

年齢別にみた場合、若年の失業率が高いことが特徴として挙げられる。15 歳から 24 歳の失業率が突出して高い（図表２－３参照）。また、長期失業者の割合は 1 年以上 3 年未満が 40%を超え、3 年以上では 12%となっており、高い水準で微増傾向にある（図表２－４参照）。図表２－４は2012年１月以降の１年以上及び３年以上の失業者の割合を示したものであり、図表２－５及び図表２－６は 2010 年から 2013 年までの各年 11 月の失業者の失業期間別にグラフにしたものである（図表２－５は縦軸が人数、図表２－６は割合を示している）[33]。

[33] カテゴリーA の求職者の休職期間が 1 年以上の者の割合について、過去の状況を振り返ると、1998 年には 4 割近くに達していた。その後、景気回復や長期失業者（求職者）向けの雇用契約や職業訓練などの政策が功を奏したこともあり、この割合は低下して 2002 年 9 月に 29.2%となった。しかしながら、その後は上昇に転じ 2004 年半ば以降は、30%を超える水準で推移している。

図表２－３　年齢別失業率の推移（2003 年第 1 四半期～2013 年第 3 四半期）

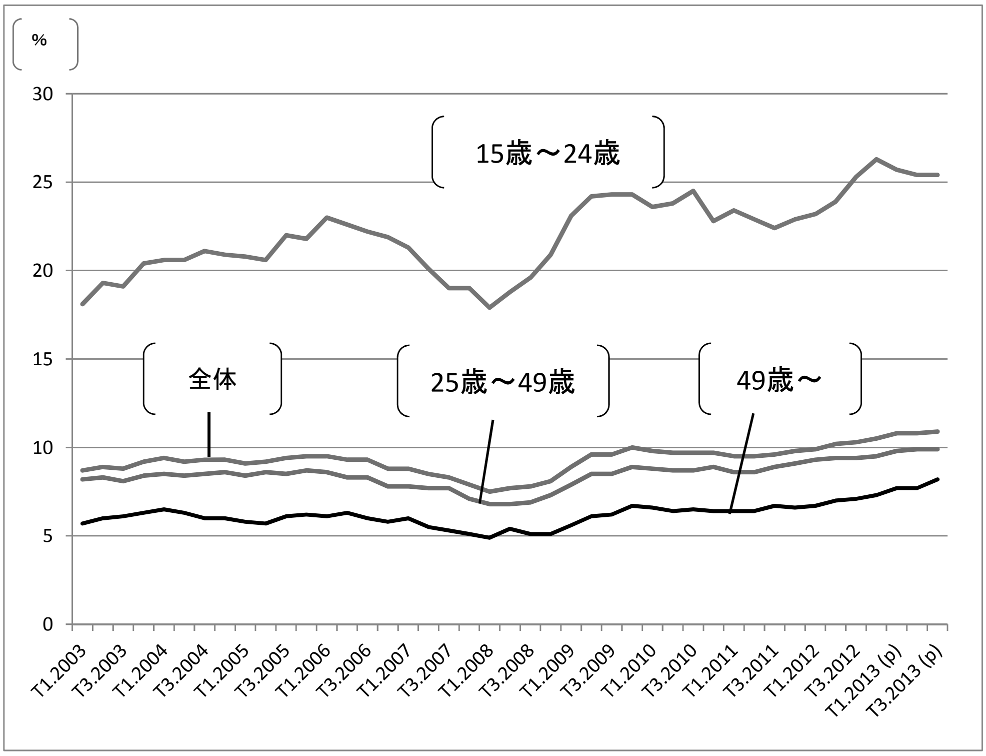

出所：INSEE 公表資料より作成

図表２－４　長期求職者比率の推移（2012 年 1 月～2013 年 11 月）

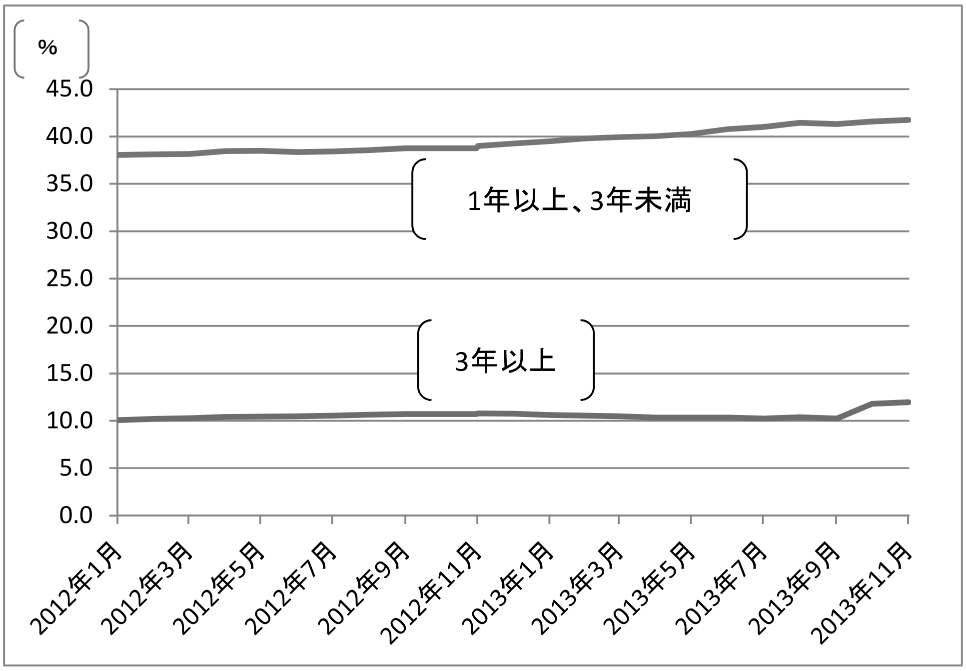

出所：雇用局公表資料より作成

図表２－５　長期求職者数の推移（2010 年 11 月～2013 年 11 月）

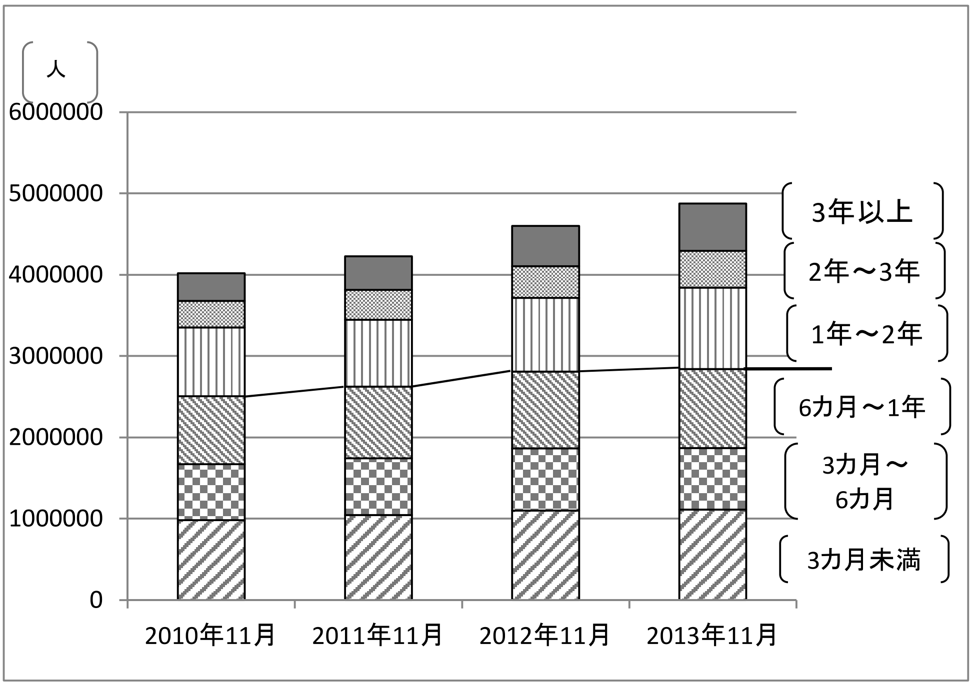

出所：雇用局公表資料より作成

図表２－６　長期求職者数の推移（2010 年 11 月～2013 年 11 月）

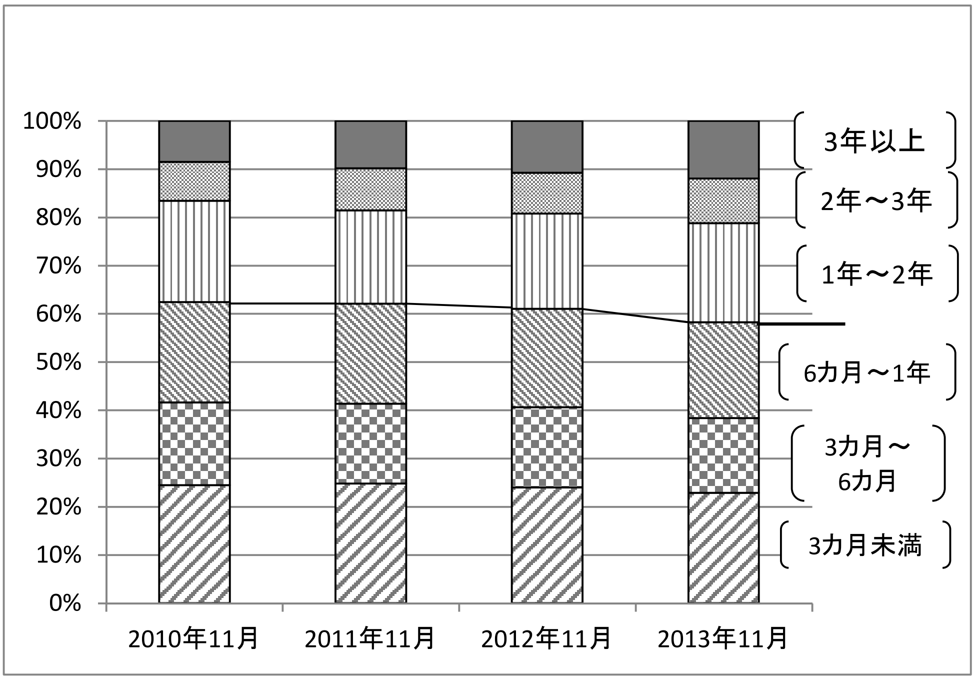

出所：雇用局公表資料より作成

第２節　失業保険制度

1. 失業の概念（完全失業者の定義等）

INSEE が用いている失業の定義は、ILO によって 1982 年に採択された国際的な定義であり、失業者は次の３つの条件[34]を同時に満たしている生産年齢（15 歳以上）の者であるとされている。

（a）基準週の間に全く就業していない者
（b）15 日以内に仕事をはじめられる者
（c）積極的に求職活動を行っている者

2. 保険制度の変遷（近年の制度改革の動向）

ここでは 3 節で詳述する失業扶助（連帯制度）を含めた制度の変遷をまとめる。

1958 年の制度成立後、給付期間は 9 カ月（270 日）であったが、1963 年までの改正で最長 720 日（60 歳以上）まで延長された（50 歳以上は 609 日、50 歳未満は 365 日）。1967 年には国立雇用機関（ANPE：Agence nationale pour l'emploi＝公共職業安定所）が 7 月 13 日のオルドナンスにより、雇用省監督下に公的職業紹介を行う行政的公施設として創設された。また同年、手当の支給額に関する逓減制の原理が導入され、給付開始から 3 カ月は充実した給付内容とし、その後給付額を減額していくことになった[35]。

高度成長が終わった 1970 年代後半から 1980 年代前半の時期において失業が増え続け（図表２－７参照）、その後失業保険制度の改定が繰り返されていく。

1979 年 3 月 27 日の協約では、失業増大を背景に失業保険と公的扶助が統合され単一制度として制度全体を失業保険で運営する仕組みができた。ただ、この単一制度は 1984 年までの短い期間のことである。1982 年には拠出金の引き上げに経営者側が反対したことによって、史上初めて労使交渉が合意に至らなかった。当時のミッテラン政権は同年 11 月 24 日のデクレを出すことによって、拠出金引き上げと給付期間の短縮等を実施した。

1984 年 2 月 24 日の協約では、失業手当が切れた失業者に国から手当を支給する「連帯制度」（Regime de solidarite）が設けられた。保険料に基づく失業手当（基本手当、AB：Allocation de base と権利終了手当、AFD：Allocation de fin de droits）と長期失業者などを対象とする連帯手当（連帯特別手当、ASS：Allocation de solidarité spécifique と社会参入（統合）手当、AI：Allocation d'insertion）の二本立ての仕組みは現在も存続している。

1980 年代以降は失業財政の悪化に対応するため、労使合意によって拠出率と労使分配率の改定が繰り返された。これらの改定によって 90 年以外は拠出率が引き上げられた。1992 年

[34] INSEE のホームページ参照。
http://www.insee.fr/fr/methodes/default.asp?page=definitions/chomeur-au-sens-du-bit.htm
[35] 中上（2005）参照。

図表２－７　フランスの失業率の推移（1975 年～2013 年）

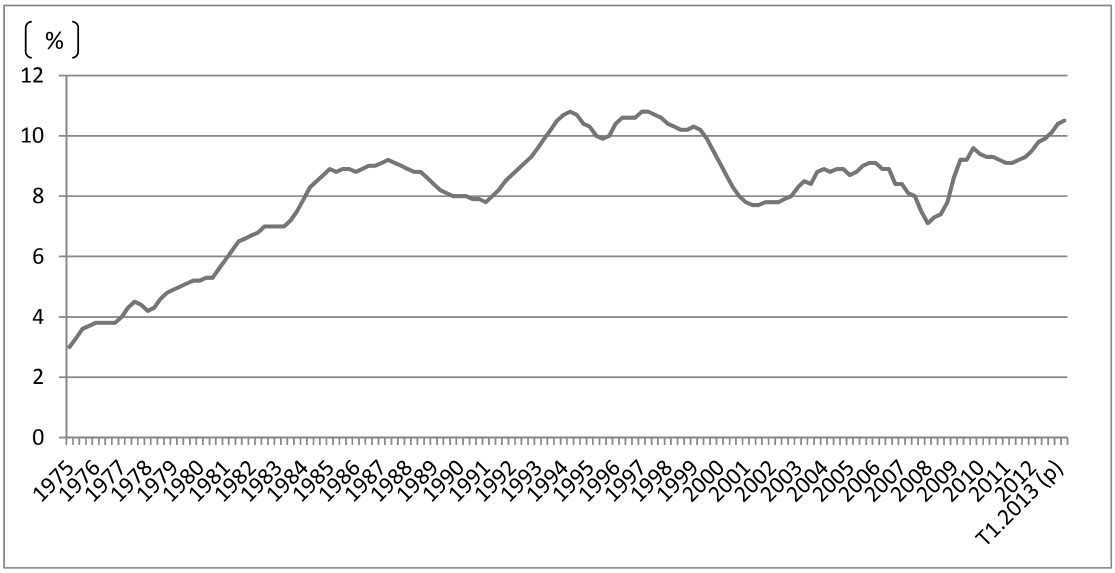

出所：INSEE 公表資料より作成

7 月 18 日の協定に基づき、従来の AB と AFD に代わって、支出抑制を目的とした「単一逓減手当」（AUD：Allocation unique degressive）が創設された。これにより給付期間が大幅に短縮され、給付額逓減が開始される期間が遅らされることになった。その一方で逓減率は引き上げられ支給期間に応じて 8 から 17%減額されることになった。

1990 年代半ば以降になると、雇用政策が職場への早期復帰を奨励する方向に転換し、その中で失業保険制度も大幅に改定された。

2001 年 1 月 1 日の改革では、労使合意のもと雇用復帰支援プラン（PARE : Plane d’aide au retour à l’ emploi）が導入された。これは失業保険手当の支給と再就職活動の一体化を目的としており、受給者は給付機関である商工業雇用協会（ASSEDIC : Associations pour l’emploi dans l’industrie et le commerce）との間に PARE を、職業紹介を行う ANPE との間に「個別行動プロジェクト（PAP : Project d’action personnalisé)」に関する契約を締結することになった。また、積極的な求職活動を行わない失業者に対して手当を削減する措置や、雇用復帰の際に給付される雇用復帰手当が設けられた。これと同時に失業手当の逓減原理の廃止で労使が合意した。

さらに 2006 年 1 月 18 日の協約では、早期の雇用復帰支援措置の強化などが規定された。また、PARE と PAP に替わるものとして ANPE との間で受給者が作成する個別就職計画（PPAE : projet personnalisé d'accès à l’emploi）が導入された。

2011 年 3 月 25 日の労使交渉では、傷病年金（Pension d'invalidité）との併給を認めることや、季節労働者の失業手当額算定方法の変更、失業保険制度の財政状態が改善された際の保険料率の引き下げ自動化など小さな改正にとどまり、制度の大枠に関しては従来のまま維持されている（以上の失業保険制度の変遷をまとめたものが図表２－８、２－９である）。

図表２－８　失業保険制度の変遷

1958年	強制的失業保険制度の導入。UNEDIC、ASSEDIC 創設。
1967年	国立雇用機関（ANPE）創設。7 月、逓減制の原則導入。受給開始後 3 カ月から給付額の逓減。
1974年	失業保険制度の農業部門への拡大
1982年	労使合意に至らず政府によって 11 月 24 日のデクレ（政令）が出される。フランス経営者評議会により 1958 年の協約は破棄されたため、従前の協約の効力を暫定的に存続させるために政令により失業保険制度を維持。拠出金引き上げ、給付額引き下げ、給付期間短縮、待機期間設定が実施された。
1983年末	赤字 100 億フランに達する。
1984年	1 月 11 日協約。保険制度と連帯制度の分離。保険制度として、基本手当（AB）と権利終了手当（AFD）を創設。連帯制度として連帯特別手当（ASS）と社会参入手当（AI）の設置。
1986年	協約により拠出金増額、手当の引き下げ、特別転換手当（ASC）（解雇された労働者の速やかな再就職を斡旋する目的、行政による解雇認可廃止による影響を予防する目的）創設（2001 年 7 月 1 日廃止）。
1988年	訓練・再就職手当（AFR ＝逓減しない手当＝ 2001 年の協定で AREF へ）、社会参入最低所得手当（RMI）導入。失業保険財政 16 億フランの黒字。
1990年末	失業保険財政 36 億フランの黒字。
1992年	単一漸減手当（AUD）導入。これにより ASS の手当受給者の増加が加速。
1992年末	失業保険財政 245 億フランの赤字。
1993年末	失業保険財政 330 億フランの赤字。
1995年	雇用代替手当（ARPE）導入（2003 年 1 月 1 日廃止）
1997年	1 月 1 日合意の協約によって、逓減制の原則を維持、逓減開始される時期 4 カ月から 6 カ月、高齢者失業手当（ACA）の創設（2001 年廃止）。AFR の受給要件を制限。
1998年	6 月　特定待機手当（ASA：Allocation spécifique d’attente）（ASS または RMI への捕捉としての追加支給）創設（2001 年協約によって退職相当手当（AER）へ代替）。
2000年	12 月 4 日の協約によって、2001 年 7 月以降に登録された求職者を対象として失業手当の逓減制を廃止＝ AUD から ARE（雇用復帰支援手当）へ。
2001年	ARE 導入。雇用復帰支援プラン（PARE）、雇用復帰支援・訓練手当（AREF）導入。各種失業保険手当の統廃合＝ ACA の廃止、AFR を AREF へ。
2003年	1 月 1 日　雇用代替手当（ARPE）廃止。
2006年	待機一時手当（ATA：Allocation temporaire d’attente）の導入。政治難民や留置者等、職務に基づく手当の支給が不可能な失業者に対する社会参入（統合）手当（AI：Allocation d'insertio）を引き継ぐ手当（2006 年 11 月 15 日のデクレ）、個別就職計画（PPAE：Projet Personnalisé d’accès à l’emploi）の導入。
2009年	6 月 1 日　RSA（積極的連帯所得手当）導入。RMI と連帯制度の「単親手当（API：Allocation de parent isole）（1976 年導入）」及び「雇用特別手当（PPE：Prime pour l’emploi）（2001 年導入）」に代えて導入。

出所：中上（2005）、林ら（2003）、矢野（2008）などを参照して作成

図表２－９　失業保険・失業扶助・生活保護手当の変遷

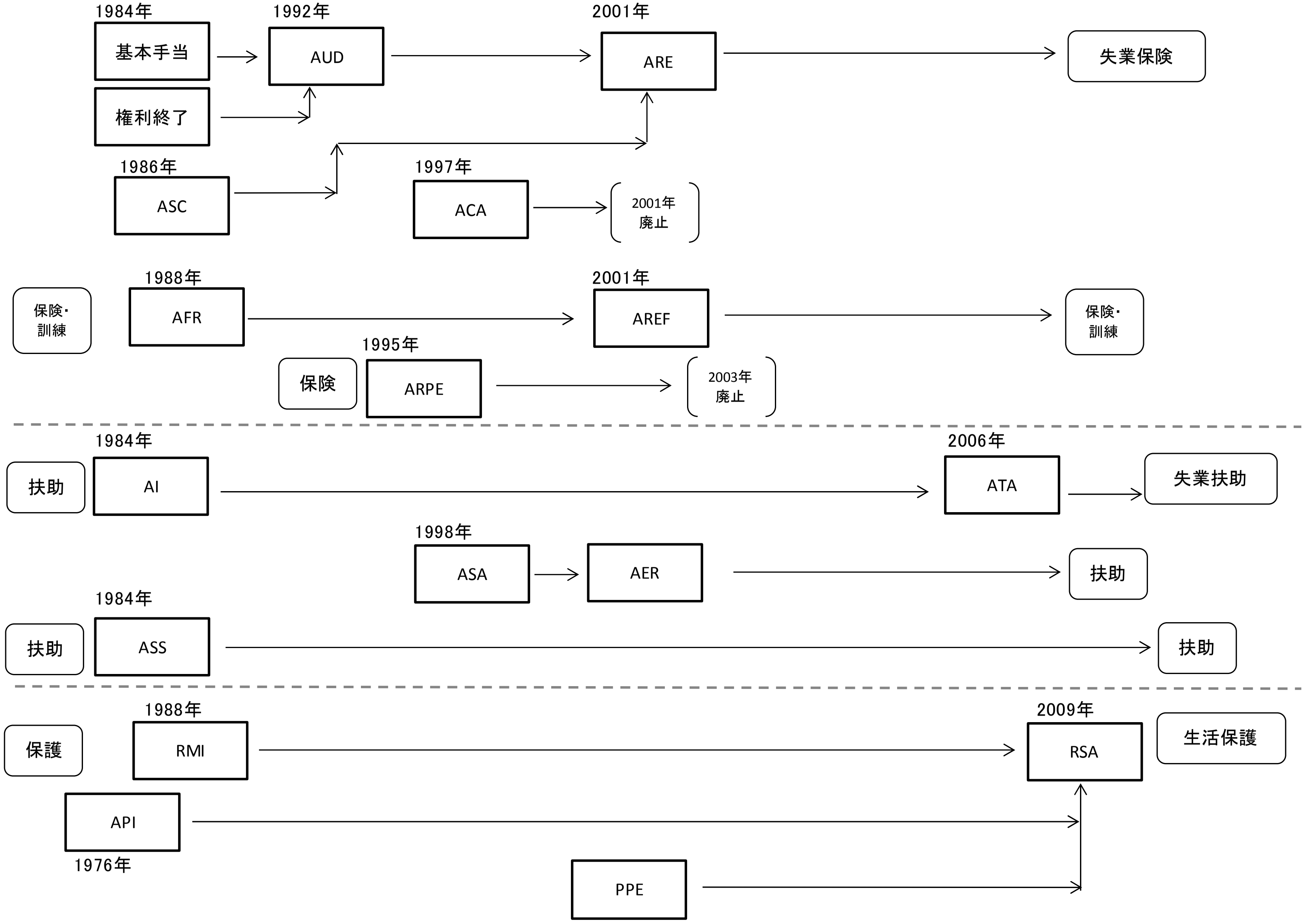

出所：松村（2007）、林ら（2003）、中上（2005）等を参照して作成

最近の失業保険制度改正をめぐる労使交渉は 2014 年 1 月から行われた。2014 年には累計で 220 億ユーロの赤字を計上する見通しとなっているため、経営者３団体（MEDEF（＝フランス企業運動）、CGPME（＝中小企業総連盟）、UPA（＝手工業連合会））は収支改善を目的として失業率の変化に応じて給付額を連動させる仕組みや舞台芸術関連の不定期労働者向けの特別制度の廃止などを提案した。これに対して労組側は揃って反対するなど、抜本的な改革には至らずにいる。一連の交渉の結果、3 月 22 日までに舞台芸術関連の労働者を対象とする保険料の引き上げや、退職金の金額に応じた失業保険待機期間の延長、高所得者を対象とした失業手当支給額の削減などを盛り込んだ労使合意が成立した。合意に至ったものの労組の間で共通認識があるとは言えない。今回の交渉では CFDT（フランス民主労働総同盟）、CGT-FO（労働総同盟労働者の力）、CFTC（フランスキリスト教労働者同盟）が合意した一方で、CGT（労働総同盟）や CFE-CGC（管理職総同盟）は合意しなかった。フランスの失業保険制度は、本節 4. で触れるように労使が共同管理運営する形をとっているために、労使関係の複雑なことが影響して制度の改正等における運営の難しさが露呈する場合がある。

3. 制度名・根拠法

図表２－９に示したように、過去の失業保険制度の下で手当には多種多様なものがあったが[36]、現在支給されている最も代表的な失業手当は「雇用復帰支援手当」（ARE：Allocation d'aide au retoura l'emploi）と訓練・再就職手当（AFR：Allocation de Formation-Recalssement）である。後者は職業訓練に係るものであり、失業者を対象とした給付の受給者数には含まれていない。

根拠法は、労働法典 L.5422-1 条～L.5422-22 及び 2011 年 5 月 6 日の労働協約[37]である。制度の根底にあるのは労働協約であるが、失業手当の給付要件をはじめとする制度の基本的な枠組みは労働法典に規定されているため、労使による自由な協約というよりも法定の制度という性格が強い。1979 年の協約が 1984 年の経済危機のとき、経営者団体によって一方的に破棄されたため、1984 年 3 月 21 日のオルドナンスにより、法律上も独自の根拠規定を有するようになった。

---

[36] 過去あった手当については松村（2007）等を参照。廃止された後も従前の手当を受給する者が残っているため受給者として統計数値として掲載されてはいるものの制度全体としての受給者数は少ない水準に留まっている。

[37] 雇用局のホームページ参照。
http://www.pole-emploi.fr/candidat/les-conditions-d-attribution-de-l-aide-au-retour-a-l-emploi-@/suarticle.jspz?id=4128
UNEDIC のホームページ参照。
http://www.unedic.org/article/convention-du-6-mai-2011-relative-l-indemnisation-du-chomage

（1） 雇用復帰支援手当（ARE：Allocation d'aide au retour à l'emploi）[38]

ARE は、現行の失業保険制度において基本となる手当であり、2001 年の労働協約によって導入された制度である。それまでの単一逓減手当（AUD：Allocation unique dégressive）は支給期間が長くなるにつれて漸減する手当であったのに対し、ARE は給付期間を通じて支給額は変化しない手当である。失業率の悪化が深刻化するなか、受給者の再就職活動支援を強化する措置とともに、逓減制の原理に基づく AUD は廃止された。

（2） 訓練・再就職手当（AFR：Allocation de formation-recalssement）

1988 年の協約によって創設された制度で AUD の受給者を対象とした手当である。AUD の受給開始から 6 カ月以内に評価・指導を受け、再就職のための訓練を受ける権利を認められた者を対象として AFR 受給の申請をした上で職業訓練を受けるというものである[39]。

4. 管理運営組織

雇用局（Pôle emploi）が失業保険制度の運営管理を行っている。雇用局は、職業紹介・求職者登録の機関であった国立雇用機関（ANPE：Agence nationale pour l'emploi）[40]と、手当給付機関であった全国商工業雇用連合（UNEDIC：Union nationale pour l'emploi dans l'industrie et le commerce）及びその地方機関の商工業雇用協会（ASSEDIC：Associations pour l'emploi dans l'industrie et le commerce）[41]が統合することにより、2009 年 1 月 1 日に発足した組織である。

雇用局（旧 UNEDIC）は、労働組合中央組織（ナショナルセンター）と経営者団体が締結する全産業を対象とした労働協約に基づいて管理・運営されている。労組側として、フランス民主労働総同盟（CFDT）、管理職総同盟（CFE-CGC）、フランスキリスト教労働者同盟（CFTC）、労働総同盟（CGT）、労働総同盟労働者の力（CGT-FO）の５つの組織が、使用者側としてフランス企業運動（MEDEF）、中小企業総連盟（CGPME）、手工業連合会（UPA）の３つの組織が運営に携わっている。会長には労使のメンバーが 2 年ごとに交互で就くことになっている。

2014 年 1 月からの運営体制は以下のとおりである[42]。

---

[38] 政府公共サービスサイト等参照。
http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F1447.xhtml
http://www.unedic.fr/article/allocations-chomage-are
http://www.unedic.fr/article/allocation-d-aide-au-retour-l-emploi-are-moins-de-50-ans
http://www.emploi.gouv.fr/thematiques/retour-a-lemploi-indemnisation

[39] AFR は、松村（2007）によると廃止済みとされているが、2014 年 1 月に確認したところ、9 万人強が受給者数とされている。廃止以前の受給者が残存しているのか、新たに設けられた制度なのかは未詳。

[40] 1967 年 7 月 13 日のオルドナンスにより、雇用省監督下に公的職業紹介を行う行政的公施設として創設された。

[41] UNEDIC と ASSEDIC は、1901 年職業組合法に基づいて 1958 年に設立された、労使同数代表主義による民間の非営利組織（アソシアシオン）である。

[42] UNEDIC ホームページ参照（http://www.unedic.org/article/le-bureau-de-l-unedic）。

会長（Présidente）：Patricia Ferrand, CFDT

第一副会長（Premier vice-président）：Jean-François Pilliard, MEDEF

第二副会長（Deuxième vice-président）：Yves Razzoli, CFTC

第三副会長（Troisième vice-présidente）：Geneviève Roy, CGPME

財務担当（Trésorier）：Patrick Liébus, UPA

財務担当アシスタント（Trésorier adjoint）：Franck Mikula, CFE-CGC

監査役（Assesseurs）：Stéphane Lardy, FO – Denis Gravouil, CGT – Eric Le Jaouen, MEDEF – Dominique Tellier, MEDEF

5. 適用対象（加入資格要件）

民間企業の全被用者を対象とする強制加入である。公務員は適用対象に含まれない。なお、公務員以外の公共部門における被用者については、雇用が保証されていることから失業保険制度に加入していないが、失業した場合には失業保険制度に加入する民間企業の被用者と同じ基準に従って、雇用主から所得保障を直接受けることができる（L.5424-1 条)。

1958 年の強制的失業保険制度成立後も、しばらくは強制適用範囲が商工業部門に限定されたものであった。1967 年、アルジェリア戦争による帰国者や経済的理由による解雇者の増加を契機として、オルドナンスによって公務員を除く全産業被用者に適用対象が拡大された[43]。

適用対象数は、2010 年 12 月 31 日の時点（2012 年 10 月公表の数値）で 1638 万 3,157 人、158 万 6,133 事業所である[44]。

6. 受給資格要件

受給資格は以下のとおりである[45]。

（a）失業保険制度に一定期間加入
  50 歳未満：離職直前 28 カ月間で 122 日（610 時間）以上
  50 歳以上：離職直前 36 カ月間で 122 日（610 時間）以上

（b）非自発的失業者であること

（c）就労活動に必要な身体能力があること

（d）雇用局（Pôle emploi）に求職者として登録されていること

（e）求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること（再就職活動の指針となる「個別就職計画（PPAE：Projet personnalisé d'accès à l' emploi）」に従って行うこと）

---

43 都留（2000）（p.89）等を参照。

44 Le Précis de l'Indemnisation du chômage, Unédic, p. 26
http://www.unedic.org/sites/default/files/precis_2013.pdf

45 雇用局のホームページ参照。
http://www.pole-emploi.fr/candidat/les-conditions-d-attribution-de-l-aide-au-retour-a-l-emploi-@/suarticle.jspz?id=4128

（f）原則として、60 歳未満であること

なお、受給資格に関する最近の動向として 2013 年 6 月に成立した「雇用安定化法」[46]が制定された関係で、繰り返し失業した場合の失業保険再受給要件が緩和されたことが挙げられる。失業保険手当の受給可能期間を残して再就職し、数カ月就業した後、再び失業した場合にも失業保険制度の失業手当の受給権が生まれることになった。失業手当を満額受給するために敢えて再就職を遅らせることを防ぐと同時に、失業保険の受給権の拡大にもつながるとされている。

7. 保険制度（手当）ごとの受給者数

失業保険及び失業扶助関連の手当ごとの 2014 年 1 月現在、公表されている直近の受給者数を示したものが図表２－10 である。

図表２－10　失業保険等給付受給者数（2013 年 10 月時点、単位：人）

ARE（Allocation d'aide au retour a l'emploi：雇用復帰支援手当）	2,251,000
Solidarité（連帯制度）合計	487,500
ASS（allocation de solidarite specifique：連帯特別手当）	414,000
ATA（Allocation temporaire d'attente：待機一時手当）	51,000
AER（Allocation equivalent retraite：退職相当手当）　等	16,200
Formation（職業訓練給付受給者）合計	229,100
AFR（Allocation de formation-recalssement：訓練・再就職手当）	93,700
RSP（Réserve spéciale de participation：特別参加割当）　等	1,700
訓練以外の失業保険・失業扶助給付受給者	2,738,500
訓練を含む全ての失業保険・失業扶助給付受給者	2,970,200

出所：雇用局資料より作成[47]
（合計数は記載されている以外の手当を含めた数）

---

[46]「Loi relative a la securisation de l'emploi」のこと。内容については当機構のホームページ海外労働トピック 2013 年 8 月を参照されたい。
http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2013_8/france_01.htm

[47] 雇用局ホームページ参照。
http://www.pole-emploi.org/statistiques/selectionstatistique

雇用復帰支援手当（ARE）と前身の単一逓減手当（AUD）等失業保険手当の受給者数は増加傾向にある。1981 年以降のデータについて、1983 年 7 月には 101 万 9,000 人であったが、その後増加し、1993 年 12 月には 208 万 4,000 人に達した。その後の動きとして、2000 年 6 月には 155 万 4,000 人、2004 年 2 月 228 万 9,000 人、2005 年 1 月 233 万 4,000 人、2008 年 6 月 154 万 9,000 人、2013 年 1 月 236 万 3,000 人となっている（図表２－11 参照）。

図表２－11　失業保険受給者数推移（1981 年 9 月～2013 年 10 月）

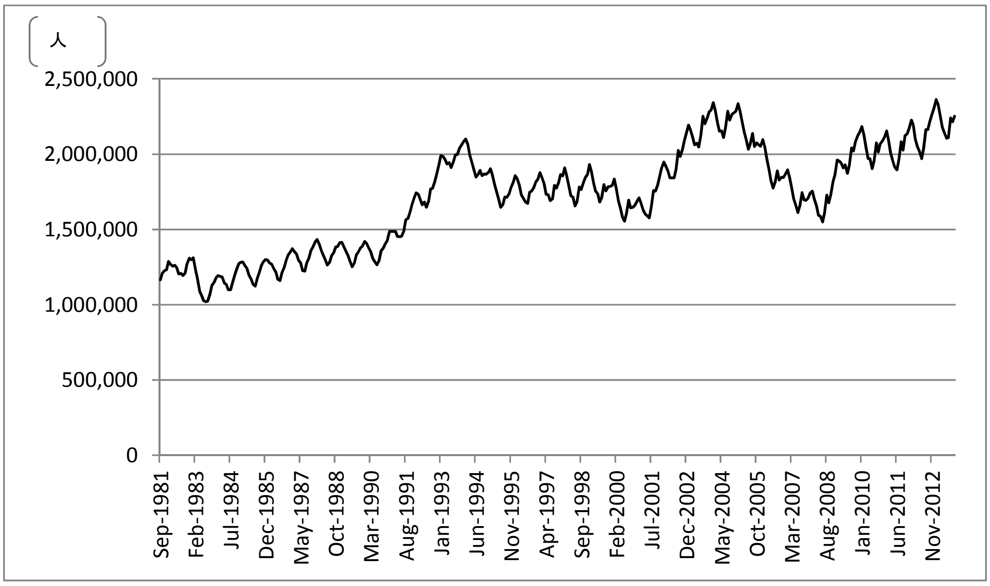

出所：雇用局資料より作成

図表２－12　失業保険制度による訓練手当受給者数推移

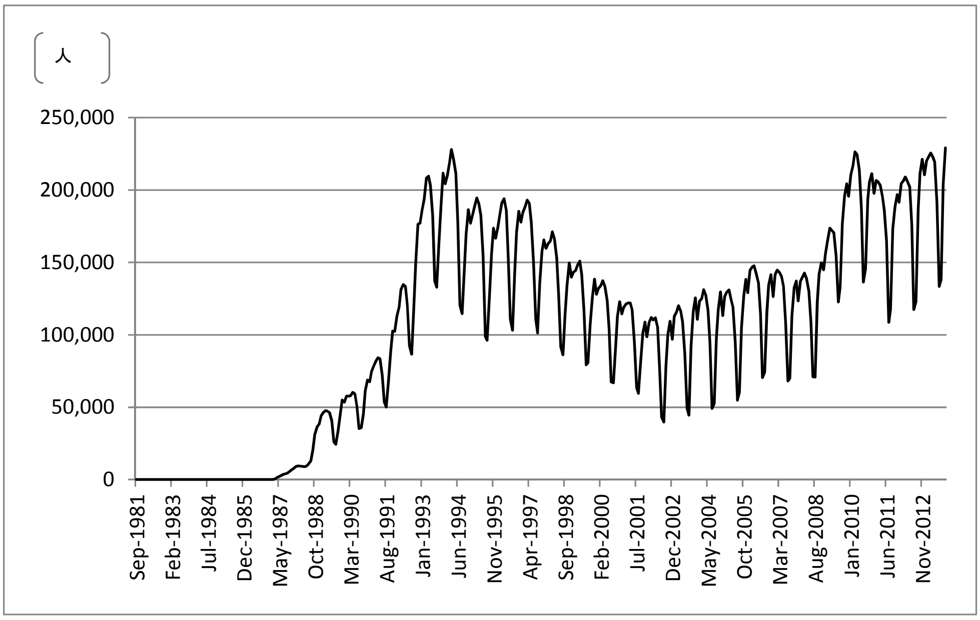

出所：雇用局資料より作成

失業保険等に関する制度は後に詳述するように保険制度とともに失業扶助（連帯制度）があるが、ともに訓練に係る手当（主に、AFR : Allocation de formation-recalssement : 訓練・再就職手当、RSP : Réserve spéciale de participation : 特別参加割当）がある。1980 年代後半以降、訓練に係る手当受給者が増加し（図表２－12 参照）、一方でかつてあった退職手当（失業扶助）の受給者は減少していった（図表２－13 参照）。失業保険を満了した失業者が、失業扶助としての連帯制度に基づく手当を受給することになるが、失業給付が継続している状態で職場への復帰が可能となるようにする目的をもちつつ、職業訓練を受講するように誘導する政策意図が反映されているとみてとれる。

図表２－13　退職相当手当等受給者数推移（1981 年 9 月～2013 年 10 月）

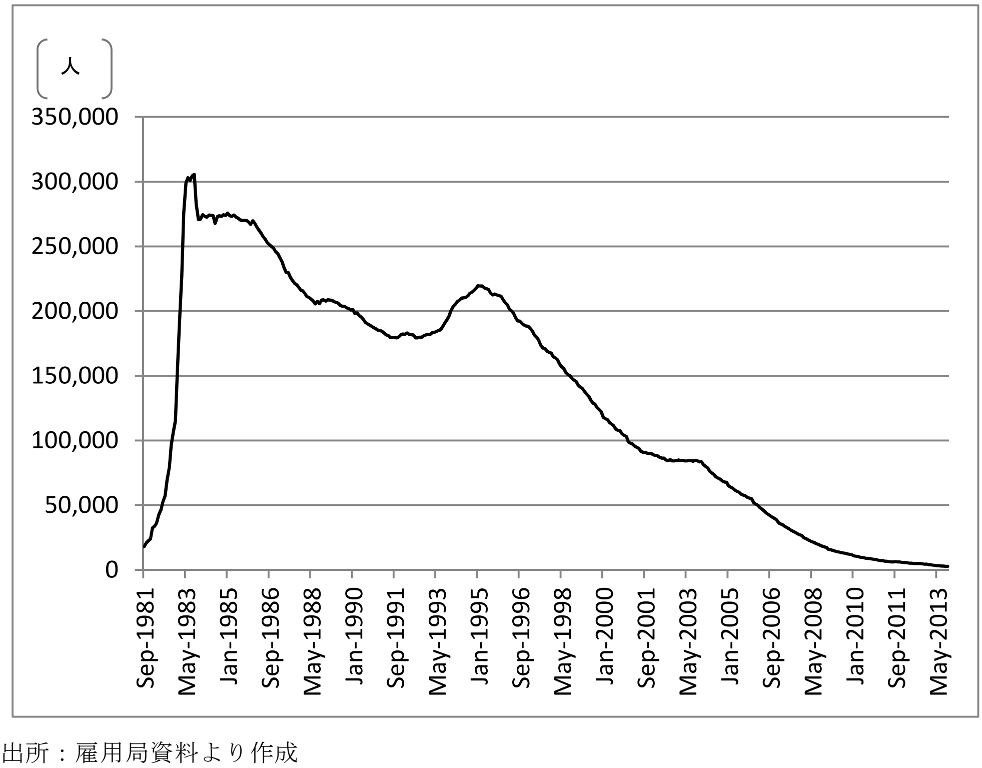

出所：雇用局資料より作成

8. **支給期間（算定基礎等）**

支給期間は原則として以下のとおりである。

（a）50 歳未満：4 カ月（122 日）～24 カ月（730 日）

（b）50 歳以上：4 カ月（122 日）～36 カ月（1,095 日）

（c）60 歳以上の受給者で、老齢年金を拠出期間不足で満額受給できない者は、最長 65 歳 4 カ月まで受給可能

9. 支給額（算定基礎、給付水準）

支給額は従前賃金に対する比率として決まる。給付額（日額）は離職前の賃金（月額）及び勤務形態（フルタイム、パートタイム、季節労働等）に基づいて算定される。

フルタイム労働者の場合、ARE は①基準日額（SJR : Salaire journalier de référence）の 40.4%＋固定部分（11.64 ユーロ）、② SJR の 57.4%、のいずれか高い方である。ただし、ARE の日額は 28.38 ユーロを下回ってはならず、同時に SJR の 75%を超えてはならない。つまり、ARE は SJR の 57.4%以上 75%以下の範囲内ということになる。

フルタイム労働者の一般的な場合を示したものが以下のとおりである[48]。

（a）1,135 ユーロ未満：支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30 日）の 75%
（b）1,135～1,243 ユーロ未満：支給額（日額）は、28.38 ユーロの定額（月額換算では、829.8 ユーロ）
（c）1,243～2,054 ユーロ未満：支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30 日）の 40.4%＋11.64 ユーロ
（d）2,054～12,344 ユーロ未満：支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30 日）の 57.4%

（2013 年 9 月現在）

パートタイムで就労していた労働者や季節失業者は、その勤務時間数に応じて、定額の支給額の一部分や最低支給額が削減される。

なお、職業訓練を受けている求職者は雇用復帰支援・訓練手当（AREF : Allocation d' aide au retour a l' emploi formation）が支給される。AREF の額は ARE の額と同様に下限が設定されており、20.34 ユーロを下回ってはならない[49]。

支給水準については特に高所得者層に対する支給額が高いという点が、経済協力開発機構（OECD）等によって指摘されている[50]。実際にスウェーデンやデンマークと比較してみると、為替の影響や購買力の違いがあるために単純な比較はできないものの、低所得者ではそれほど相違ないのに対して、高額所得者の給付額が高い水準にあることがわかる。

10. 平均支給額

支給額の算定条件は以上のとおりであるが、旧 UNEDIC によって失業手当の平均支給額

---

48 UNEDIC のホームページ参照。
http://www.unedic.org/article/allocation-d-aide-au-retour-l-emploi-are-moins-de-50-ans
49 政府公共サービスサイト参照。
http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F1447.xhtml
50 OCDE, 2014 等を参照。

に関する統計が公表されている[51]。2013 年 5 月 2 日に公表された 2011 年末時点の数値として、失業手当の平均支給額、月額 1,055 ユーロであり、就労時に得ていた給与水準（手取り）の 69%に相当する。この割合は、従前の賃金が低かった者ほど高く、高かった者ほど低くなる。法定最低賃金（SMIC）での就労者の場合は 78%である一方で、月額手取り 4,000 ユーロを超える者は 50%程度にまで低下する。

なお、失業手当受給者の 51%は有期契約又は派遣契約の終了に伴い失業登録をした者であり、解雇後に登録をした者は全体の 3 分の 1 程度となっている。若年者の場合は、75%程度が「有期契約又は派遣契約の終了に伴う登録者」となっている。就労期間については、「２年超」が 46.7%、「１年以下」が約 33%となっている。さらに、学歴による特徴として失業手当受給者の 55%が高校卒業資格（バカロレア）の非取得者となっているのに対して、就業中の者でこの層が占める割合は 22%に過ぎない。

11. 就労による所得との併給

ARE 受給者は、1 カ月に 110 時間を超えない一時的で限定的な就労をする場合、手当を受給し続けることができる。複数の職に就いていた者がその一部を失った場合、失職した職業で得ていた月収の 70%を超えない収入であれば、残りの仕事を続けながら、手当を全額受給できる。ただし、ARE の支給額は、失った職業の賃金を基準に算出される。なお、就労しながらの手当の受給は、支給期間の範囲内で 15 カ月間を限度とされている[52]。

12. 支給額逓減制の有無

1967 年の協約により手当支給額の逓減制の原理が導入された。1992 年の協約により創設された単一逓減手当（AUD）にも手当の逓減給付の仕組みが引き継がれたが、2001 年の制度改定で廃止された。

（1） 経営者団体からの要求

最近の動きとして、逓減制の復活を含めた支給の減額の検討が労使協議の遡上に挙がっている（2013 年 9 月 10 日の報道によると、労働大臣は導入を否定している）。経営者団体 MEDEF が失業手当給付額の逓減制導入を要求したことにより、失業保険を巡る労使交渉の開始時期が同年 12 月以降に延期されたことなど、波乱含みの交渉になると指摘する報道が見られる[53]。

---

[51] UNEDIC のホームページ参照。
http://www.unedic.org/node/6546
http://www.unedic.org/actualite/qui-sont-les-allocataires-indemnises-par-l-assurance-chomage-une-etude-de-l-unedic-6535
http://www.unedic.org/publication/rapport-indemnisation-nette-salaire-net

[52] 政府公共サービスサイト参照。
http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F1465.xhtml

[53] La Tribune 紙、2013 年 9 月 11 日付を参照。

（2） 欧州委員会による仏政府への構造改革に関する勧告

欧州委員会は 2013 年 5 月 29 日、仏政府の財政運営に対する勧告を公表した。その中に財政赤字削減の取り組みの一つとして失業保険手当支給の逓減制導入等を求める内容が含まれていた。

欧州委は財政赤字の削減目標（対 GDP 比 3%以内）の達成に 2 年間の猶予を認めた上で、一連の構造改革の実行を求める内容となっている。特に、年金改革について 2020 年までに退職年限の 62 歳超への引き上げ、年金拠出期間の延長などの見直しなどを勧告するとともに、労働コストの引き下げ、税制の簡素化・合理化、失業保険制度の改革（手当支給額の逓減制導入など）といった一連の取り組みを求めている。その一方でオランド大統領は改革の内容や日程を決めるのは国の権限に属すると述べた上で、欧州委の発表はあくまでも勧告に過ぎず、主導権を握るのは政府だと強調することに努めた[54]。

13. 支給規模（年間支給総額）

ARE 等失業保険に関する手当の支出総額は、2012 年には 291 億 9100 万ユーロである。その他支出を含めた支出総額が 351 億 9300 万ユーロに対して、保険料等の収入は 324 億 6600 万ユーロで、27 億 2700 万ユーロの赤字となっている。過去からの累積赤字は 137 億ユーロにのぼり、2014 年予算では 221 億 4400 万ユーロの赤字を見込んでいる[55]。

14. 財源

財源は労使による保険拠出による。2014 年 1 月現在、保険料は総賃金の 6.4%であり、そのうち被用者負担が 2.4%であるのに対して、雇用主負担が 4.0%となっている[56]。

（1） 非正規労働者の雇い入れの場合の保険料率

2013 年 6 月に雇用安定化法が成立したことに伴い、非正規労働を対象とした失業保険料率が引き上げられた。期限の定めのない雇用の促進を目的とするものである。安定的な雇用、すなわち期限の定めのない雇用（CDI: Contrat a duree indeterminee）を促進するために、期限の定めのある雇用（CDD: Contrat a duree determinee）に対して、失業保険の拠出が 75%上乗せされることになった[57]。

---

54 Les Echos 紙、2013 年 5 月 30 日付を参照。
55 UNEDIC 財務報告書参照。
http://www.unedic.org/sites/default/files/unedic_note_equilibre_technique_janv2014_0.pdf
56 UNEDIC, Le précis de l'Indemnisation du chômage, AssurAnce chômage, DAJ 740 - octobre 2012, p. 15
http://www.unedic.org/sites/default/files/precis_2013.pdf
57 雇用政策・公共職業訓練に関する政府サイト参照。
http://www.emploi.gouv.fr/dispositif/modulation-des-contributions-a-l%E2%80%99assurance-chomage

第３節　失業扶助制度

1984 年 1 月 11 日協約によって、保険制度と連帯制度（扶助制度）が分離された。連帯制度は、全額国庫負担されており、規則制定などの制度管理は政府が行い、事業の管理運営については、失業保険制度と同様に雇用局が行っている。失業保険制度に基づく手当（ARE）の受給期間を満了した者など、特に困難な状況に置かれている求職者に対して支給される。連帯制度の代表的な手当に連帯特別給付（ASS：Allocation de solidarité spécifique）がある。なお、連帯制度の手当は、課税所得扱いとなるが、最低賃金（SMIC）以下であるため、社会保障債務返済税（CRDS：Contribution au remboursement de la dette sociale）は免除され、一般社会保障税（CSG：Contribution sociale généralisée）も徴収されない。

1. 制度名・根拠法

失業保険手当の受給期間終了後も再就職できない長期失業者や、受給権利のない者などを対象とする連帯制度（Régime de solidarité）として、連帯特別手当（ASS：Allocation de solidarite specifique)、待機一時手当（ATA：Allocation temporaire d’attente)、退職相当手当（AER：Allocation equivalent retraite）が設けられている。根拠法は、労働法典 L.5423-1 条～L.5422-33 である。

（1）　連帯特別手当（ASS：Allocation de solidarité spécifique）

最も基本となる失業扶助制度が連帯特別手当である。本稿ではこの ASS について受給要件、受給期間等を第 3 節 2．以降で詳述する。

（2）　待機一時手当（ATA：Allocation temporaire d'attente）

待機一時手当（ATA）は、政治難民や亡命者、刑期終了者、留置者、国外で就業した後に帰国した者（職務に基づく手当の支給が不可能な失業者）など、失業保険制度でカバーされない者を対象としている[58]。この制度は、以前あった社会参入（統合）手当（AI：Allocation d’insertio）[59]を引き継ぐかたちで 2006 年に導入された（2006 年 11 月 15 日のデクレ)。AI は、1984 年に失業保険手当の受給資格の無い者に支給されていた定額給付（Allocation forfaitaire）を再編するかたちで、ASS とともに連帯制度の枠内に創設された手当である。

---

[58] 政府公共サービスサイト参照。
http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F16118.xhtml
政府公共政策・職業訓練関連サイト参照。
http://www.emploi.gouv.fr/dispositif/allocation-temporaire-dattente-ata

[59] AI の主要な対象は、① 26 歳未満の新規求職者又は 3 カ月未満の短期就労経験者、② 5 年以上の就労経験が無い母子世帯であったが、1988 年に創設された社会参入最低所得手当（RMI：Revenu minimum d’insertion）を理由に、92 年 7 月にこの 2 つの条件が外された。以降、AI は刑期終了者、帰国者、無国籍者、亡命者、難民などの特殊な失業者のみを対象とする手当となり、こうした人々が一時的に受けられる手当として 2006 年に ATA として再編された。

(3) 退職相当手当 AER（Allocation équivalent retraite）

退職相当手当（AER）は公的年金制度に 160 四半期分（40 年間）拠出してきた 60 歳未満の者を対象に、年金受給開始（60 歳に達する）まで最低限の収入を保障するものだが、2008 年予算法案により、2009 年 1 月 1 日に廃止することが決定した。

しかし、経済危機対策及び労組の強い要望により、2009 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間限定で、特定の条件を満たす者に対してのみ新規の申請が認められ（2009 年 5 月 29 日のデクレ）、2010 年 1 月 1 日に正式に廃止となった[60]。廃止以前からの受給者が 2013 年 10 月現在、1 万 6,000 人程度いる。

2. 制度設立の経緯（近年の制度改革の動向）

第 2 節 2. にも記述したとおり、連帯制度が創設されたのは 1984 年である。1974 年のオイルショック以降、不況にみまわれ、それまでの 1%台であった失業率が 68 年には 2.6%まで上昇した。その後は 2%台を維持してきたが、オイルショック後の 75 年には 4.1%に急上昇し、その後も増加し続けた。79 年には 5.9%に達し、80 年代に入っても経済状況は改善せず、82 年には 7.3%に達した。失業者数の急増を背景として、1984 年に労使拠出による保険制度と国が負担する連帯制度とに明確に分離する改革が実施された。保険受給期間が終了した長期失業者を対象とした連帯特別手当（ASS）が、連帯制度の枠内で創設された。

3. 管理運営組織

管理運営は失業保険制度と同様、雇用局が行っている。繰り返しになるが、ASS は全額国庫負担により賄われていることもあり、規則制定などの制度管理は政府が行っている。事業の管理運営については、失業保険制度と同様雇用局が行っている。

4. 適用対象（受給資格要件）

ASS の適用対象は失業保険手当給付の支給期間を満了した長期失業者であり、積極的に求職活動をしており、かつ失業前の 10 年間に 5 年以上に渡り就業活動に従事していた者などである。

5. 支給期間（算定基礎等）

ASS の支給期間は原則 6 カ月間だが、60 歳に達するまで更新可能である。60 歳以上の受給者で、老齢年金を拠出期間不足で満額受給できない場合には、最長 65 歳まで ASS を受給できる。また、この ASS は就労しながらでも受給が可能であり、求職活動を積極的に行う必要がある。かつて一部の受給者に求職活動を免除する規定があったが、2012 年 1 月 1 日で

---

[60] 政府公共サービスサイト参照。
http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F13929.xhtml

廃止された。

更新する場合には、収入条件や求職活動の実施条件に適合するか否か認定審査が 6 カ月ごとに実施される。

6. 支給額（算定基礎、給付水準、世帯の家族状況による給付内容の違いの有無と内容）

ASS の支給額は 2014 年 1 月 8 日現在 483.3 ユーロ（月額）であるが、世帯の収入が一定額を超える[61]と減額され、世帯の収入が 1,127.7 ユーロ（一人世帯の場合）または 1,772.1 ユーロ（カップル世帯）を超えると手当の受給権を失う。支給額は、世帯収入に応じて決まる[62]。

単身者の場合は以下のとおり。

（a）月収 644.40 ユーロ未満：483.30 ユーロ（月額）
（b）月収 644.40～1,127.70 ユーロ未満：1,127.70 ユーロと収入の差額（月額）
（c）月収 1,127.70 ユーロ以上：給付ゼロ

夫婦・カップルの場合は以下のとおり。

（a）月収 1,288 ユーロ未満：483.30 ユーロ（１人当たり）
（b）月収 1,288～1,772.10 ユーロ未満：1,772.10 ユーロと収入の差額
（c）月収 1,772.10 ユーロ以上：給付ゼロ

（2014 年 1 月 8 日現在）

7. 扶助制度（手当）ごとの受給者数

失業扶助関連の手当ごとの受給者数を示したものが図表２－14 である。

---

[61] ここで言う収入とは、配偶者の収入や不動産収入、有価証券売却収入、利子収入などの合計のこと。一定額とは一人世帯の場合、644.4 ユーロ、カップル世帯の場合 1,288 ユーロ。カップル世帯について、フランスでは共同生活を営む非婚姻カップルを対象として、税控除や遺産相続、年金・保険給付など夫婦の権利の一部を認めるパックス（Pacs：Pacte civil de solidalité：連帯市民契約）制度がある。このパックスは同性カップルでも利用可能である。なお、世帯の分類における「カップル」は一般的には夫婦を指すが、同性のカップルでも夫婦世帯に準ずる扱いを受けることのできる現状を考慮して、「カップル世帯」という表現を使っている。

[62] 政府公共サービスサイト参照。
http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F12484.xhtml

図表２－14　失業扶助給付受給者数（2013 年 10 月時点）

Solidarité（連帯制度）合計	487,500
ASS（Allocation de solidarite specifique：連帯特別手当）	414,000
ATA（Allocation temporaire d'attente：待機一時手当）	51,000
AER（Allocation equivalent retraite：退職相当手当）　等	16,200
Formation（職業訓練給付）	
RSP（Réserve spéciale de participation：特別参加割当）	1,700

出所：雇用局資料より作成
（合計数は記載されている以外の手当を含めた数）

失業扶助受給者数は 1980 年代から急激に増加し、現在は 40 万人から 50 万人程度で推移している（図表２－15 参照）。

8. 財源

ASS は全額国庫負担により賄われている。

図表２－15　失業扶助受給者数推移（1981 年 9 月～2013 年 10 月）

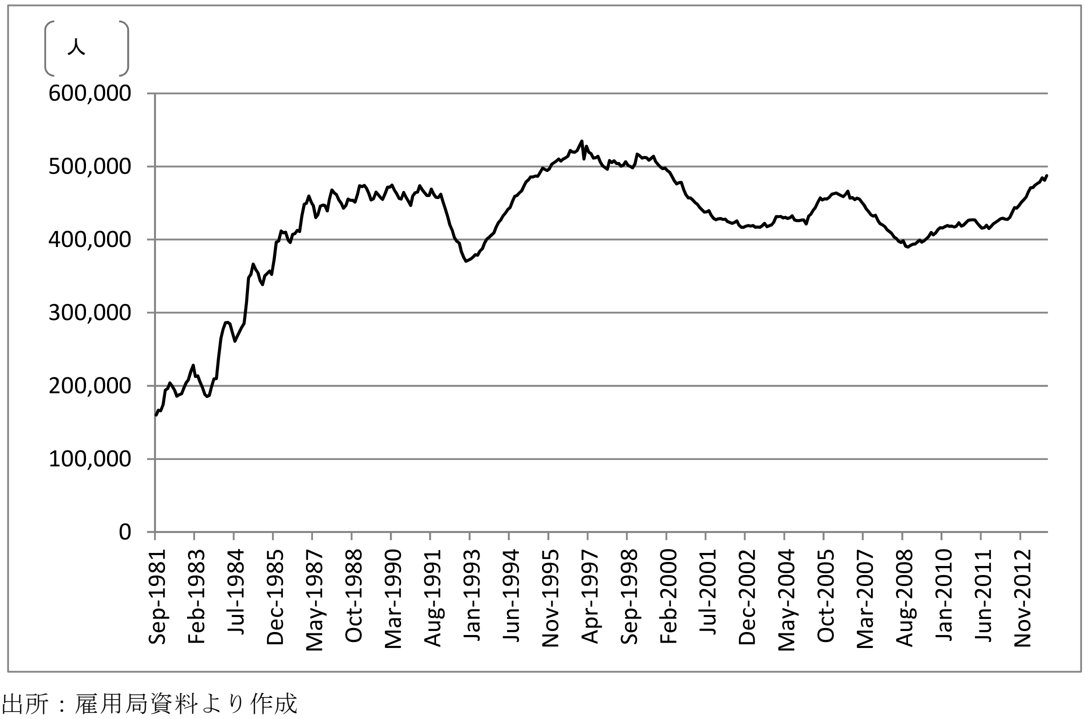

出所：雇用局資料より作成

9. 併給の有無と内容（就労による所得との併給）

ASS は、再就職後も受給が可能である。月の就労時間が 78 時間未満の雇用労働に就いた場合、ひと月の収入が 805.29 ユーロ未満ならば、最初の 6 カ月間は、就労による収入と手当の受給は完全に併用できる。7 カ月目以降 12 カ月までは月収を 15.90 で割った値の 40%分が支給額から削減される。ひと月の収入が 805.29 ユーロ以上であれば、最初の 6 カ月間は、総収入の 805.29 ユーロを超える分について、16.11 ユーロで叙した値の 40%分については支給されない。すなわち、月収入が 950 ユーロの場合、805.29 ユーロとの差額が 144.71 ユーロである。144.71 ユーロを 16.11 ユーロで割った値の 40%分、3.59 ユーロ分が ASS 支給額から減額される。7 カ月目以降 12 カ月までは月収を 16.11 で割った値の 40%分が支給額から削減される。

また、月 78 時間を超える 1 つ若しくは複数の雇用労働又は非雇用労働（起業又は自営業の再開）を行う場合、12 カ月で就労時間が 750 時間までであれば、仕事を開始してから最初の 3 カ月間は、仕事による収入と ASS を完全に併用でき、その後 9 カ月間は ASS の月額から仕事による収入分が天引きされるが、毎月 150 ユーロの特別手当が支給される[63]。

第４節　その他関係制度

1. 公的扶助制度（生活保護：積極的連帯所得手当（RSA））[64]

失業保険、失業扶助ともに受給権のない者は、生活保護制度を利用することが可能である。ここでは RSA の支給水準、支給条件等は割愛するが、制度の趣旨や受給者数の推移、政策課題について検討する。

積極的連帯所得手当（RSA：Revenu de solidarité active）がフランスにおける生活保護制度に相当する。RSA は、雇用を得てからも一定の収入を保証する給付制度で、生活保護者の就労意欲を向上させることや、増加傾向にある貧困労働者（ワーキングプア）数を減少させることを主な目的としている。この手当受給者は健康保険診療の無料化や住民税の免除、公共交通機関の交通費や電気・電話代など公共料金の割引等の恩恵を受けることもできる。逆に、手当受給者に社会参入（就業）の意思が見られない場合、手当の支給が停止されることもある。手当受給者となった場合、社会参入の意思を表明することを目的として、日常生活を改善するための行動計画（家計の管理、社会復帰に必要な健康管理、住居の改善や確保など）や職業訓練、就職活動の方針などを明記した「社会参入契約：Contrat d’insertion」を策定・締結しなくてはならない。ただ、失業者のみを対象とした制度ではない。

かつて経済的および社会的な自立を目的として、最低限度の所得を保障するとともに手当

---

[63] 政府公共サービスサイト参照。
http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F12484.xhtml
雇用局ホームページ参照。
http://www.pole-emploi.fr/candidat/allocation-de-solidarite-specifique-ass--@/suarticle.jspz?id=4082

[64] 政府公共サービスサイト参照。
http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/N19775.xhtml

受給者の社会参入（主に就業）を促す社会参入最低所得手当（RMI：Revenu minimum d'insertion）があった。RSA は 2009 年 6 月 1 日以降、RMI を中心とした社会扶助制度を改編[65]して設置された制度である。RMI の制度では、世帯収入が増加するにつれて RMI 支給額が減額されたが、RSA ではその減額率を下げることになった。また、RMI より支給対象が広げられ低所得就業者の支援が拡大された。

2. RSA 受給者数

カテゴリーA の求職者で RSA を受給する者は直近の数値で 65 万 8300 人（2013 年 11 月）である。制度発足の 2009 年 6 月からの推移は、図表２－16 に示したとおりであり、増加傾向が見られる。

図表２－16　RSA 受給者の推移（2009 年 6 月～2013 年 11 月）

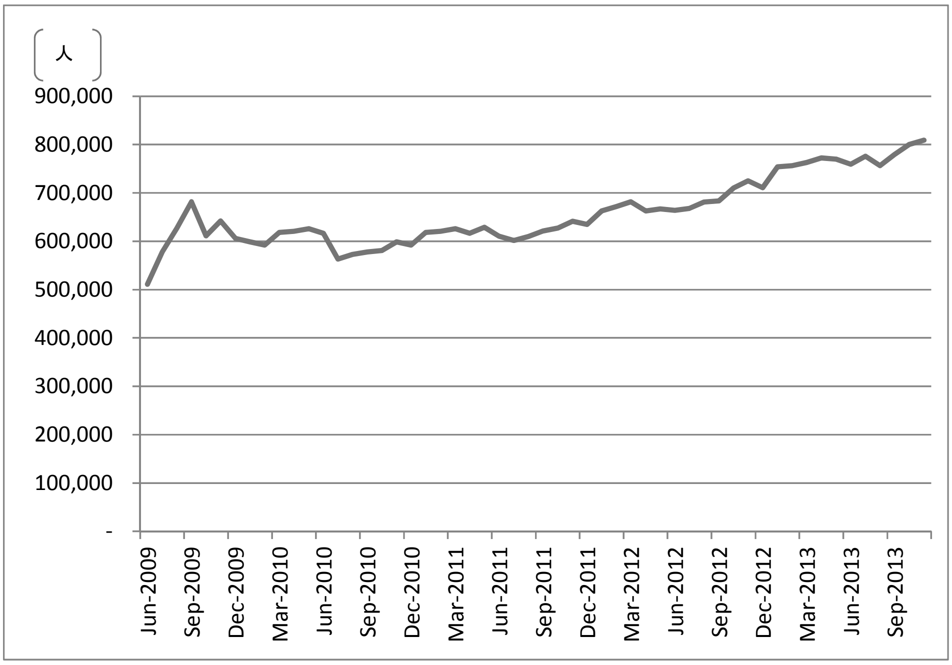

出所：雇用局発表資料より作成

3. RSA の最近の動向（制度上の課題）

政府は、RSA の制度の課題を認識し、改正を準備する方針を示している[66]。

サルコジ前政権が生活保護手当制度を改革し、RSA を導入してから 2013 年 6 月時点で 4 年が経過した。RSA は、生活保護を受ける者の就労意欲を高めると共に、ワーキングプア対

[65] RMI 以外に、同じく連帯制度の「単親手当（API：Allocation de parent isole)」と「雇用特別手当（PPE：Prime pour l'emploi)」に替わり新たに導入された制度である。

[66] 下記の政府公共サービスサイト及び Le Monde 紙 2013 年 6 月 20 日付参照。
http://www.vie-publique.fr/actualite/alaune/remplacer-rsa-activite-prime-pour-emploi-par-unique-prestation.html

策を進めることを目的として導入された。だが、政府の調査[67]によるとRSAの受給資格がある者の68%は申請を行っていないことがわかった。また、支給額に誤りが極めて多いといった問題点が明らかになった。

誤りが多いのは制度の複雑さが原因とされている。受給申請のためには6ページに上る質問に答えなければならず、間違いが発生しやすい状況が生じているとともに、申請を断念する有資格者もいるとされている。このような制度上の欠陥が、RSAの受給申請が伸び悩んでいることの一因とも見られている。

第5節　受給者比率

1. 失業保険・失業扶助・生活保護手当の受給者比率

フランスの失業保険・失業扶助手当の受給者数は、雇用局に登録された求職者カテゴリーA、B、Cの受給者数として公表されている。正確な受給者比率を算出するためには、分母を「求職者カテゴリーA、B、C」として、分子には各手当の受給者数を用いて算出する必要がある。つまり、狭義の意味の失業者＝求職者カテゴリーAに限定した受給者数は、調査結果が得られていないため、求職者カテゴリーAやINSEE発表の失業者数を分母にして算出すると誤った数値になってしまうことに留意する必要がある。図表２－17に示したようにカテゴリーAを失業者として定義すると、カテゴリーB、Cの求職者の中に失業保険を受給している者がいるため、正確な受給者比率が算出されない問題点が想定される[68]。

図表２－17　受給者比率算出過程での概念図

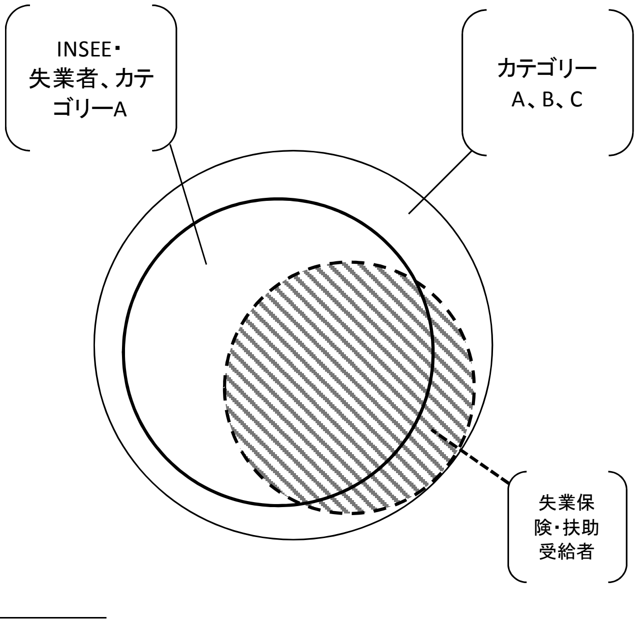

[67] 政府が国民会議クリストフ・シルグ第二副議長（社会党）に作成を依頼した報告書。
[68] 国際労働機関（ILO）は定期的に世界各国の失業保険等の受給者比率を公表している。その数値のうち、今回の調査でILO（2009）及び2012年11月のプレスリリースで公表された数値等を詳しく検討してみた結果、失業者の定義と受給者の定義の間に整合性が取れていないデータが含まれているなど留意が必要と思われる点が確認できている。

この他にも想定される定義上の留意点として、第２節 2. で触れたように各種給付の改廃が数年毎に行われることによって、受給者の位置づけが改正の度に変化する。それに伴う問題が挙げられるのが、多種多様な給付が制度改正の過渡期には並存することになり、それぞれの給付において同一の受給者がダブルカウントされることがないとも言い切れない。また、カテゴリーD の求職者（職業訓練中）は、失業保険や失業扶助の給付の延長として訓練給付を受給するため、年度中に失業給付から訓練給付に切り替わることや、年度中に失業保険給付を満了して引き続き同じ年度内に失業扶助等を受給する場合に、重複して算入されている可能性も否定できない。

2. 保険制度のみの受給者割合

第５節 1. で述べた条件を踏まえて、フランスの失業保険受給者比率を算出すると図表２－18 のようになる。フランスには連帯制度（失業扶助制度）があるため、2013 年の数値として 53%から 60%程度の失業者が失業保険等（保険及び扶助制度）を受給できていることになる。2013 年中の最低値は 53.34%（2013 年 7 月）、最高値は 60.28%（2013 年 1 月）である（図表２－18、中の段参照）。

仮に日本と制度の枠組みを同じ条件にして保険制度のみの受給者を対象として比較すれば、割合は次のようになる。2013 年中の最低値は 43.48%（2013 年 7 月）、最高値は 50.50%（2013 年 1 月）である（図表２－18、左の段参照）。

図表２－18　失業保険等受給者比率

	受給者割合		
	失業保険のみ	連帯手当含む	RSA 含む
2013年1月	50.50	60.28	76.39
2013年2月	49.47	59.34	75.42
2013年3月	47.69	57.62	73.72
2013年4月	45.41	55.23	71.32
2013年5月	44.67	54.56	70.62
2013年6月	43.88	53.82	69.64
2013年7月	43.48	53.34	69.33
2013年8月	46.77	56.89	72.68
2013年9月	45.74	55.67	71.77
2013年10月	46.10	56.08	72.47

出所：雇用局発表資料より作成

ちなみにフランスでは求職活動を義務付けた上で RSA＝生活保護手当を受給している失業者がおり、広義の失業保険等という観点では生活保護制度を含んだ受給者割合をみる必要がある。2013 年中の最低値は 69.33%（2013 年 7 月）、最高値は 76.39%（2013 年 1 月）である（図表２－18、右の段参照）。

2008 年 1 月以降の失業保険・失業扶助・生活保護（RSA は 2009 年 6 月より）の受給者割合の推移については、図表２－19 に示したとおりである。近似曲線を付してみるとわかるが、受給者割合はいずれも低下傾向にある。

図表２－19　失業保険・失業扶助・生活保護手当の受給者比率の推移

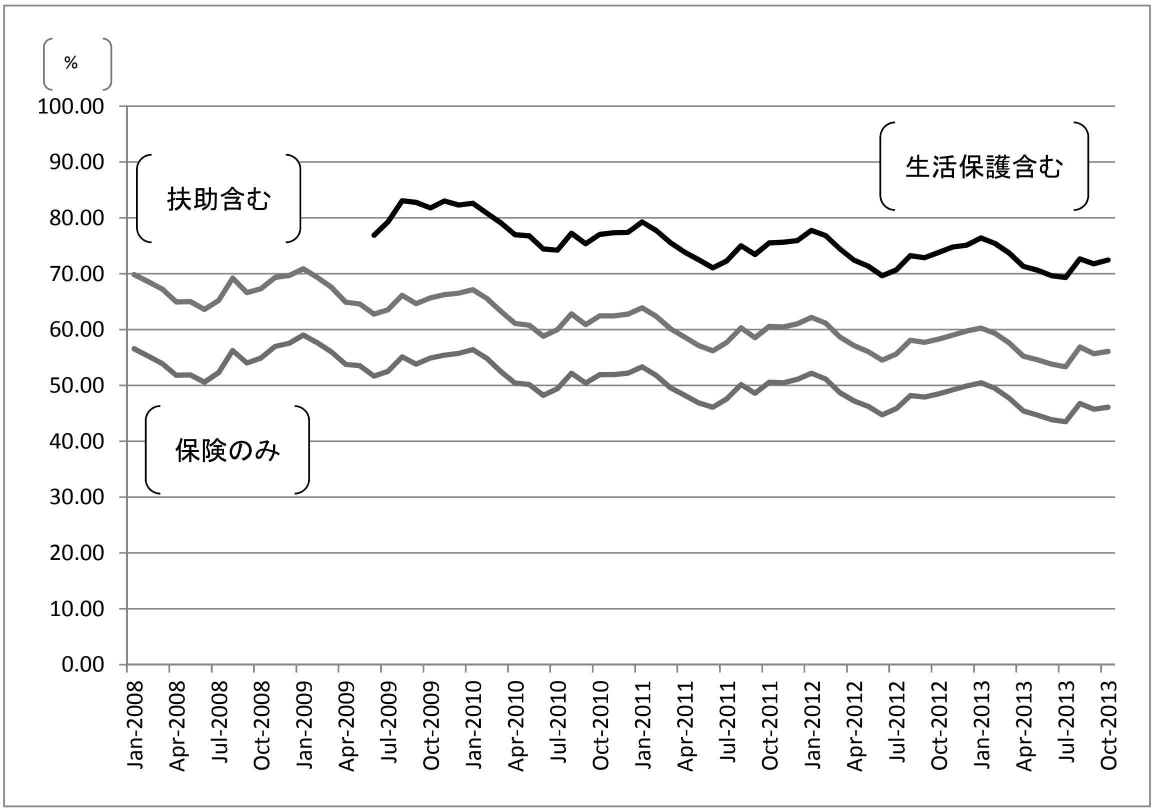

出所：雇用局発表資料より作成

【参考資料】

大久保良香（1989）「第８章　失業保険と雇用政策」『フランスの社会保障』東大出版会
岡伸一（2004）『失業保険制度の国際比較』学文社
都留民子（2000）『フランスの貧困と社会保護』法律文化社
中上光夫（2003）「2000 年フランス失業保険改革と paritarisme」『国際地域学研究』第 6 号、2003 年 3 月
（http://rdarc.rds.toyo.ac.jp/webdav/frds/public/kiyou-/rdvol6/rd-v6-171.pdf）

中上光夫（2004）「フランス失業保険の組織機構」『国際地域学研究』第 7 号、2004 年 3 月
(http://rdarc.rds.toyo.ac.jp/webdav/frds/public/kiyou/rdvol7/rd-v7-57.pdf)
中上光夫（2005）「フランスの失業給付」『国際地域学研究』第 8 号、2005 年 3 月
(http://rdarc.rds.toyo.ac.jp/webdav/frds/public/kiyou/rdvol8/rd-v8-71.pdf)
林雅彦・高津洋平（2003）「フランスの失業保険制度と職業訓練政策」労働政策研究・研修機構（http://www.jil.go.jp/foreign/kunibetsu/france/jil_france4.pdf）
松村文人（2007）「フランスの失業保険と雇用政策」『海外社会保障研究』国立社会保障・人口問題研究所 編、161 号、pp. 61～78
（http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18624307.pdf）
矢野昌浩（2008）「フランスにおける労働市場政策と法. —— 失業保険制度を中心として」琉大法学（80）：230-102
（http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp:8080/bitstream/123456789/8595/1/No.80p230.pdf）
労働政策研究・研修機構（2010）『ドイツ・フランス・イギリスの失業扶助制度に関する調査』JILPT 資料シリーズ No.70（平成 22 年 5 月 17 日）
労働政策研究・研修機構（2007）『ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障』労働政策研究報告書　No.84　平成 19 年 4 月 27 日
（http://www.jil.go.jp/institute/reports/2007/documents/084_02.pdf）
International Labour Organization, 2009, *The Financial and Economic Crisis: A Decent Work Response*, ILO, International Institute for Labour Studies
OCDE. Organisation de coopération et de développement économiques, 2014, Vieillissement et politiques de l'emploi : France 2014 Mieux travailler avec l'âge, Éditions OCDE
（http://www.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/vieillissement-et-politiques-de-l-emploi-france-2014_9789264206847-fr）

第３章

ドイツ

第３章　ドイツ

第１節　社会的背景

1. ドイツ国内における失業者・失業率の定義と実態

ドイツにおいて「失業者（Arbeitslose）」とは、就労促進に関する諸制度について定める社会法典第三編（SGB III）の定めにしたがって失業を届出た「登録失業者（registrierte Arbeitslose）」のことを指す（具体的要件については、後述「第３節３適用対象・受給要件・受給手続」を参照）。そして、ドイツ国内における公式統計上の失業率は、次のような算式において計算される。

$$\Rightarrow \quad \frac{\text{「失業者」}}{\text{「就業者」}^{69}\text{と「失業者」の合計数}}$$

ドイツでは、とりわけ 1990 年の東西統一以降、大量失業状態の常態化と深刻化が大きな問題となっていた。だが、2005 年を境に失業率は大幅に改善しはじめ、2008 年夏に発生したいわゆる「リーマン・ショック」と呼ばれる世界的な金融危機が発生した際も、いち早い回復を見せている。

連邦雇用エージェンシー（Bundesagentur für Arbeit: BA）による公式統計でこれを見てみると、「失業率（Arbeitslosenquote）」は 1992 年にすでに 7.7%であったが、そこから徐々に上がりはじめ、2000 年代初頭には若干の改善があったものの、2005 年には東西統一後最高の 11.7%を記録した。しかし、2006 年以降、失業率は下がりはじめ、2008 年の「リーマン・ショック」や 2010 年の「ユーロ危機」にも大きな影響を受けることなく、2012 年には東西統一後最低の 6.8%を記録している[70]（図表３－１）。

---

[69] ドイツ国内の文脈における「就業者（Erwerbstätige）」には、「従属的就労者（Abhängige Beschäftigte）」、「自営業者（Serbstverständige）」、「家事労働従事者（Unbezahlt mithelfende Familienangehörige）」といった「中核的就業者（Kernerwerbstätige）」のほか、「職業訓練にある就業者（Erwerbstätige in Bildung oder Ausbildung）」、「その他 65 歳以上の就業者（Sonstige im Alter ab 65 Jahren）」といった「その他の就業者（Sonstige Erwerbstätige）」が含まれる。

[70] なお、ILO の定義にしたがった場合の失業率（＝「非就業率（Erwerbslosenquote）」）は、2012 年に 5.6%であった（Bundesagentur für Arbeit, Arbeitsmarkt 2012, S. 101）。

図表３－１：ドイツにおける「失業率」「失業者数」の推移

年	1992	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
失業率（%）	7.7	10.5	9.6	9.4	9.8	10.5	10.5	11.7
旧西地区	-	8.6	7.6	7.2	7.6	8.4	8.5	9.9
旧東地区	-	17.3	17.1	17.3	17.7	18.5	18.4	18.7
失業者（千人）	2,979	4,100	3,890	3,853	4,061	4,377	4,381	4,861
旧西地区	1,699	2,605	2,381	2,320	2,498	2,753	2,783	3,247
旧東地区	1,279	1,496	1,509	1,532	1,563	1,624	1,599	1,614

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
失業率（%）	10.8	9.0	7.8	8.1	7.7	7.1	6.8	6.9
旧西地区	9.1	7.4	6.4	6.9	6.6	6.0	5.9	6.0
旧東地区	17.3	15.0	13.1	13.0	12.0	11.3	10.7	10.3
失業者（千人）	4,487	3,760	3,258	3,415	3,238	2,975	2,896	2,950
旧西地区	3,007	2,475	2,139	2,314	2,227	2,026	1,999	2,080
旧東地区	1,480	1,285	1,120	1,101	1,011	950	897	870

出所：Statistik der Bundesagentur für Arbeit から作成

もっとも、ほとんど職業訓練を修了していない低資格労働者を中心に、失業者に占める長期失業者の割合は比較的高くなっている。BA の統計によると、2012 年の全失業者の 35.6%が 12 カ月以上の長期失業状態に陥っている。さらに、これを職業養成訓練（Berufsausbildung）を修了しないまま失業者となった者に限定してみると、39.3%とより長期失業状態に陥りやすくなっている。また、全失業者の 17.9%、長期失業者の 50.2%が 2 年以上の失業状態に陥っている（図表３－２）。

図表３－２：ドイツにおける長期失業者（2012 年）

	失業者全体		長期失業者		③／①（%）
	千人	%	千人	%	
	①	②	③	④	⑤
全失業者	2,897	100	1,032	100	35.6
職業養成訓練					
修了せず	1,213	41.9	476	46.2	39.3
修了済み	1,490	51.4	471	45.7	31.6
失業期間					
１年以上２年未満	496	17.1	496	48.1	100
２年以上	518	17.9	518	50.2	100

出所：Bundesagentur für Arbeit, Arbeitsmarkt 2012, S. 148. から作成。

2. ドイツ国内における失業給付受給率の定義と実態

（1） ドイツ国内における公式統計上の数字とその特徴

ドイツの公式統計上、失業者に占める失業手当受給者の割合（＝「失業給付受給率（Leistungsempfängerquote）」）は、次のような算式において計算される。なお、ドイツの失業給付受給率は、「就労促進」について定める社会法典第三編（SGB III）に基づき、保険料を主たる財源として支給される「失業給付Ｉ（Arbeitslosengeld Ｉ)」（旧「失業手当（Arbeitlosengeld)」）だけでなく、「求職者に対する基礎保障」について定める社会法典第二編（SGB II）に基づき、租税を財源として支給される「失業給付Ⅱ（Arbeitslosengeld II)」（旧「失業扶助（Albeitslosenhilfe)」に旧「社会扶助（Sozialhilfe)」の一部を統合したもの）を含めて算出する点に特徴がある。

$$\Rightarrow \frac{\text{失業給付 I を受給する失業者数 (B) ＋失業給付 II を受給する失業者数 (C) － I・II 併給失業者数 (D)}}{\text{失業者数（A）}}$$

BA の公式統計によると、ドイツの失業給付受給率は、2000 年時点ですでに 73.4%と、もともと比較的高い状況にあった。この傾向は、2002 年からはじまり 2005 年にほぼ完全実施された第二次シュレーダー政権によるいわゆる「ハルツ改革」とよばれる一連の労働市場改革[71]を経て、2012 年には 89.2%と、さらに数字が改善している状況にある（図表３－３）。

[71] ハルツ改革の全般的な説明を行うものとして、名古道功「ドイツ労働市場改革立法の動向」金沢法学 48 巻 1 号（2005 年）65 頁以下、橋本陽子「第２次シュレーダー政権の社会保険改革の動向」学習院大学法学雑誌 40 巻 2 号 173 頁以下、労働政策研究・研修機構『ドイツにおける労働市場改革』労働政策研究報告書 No. 69（2006 年）など。

しかし、BA の公式統計をもとに、「失業者」全体に占める「失業給付Ⅰ」(旧「失業給付」)を受給する失業者の割合を計算すると（図表３－３「※参考（④／⑦)」参照)、その数字は、「ハルツ改革」を境にむしろ低下傾向にあり、2000 年時点で 40.2%であった数字は、2012年には 25.8%まで急激に低下している。他方、「失業者」全体に占める「失業給付Ⅱ」((旧「失業扶助」＋旧「社会扶助」の一部）を受給する失業者の割合を計算すると（図表３－３「※参考（⑥／⑦)」参照)、その数字は、「ハルツ改革」における制度改正の前後で、30%台から 60%台へと大きく倍増させていることがわかる。

図表３－３：ドイツにおける失業者に占める失業給付受給者の割合の推移（人、%）

年次**	失業給付受給者		失業給付Ⅰ受給者		失業給付Ⅱ受給者*		失業者	受給率＜%＞	※参考＜%＞	
	全体	うち失業者	全体	うち失業者	全体	うち失業者		(②／⑦)	(④／⑦)	(⑥／⑦)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	−	−
1999	3,323,406	3,031,005	1,828,729	1,648,818	1,494,677	1,382,187	4,100,499	73.9	40.2	33.7
2000	3,151,239	2,855,760	1,694,576	1,518,852	1,456,663	1,336,908	3,889,695	73.4	39.0	34.4
2001	3,202,013	2,868,993	1,724,543	1,527,249	1,477,471	1,341,744	3,852,564	74.5	39.6	34.8
2002	3,590,800	3,180,133	1,898,585	1,668,849	1,692,215	1,511,284	4,061,345	78.3	41.1	37.2
2003(旧)	4,052,273	3,564,215	2,024,534	1,754,351	2,027,739	1,809,865	4,376,795	81.4	40.1	41.4
2003(新)	3,913,522	3,450,115	1,919,078	1,658,216	1,994,444	1,791,899	4,376,795	78.8	37.9	40.9
2004	4,038,821	3,477,239	1,844,943	1,534,318	2,193,878	1,942,922	4,381,281	79.4	35.1	44.3
2005	6,562,978	4,016,520	1,728,045	1,427,514	4,981,748	2,725,846	4,860,909	82.6	29.4	56.1
2006	6,701,599	3,684,381	1,445,224	1,123,542	5,392,166	2,685,391	4,487,305	82.1	25.0	59.8
2007	6,246,171	3,127,210	1,079,941	765,395	5,277,556	2,445,672	3,760,076	83.2	20.4	65.0
2008	5,824,531	2,802,574	916,989	696,151	5,011,438	2,185,352	3,258,453	86.0	21.4	67.1
2009	5,925,812	3,012,650	1,140,982	961,795	4,909,085	2,147,459	3,414,531	88.2	28.2	62.9
2010	5,812,032	2,867,770	1,023,666	875,543	4,894,219	2,073,251	3,238,421	88.6	27.0	64.0
2011	5,359,563	2,650,009	829,193	724,156	4,615,057	1,992,069	2,975,836	89.1	24.3	66.9
2012	5,199,985	2,583,790	848,849	747,555	4,442,894	1,907,446	2,896,985	89.2	25.8	65.8

*　2004 年までは、「編入扶助 (Eingliederungshilfe)」受給者を除く「失業扶助 (Arbeitslosenhilfe)」受給者。
**　2003 年以降のデータはすべて、新たなＩＴ技術にて集計。2003 年以降の失業給付Ⅰ受給者は、外国に居住しながら受給している者も含む。2007 年以降の失業給付Ⅰ受給者は、VerBIS を通じて調査したものであり、それ以前の各年次との比較可能性は限定的。
*** 失業給付ⅠとⅡを併給している者がいるため、受給者合計がⅠ及びⅡの受給者合計数と一致していない。
出所：Bundesagentur für Arbeit, Arbeitsmarkt 2012, S. 104. から作成。

また、図表３－３をみると、「ハルツ改革」を境に、「失業者」は 400 万人台から 300 万人を切るまでに減少している（図表３－３「①」参照）が、他方で、「失業給付Ⅱ」((旧「失業扶助」＋旧「社会扶助」の一部）を受給する者全体に占める失業者以外の者が 10 万人程度から 200～300 万人程度にまで急増していることがわかる（図表３－３「⑤」「⑥」参照)。これは、後述するとおり、新たな制度である「失業給付Ⅱ」は、「要扶助性」等の要件を充足する限り、たとえ就労状態にあったとしても受給が可能な制度（したがってまた、「失業者」

が「失業給付Ｉ」を受給していたとしても併せて受給することが可能）であることによる。

なお、「ハルツ改革」においては、雇用をめぐる社会保険・社会扶助に関する改革だけでなく、雇用形態に関する規制緩和も行われている。その影響もあり、今日までに、派遣労働者や（社会保険料や租税の負担が減免される）「僅少労働者（geringfügige Beschäftigung）」[72]が大幅に増加している（図表３－４）だけでなく、労働者全体に占める中央値賃金の２／３以下の「低賃金労働者（Niedriglohnsektor）」の割合も20%を超えるまでに増加[73]している。

図表３－４：ドイツにおける非典型労働者数の推移（千人）

年次	就業者	従属的就労者（労働者）						
		総計	標準的労働者	非典型労働者				
				合計	うち有期	うち短期間**	うち僅少	うち派遣
1991	37,445	31,386	26,948	4,437	1,966	2,555	654	―
1996	35,982	29,746	24,760	4,986	1,897	3,188	1,098	―
2001	36,816	29,941	23,828	6,114	2,212	4,127	1,816	―
2006	37,344	29,747	22,173	7,574	2,725	4,861	2,661	563
2011*	39,869	31,765	23,728	8,037	2,905	5,044	2,672	778

* 集計方法の変更により、時系列的な比較可能性は限定的。
出所：Statistisches Bundesamt, Mikrozensus から作成。

（2） ILO 統計との比較

ところで、BA によるドイツ国内の公式統計を ILO のそれと比較すると、まず、ILO 統計におけるドイツの「失業者のうち失業手当を受給している者の割合」の定義は、「2008 年（2011 年）10 月時点における失業者（persons unemployed）に占める失業手当ないし失業扶助を受給する者（unemployment assistance and unemployment insurance）の割合」であり、ドイツ政府の公式統計上の定義と、比較的似通っていることがわかる。しかし、そこから導き出される失業保険受給率の数字を見ると、そこには、それぞれ 10 ポイント近くという、軽々には無視できない差が生じている（図表３－５）。

[72] 社会保険料負担義務のない月額収入 450 ユーロ以下の労働者。
[73] Brenke, Geringe Stundenlöhne, lange Arbeitszeiten, DIW Wochenbericht Nr. 21. 2012

図表３－５：連邦雇用エージェンシー（BA）と ILO における失業給付率の比較（人、%）

年	BA 統計					ILO 統計
	失業者数（A）	うち失業給付Ⅰ受給者数（B）	うち失業給付Ⅱ受給者数（C）	うちⅠ/Ⅱ併給失業者数（D）	（B）＋（C）－（D）／（A）	
2008	3,267,907	726,415	2,191,405	93,091	86.40%	94%
2011	2,975,836	724,156	1,992,069	66,216	89.10%	97.70%

出所：Bundesagentur für Arbeit, Arbeitsmarkt 2008 und 2011; ILO (2009) ; ders. (2012) から作成。

このように両者の数字が異なることのはっきりした理由やそれを導き出すための手がかりは、ILO の発表資料はもちろん、ドイツ国内における各種公式統計資料から見出だすことはできない。しかしながら、ILO の数字とドイツ当局による数字の間に、ある一定の相関性を見出だすことができるため、ILO は、何らかのドイツ当局による数字を参照している可能性もなくはないと思われる。その場合に、両者の数字が異なることの考えうる理由としては、例えば、「失業者」の定義が異なるから（例えば年齢区分）、対象とする期間が異なるから（例えば年単位カ月単位か）などの理由が考えられる。

（3） ドイツ公的財政支出における失業関連コストの規模

以上のように失業者に支払われる公的財政支出の規模は、全体としてみれば、年々、低下する傾向にあることがわかっている。労働市場・職業研究所（IAB）の調査によると、失業者に支払われる公的財政支出の総額（僅少労働者に対する租税及び社会保険料等の減免措置により生じた同徴収分の欠損金相当額も含む）は、ハルツ改革が実施されはじめた 2003 年には 915 億ユーロにまで達していたが、その約 10 年後の 2012 年には 538 億ユーロにまで圧縮された（図表３－６）。

だが、これを失業者１人あたりで計算すると（図表３－６）、2012 年は平均１万 8,600 ユーロで、2003 年の１万 8,900 ユーロからほぼ変わっていない。また、失業者１人あたりの失業関連コストを失業者カテゴリー別で見ると、失業給付Ⅰ受給者のそれが最も高く、年平均２万 1,800 ユーロであった。これに、失業給付 II 受給者の１万 8600 ユーロ、いずれも受給していない失業者の 9,900 ユーロがつづいた（いずれも 2012 年）。

なお、職業継続訓練措置などの積極的労働市場政策に関連して生じたコストは、この計算に含まれていない。その額は 2012 年ベースで合計 130 億ユーロであり、これを失業者１人あたりで計算すると 4,349 ユーロであった。

図表３－６： ドイツの公的財政支出における失業コストの推移

		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
登録失業者数	（千人）	4,830	4,812	4,861	4,487	3,776	3,268	3,423	3,245	2,976	2,897
失業者１人あたりコスト	（千ユーロ／年）	18.9	19.2	18.0	18.3	17.8	17.1	17.5	18.5	18.9	18.6
総公的財政支出額	（億ユーロ）	915	922	877	822	672	559	598	602	563	538
うち失業給付Ⅰ受給者関連*		251	247	222	176	123	90	138	140	121	110
うち失業給付Ⅱ受給者関連**		215	233	246	257	227	205	206	202	191	186
うち僅少向け租税減免		177	173	162	150	121	98	100	103	95	90
うち僅少向け社会保険料減免		271	269	247	238	201	165	154	157	156	151
総公的財政支出額	（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
うち失業給付Ⅰ受給者関連*		27.5	26.8	25.3	21.4	18.2	16.2	23.0	23.2	21.6	20.4
うち失業給付Ⅱ受給者関連**		23.5	25.3	28.0	31.3	33.8	36.8	34.5	33.5	33.9	34.6
うち僅少向け租税減免		19.4	18.8	18.5	18.3	18.0	17.5	16.7	17.1	16.8	16.8
うち僅少向け社会保険料減免		29.7	29.2	28.2	29.0	30.0	29.5	25.8	26.1	27.7	28.1

* 失業給付Ｉ； 健康保険、年金保険及び介護保険に関する保険料。ただし、社会法典第三編 428 条、125 条、126 条に基づく給付受給者及び職業訓練措置参加者に関するものは除く。

** 失業給付 II； 健康保険、年金保険及び介護保険に関する保険料； 失業給付Ｉ受給者向け上乗せ金； 社会法典第二編 24 条に基づく手当；住宅手当； 暖房手当。2005 年より以前は、失業扶助、社会扶助及び住宅手当。ただし、社会法典第二編 65 条 4 項に基づく給付受給者及び職業訓練措置参加者に関するものは除く。

出所：IAB, IAB-Kurzbericht 2/2014, S.2.

第２節 失業保険・失業扶助制度の発展

ドイツにおける失業保険制度の成立は、1927 年に制定された職業紹介・失業保険法（AVAVG）にまでさかのぼることができる。これは、第一次世界大戦後、大量に生じた復員兵の失業問題に対処するために、のちの失業扶助の起源とされる様々な時限的・緊急的な支援措置が導入され、さらにその費用を負担する主体が国・州・自治体から労使へとしだいに移行する中で、制度化されたものである。この当初から、社会保険方式が廃棄されたナチス時代を除き、社会保険方式による失業者支援を定める法律の中に、公的扶助方式の失業扶助が盛り込まれ、その給付が社会保険方式に類似している、という混在した状態にあり、その状況は、その後 2004 年まで続いた。その他、ドイツの失業者支援制度には、職業紹介・職業訓練などの就業促進施策も失業者への現金給付と同じ法律で定められ、組織的にも財政的にも統合されているという点も、旧来からのドイツ的特徴である。

現行制度の原型が生み出されたのは、AVAVG を抜本的に改正して 1969 年に制定された雇用促進法（AFG）においてである。AFG はその後、1998 年に社会法典（SGB）に第三編「雇用促進」として編入されたが、2002 年に始まる「ハルツ改革」以前における失業者支援制度の特徴の１つは、稼得能力のある失業者への給付制度として、失業手当、失業扶助、そして

社会扶助（Sozialhilfe）の3つが併存していた、という点にある。前2者の法的根拠は、社会法典（旧）第三編（SGB III）である。失業手当は労使の拠出による制度であり、失業前の所得に基づき算定された手当（67ないし60%）が最長32カ月間支給されていた。失業扶助はその財源を連邦が負担し､その管轄下にある地方の労働局が実施主体となる制度であり、失業手当の受給期間修了後、要扶助性等を要件として、失業前の所得に基づく手当（57ないし 53%）が期間を限定せずに支給されていた。これに対し、社会扶助は、（旧）連邦社会扶助法を法的根拠として、財源を基本的に自治体が負担し、その管轄で手当の支給と「就労扶助」が行われていた。

しかし、1991 年の東西ドイツ統一後、10%を超える高い失業率がつづき、失業手当及び失業扶助の支出金額が2001年には250億ユーロと大きく膨らんでいたこと、そして、社会扶助においてもその受給者（15歳から64歳まで）のうち約90万人は稼得能力があるにもかかわらず就労もせず、継続職業訓練にも参加しておらず、さらにこれら2つの行政レベルで行われる失業者支援制度が必ずしも効率的に機能していないとの批判もあったことなどから、2002年に始まった、失業者の半減などを目標とするいわゆる「ハルツ改革」と呼ばれる一連の労働市場改革の中で、失業保険・失業扶助制度も大きく改変された[74]。

このハルツ改革（とりわけハルツ第四法（Harz IV））により、旧失業手当（現「失業給付Ⅰ」）は、ひきつづき就労促進に関する諸制度について定める社会法典第三編（SGB III）にその根拠を置きながらも、その給付要件や給付日数等は厳格化ならびに縮減化されることになった（なお、SGB III はさらに、2011年12月の法改正（BGBl. I S. 2854）により、従前の多数の条文が移動・削除される等し、大幅に変更された内容が2012年4月1日から施行されている）。そして、旧失業扶助と旧社会扶助の一部（障害者向けの「編入扶助」を除く部分）は、新たに設けられた、求職者のための基礎保障に関する諸制度について定める社会法典第二編（SGB II）において､「失業給付Ⅱ」として統合された。また、連邦社会扶助法も、ハルツ第四法（Harz IV）と歩調を合わせた大改正がなされ、社会法典第十二編（SGB XII）に組み込まれた。その他、これに関連して、ハルツ第三法（Harz III）による所轄官庁組織の改変（連邦雇用庁（Bundesanstalt für Arbeit）から連邦雇用エージェンシーへ）も行われている。

第３節　失業保険制度

1. 制度名・根拠法・財源

「失業給付Ⅰ」とは、就労促進に関する諸制度について定める社会法典第二編（SGB II）に基づき支払われる失業保険給付のことである。旧来の「失業手当」に相当する制度である。財源は、原則として、労働契約関係にある労使が折半して負担する保険料（保険料率は賃金

[74] 以上、ドイツにおける失業保険・失業扶助制度の成立と展開については、戸田（2010）10頁以下、名古（2011）29頁以下をとくに参照。

の 3.0%）によって支えられる（SGB III 341 条、同 346 条）が、不足分が生じた場合には租税によって補填される（SGB III 351 条）。

2. 財源・管理運営組織

失業給付Ｉの給付主体は連邦雇用エージェンシー（BA）である（SGB III 368 条）。BA は、下部組織として、州を基本とした 10 カ所の地域統括局（Regionaldirektion）と、同局が管轄する 156 カ所の雇用エージェンシー（Agentur für Arbeit: AA）を擁している（SGB III 367 条）。実際に給付申請手続などの給付事務窓口となるのは、AA である。

3. 適用対象・受給要件・受給手続

ドイツの失業保険制度は、65 歳未満の従属的就労者（労働者）であれば、すべて適用対象となる強制保険である。

失業給付Ｉを受給するための要件は、ア）実際に失業状態にあること、イ）雇用エージェンシー（AA）に対する失業の申請があること、ウ）一定期間、保険料納付義務のある雇用に就いていることの 3 つである（SGB III 137 条 1 項）。このうち、ア）の状態にあるか否かは、就業機会の喪失、当該喪失の解消へ向けた努力、職業紹介への応諾という 3 点の有無を基準に判断される。なお、「失業状態」になくとも例外的に「失業給付Ｉ」を受給できる者として、満 58 歳以上であって引退者類似条項（SGB III 428 条参照）の適用を受ける者や、訓練措置にある者などがいる。また、ウ）については、離職前 2 年間のうち、少なくとも 12 カ月間の保険料納付が必要である。もっとも、離職前の労働契約に 10 週間以内の期間が付されていた者等に関しては、年齢に関係なく、離職前 2 年間における保険料納付月数に応じた本手当の最長受給期間が定められている（SGB III 147 条 3 項）。

失業の申請は、失業者自身が管轄の雇用エージェンシー（AA）に対して行う（SGB III 141 条 1 項前段）。通常、失業後になされるが、失業前であっても、今後 3 カ月以内に失業することが見込まれる場合には、失業を申請することが可能とされている（同後段）。失業の中断が 6 週間以上つづいた場合や、失業者が労働や自営業、家事労働等を開始し、AA にこれを遅滞なく通知しなかった場合には、申請の効力は失われる（SGB III 141 条 2 項）。

4. 給付水準・給付期間・給付制限等

給付期間（図表３－７、３－８）は、離職前 3 年間における保険料納付期間（月数）と年齢を基礎に、原則、最短 6 カ月から最長 24 カ月まで設けられている（SGB III 147 条）。この給付期間は、法改正により 2006 年 2 月 1 日以降大幅（最長 32 カ月から 18 カ月）に短縮されたが、その後修正がなされ、現行のものとなっている。待機期間は、とくに設定されていない。

図表３－７：失業給付Ⅰの給付期間（原則）

失業前 3 年間に , 保険料納付義務ある期間が		最高給付月数
…	12 カ月以上	6 カ月
	16 カ月以上	8 カ月
	20 カ月以上	10 カ月
	24 カ月以上	12 カ月
又は , 保険料納付義務ある期間が		
…	30 カ月で 50 歳以上	15 カ月
	36 カ月で 55 歳以上	18 カ月
	48 カ月で 58 歳以上	24 カ月

出所：社会法典第三編（SGB III）147 条 1 項及び 2 項

図表３－８：失業給付Ⅰの給付期間（特例*）

失業前 2 年間に , 保険料納付義務ある期間が		最高給付月数
…	6 カ月以上	3 カ月
	8 カ月以上	4 カ月
	10 カ月以上	5 カ月

* SGB III 142 条 2 項に基づく特例的時限措置 [2014 年 12 月 31 日まで]。
出所：社会法典第三編（SGB III）147 条 3 項

給付額は、受給者が養育義務を負う子どもを有する等の場合とそれ以外とに分けられる。前者は失業以前における「手取り賃金（Nettoentgeld）」（離職前における賃金の平均値から租税・社会保険料を控除した値）の 67%であり、後者は当該賃金の 60%とされている（SGB III 149 条)。その他、失業者の疾病・介護・年金保険料は、連邦雇用エージェンシー（BA）が負担することになっている。

もっとも、職業養成訓練扶助、法定年金給付など他の社会保険給付を受給している場合（SGB III 156 条)、賃金等を受け取っている場合（SGB III 157 条)、そして、労働関係の終了を理由とする退職補償を受け取っている場合（SGB III 158 条）には、その期間中、給付が停止（Ruhen）される。また、失業者が就労関係を解消し又は労働契約に違反する行為によって就労関係解消の原因をもたらしたり（1 号）[75]、前述した受給要件の 1 つである「失業状態にあること」の判断基準の 1 つとして予定されている職業紹介への応諾を拒否したり

[75] いわゆる「自己都合退職」に対する給付制限に関するドイツ法理について検討するものとして、上田真理「雇用保険法における給付制限規定の検討」東洋法学 57 巻 1 号（2013 年）119 頁。

（2 号）するなど、労働者が重大な事由なくして「保険に反する行為（Sich versicherungswidrig verhalten)」をとった場合には、「給付制限期間（Sperrzeit)」として、原則 12 週間の支給停止という制裁が課されることになっている（SGB III 159 条)。その他、失業者が失業給付 I の請求権を有している期間につき週 15 時間未満の稼得活動を行う（SGB III 138 条 3 項）場合、そこから得られる収入は、社会保険料、必要経費及び暦月あたり 165 ユーロの合計額に相当する額が差し引かれる（SGB III 155 条 1 項)。

なお、給付請求権の消滅時効は 4 年である（SGB III 161 条 2 項）が、受給停止期間開始から総計 21 週間を経過すると失効する（同 1 項 2 号)。

第４節　失業扶助制度

1. 制度名・根拠法

「失業給付 II」とは、求職者に対する基礎保障に関する諸制度について定める社会法典第二編（SGB II）に基づき支払われる求職者生計維持保障給付のことである。旧来の「失業扶助」（失業手当受給期間終了後、要扶助者対象、期限なし）と「社会扶助（の一部)」とを統合してできた制度であるが、旧失業扶助の場合とは異なり、「失業給付 I（旧失業給付)」との併給が許されている。同制度は、稼得能力を有しない生活困窮者のための「社会扶助」制度とならぶ最低生活保障を目的とした制度の 1 つであり、両者は相互に排他的な関係に立っている。

2. 財源・管理運営組織

財源は、連邦政府の租税でまかなわれる（SGB II 46 条 1 項）が、給付事業の実施主体は、連邦雇用エージェンシー（BA）と地方自治体（kommunaler Träger）の協同組織（gemeinsame Einrichtung）または地方自治体が単独でそれぞれ運営する「ジョブセンター（Jobcenter)」である（SGB II 6 条以下）[76]。制度改正前は、旧失業扶助の財源を連邦が負担し、その給付事業を地方の雇用エージェンシー（AA）が担当する一方、旧社会扶助の財源と給付事業はいずれも地方自治体が担っていた。

3. 受給資格要件・受給手続

「失業給付Ⅱ」を含めた社会法典第二編（SGB II）に基づく各種給付をうける資格を取得するための要件は、ア）満 15 歳以上 65 歳未満であること、イ）稼得能力（Erwerbsfähigkeit）があること、ウ）要扶助性（Hilfenbeduertigkeit）があること、エ）国内に居住していることの 4 点である（SGB II 7 条 1 項)。旧失業扶助においては旧失業給付と受給資格要件を共通にしていたが、現行制度においてはそれぞれ異なる受給資格要件が設定されている。

---

[76] 社会法典第二編（SGB II）に基づく給付事業の実施主体をめぐる経緯について詳説するものとして、武田公子「ドイツ社会保障制度における政府間関係」海外社会保障研究 180 号（2012 年）28 頁。

イ）の稼得能力があることとは、「今後相当な期間」のうち、「疾病又は障がいにより、一般労働市場の通常の条件下で少なくとも１日あたり３時間以上就労できない状態にある」とはいえない場合（SGB II 8 条 1 項）をいう。

ウ）の要扶助性とは、基本的に、(i) 本手当の受給希望者が「(実際に従事することが) 期待できる仕事」の受け入れか、資力調査で考慮される収入・資産のいずれによっても、自らの生計を確保することが全くまたは一部について不可能であり、かつ、(ii) 必要な援助を他者から得られない状態を意味する（SGB II 9 条 1 項)。ここにいう「実際に従事することが期待できる仕事」とは、本手当の受給希望者に紹介される職が原則として該当する（SGB II 10 条 1 項)。

なお、「失業者」でなくとも「失業給付Ⅱ」を受給している者として、就労して僅少労働の上限額を超える所得を得ている者[77]、雇用促進措置への参加者、通学や育児・介護、自身の病気その他により就労できない者などがいる。

「失業給付 II」を実際に受給するためには、受給希望者の申請 (Antrag) が必要である (37 条 1 項)。

4. 給付水準・給付期間・給付制限等

給付期間は設けられておらず、上記の受給要件をすべて満たす限り、支給は継続される。失業給付 I との併給も可能である。

失業給付 II には、生計保障基準給付（SGB II 20 条)、当該給付に一定割合を乗じて算出される額を妊婦・一人親・障がい者へ支給する超過給付（SGB II 21 条)、上記・生計保障基準給付の受給権者にその実費のみを支給する住宅・暖房費用給付（SGB II 22 条）が含まれる。加えて、未成年の子どもがいる場合には、その年齢に応じて、「社会手当（Sozialgeld)」が併せて支給される（SGB II 23 条)。いずれも定額（図表３－９、３－１０）であり、失業前の手取り賃金に対する定率額が支給されていた旧失業扶助の場合と内容を異にしている。

[77] 名古（2010）及び Bundesagentur für Arbeit （2010）によると、「就労して 400 ユーロを超える所得を得ている者（約 10%)」とある。2009 年当時月額 400 ユーロ以下の就労が僅少労働（ミニジョブ）とされていた。

図表３－９：生計保障基準給付（2013 年１月１日以降）

類　　型	給付月額
単身者、１人親、または、未成年（18 歳未満）をパートナーに持つ者	382 ユーロ
満 18 歳以上の２人で構成される需要共同体の構成員	345 ユーロ
需要共同体の構成員であって、稼得能力を有する満 18 歳以上 25 歳未満の者	306 ユーロ
需要共同体の構成員であって、稼得能力を有する 18 歳未満の者	289 ユーロ

出所：社会法典第二編（SGB II）20 条；Bek. Vom 18. Okt. 2012 (BGBl. I S. 2175)

図表３－１０：社会手当（2013 年１月１日以降）

子の年齢	給付月額
満 15 歳以上 18 歳未満	289 ユーロ
満 7 歳以上 15 未満	255 ユーロ
7 歳未満	224 ユーロ

出所：社会法典第二編（SGB II）23 条；Bek. Vom 18. Okt. 2012 (BGBl. I S. 2175)

前述した受給要件の１つである「要扶助性」の判断基準の１つとして予定されている「(実際に従事することが）期待できる仕事」の受け入れを拒否した場合、制裁として、まず 3 カ月にわたって失業給付 II を 30%減額され、その後、さらに拒否するたびに同率の減額が加わり、最終的には、支給が廃止されることになっている（SGB III 30 条以下)。

第５節　その他関係制度

まず、稼得能力を有する生活困窮者のための最低生活保障制度である「失業給付 II」とならぶものとして、「社会扶助」がある。これは、「失業給付 II」とは相互に排他的な関係に立つ、稼得能力を有しない生活困窮者のための最低生活保障制度であり、社会法典第十二編（SGB XII）に基づき、租税を財源とした給付が行われる。この社会扶助には、生計扶助、高齢期及び就労能力減少時の基礎保障、医療扶助、障害者統合扶助、介護扶助、特別な社会的困難の克服のための扶助、その他の生活状況に応じた扶助の７つがある。このうち、生計扶助は、最低生活の保障に必要な各種需要（食料・衣料などにかかる基準需要、住居・暖房費、妊婦・１人親等への追加需要など）を基礎にした給付が行われる。

そして、雇用調整の手段として労使間において操業短縮（Kurzarbeit）の手段が取られた

場合には、社会法典第三編（SGB III）95 条以下の基づき、「操業短縮手当」が給付される。労働者は、重大な仕事不足があること、当該事業所に常時 1 人以上が雇用されていること、労働関係が解消されていないなど人的要件を充たしていること、使用者または従業員代表等が AA に申請をしていることの 4 つを要件に、原則、6 カ月を上限として、喪失した手取り賃金の 60%（養育義務を負う子どもを有する等の場合は 67%）が給付される[78]。

【参考文献】

Brenke (2012), Geringe Stundenlöhne, lange Arbeitszeiten, DIW Wochenbericht Nr. 21. 2012

Bundesagentur für Arbeit (2010) Arbeitsmarkt 2009 (http://statistik.arbeitsagentur.de/Statischer-Content/Arbeitsmarktberichte/Jahresbericht-Arbeitsmarkt-Deutschland/Generische-Publikationen/Arbeitsmarkt-2009.pdf)

Bundesagentur für Arbeit (2013), Arbeitsmarkt 2012 (http://statistik.arbeitsagentur.de/Statischer-Content/Arbeitsmarktberichte/Jahresbericht-Arbeitsmarkt-Deutschland/Generische-Publikationen/Arbeitsmarkt-2012.pdf)

ILO (2009), The Financial and Economic Crisis: A Decent Work Response. (http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/---publ/documents/publication/wcms_107583.pdf)

ILO (2012), More than 70 per cent of workers lack unemployment protection. (http://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/comment-analysis/WCMS_193133/lang--en/index.htm)

戸田典子（2010）「失業保険と生活保護の間」レファレンス 709 号 7 頁

中内哲（2008）「ドイツの失業保険制度」労働法律旬法 1684 号 19 頁

中内哲（2013）「ドイツにおける失業者支援制度」海外社会保障研究 183 号 17 頁

名古道功（2011）「ドイツの求職者支援制度」季刊労働法 232 号 29 頁

労働政策研究・研修機構（2006）「ドイツにおける労働市場改革」労働政策研究報告書 No. 69

労働政策研究・研修機構（2007）「ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障」労働政策研究報告書 No. 84

[78] 社会法典第三編（SGB III）に基づく「操業短縮手当」について詳述するものとして、藤内和公『ドイツの雇用調整』（法律文化社、2013 年）113 頁以下。

第４章

スウェーデン

第４章　スウェーデン

第１節　社会的背景

2008 年の世界金融危機以降、スウェーデンの労働市場の状況は芳しくない。スウェーデン中央統計局（Statistiska centralbyrån, SCB）の労働力調査によれば、2013 年の全労働力人口（15 歳以上 74 歳以下）511 万 6,000 人に対し、平均失業者数は 41 万 1,000 人（対前年比 8,000 人増）、失業率は 8%（対前年比増減なし）であった[79]。16 歳以上 64 歳以下の年齢層について見ると、同年の労働力人口は 494 万 8,000 人である。そのうち失業者は 40 万 3,000 人であり、失業率は 8.1%となる[80]。なお、SCB の労働力調査は、電話によるサンプル調査からの推計に基づく統計である。

失業にかかるデータとしては、公共職業紹介所（Arbetsförmedlingen）に登録する求職者数の統計も参考になる。1 カ月の平均求職者（16 歳以上 64 歳以下）数は、2012 年に 68 万 9,273 人（対前年比約 1 万 1,000 人増）、2013 年には 70 万 4,683 人（同 1 万 5,400 人増）と増えている。このうち、完全失業者（月平均）は、2012 年に 21 万 2,898 人（対前年比約 6,400 人増）、2013 年に 21 万 4,295 人（同 1,400 人増）である。また、職業訓練参加者（月平均）は、2012 年に 17 万 9,636 人（対前年比約 8,700 人増）、2013 年に 18 万 9,384 人（同 9,700 人増）であった[81]。

スウェーデンでは、1990 年代以降、若年者の失業の増加がとりわけ問題となってきた。SCB の統計によれば、2013 年の 15 歳以上 25 歳未満の若年失業者数は 15 万 6,000 人（対前年比 3,000 人増）であり、同年齢層の失業率は 23.6%（対前年比 0.1%減）に達した。ただし、15 歳以上 25 歳未満の失業者のうち約 7 万 6,000 人は、フルタイムの就学をしながらアルバイト等を探す学生である点に、留意が必要である[82]。

長期失業者の増加も、問題の一つである。2012 年の統計では、公共職業紹介所に 12 カ月以上登録している求職者は約 13 万 6,000 人であり、完全失業者および職業訓練参加者の 35%を占めた。特に、24 カ月以上登録する長期失業者数が 2010 年から増加傾向にあり、2012 年には約 6 万 9,900 人で、完全失業者および職業訓練参加者の 18%を占めている[83]。

---

79 SCB, Arbetskraftsundersökningarna 2013, AM12 SM1401, s. 5 (http://www.scb.se/Statistik/AM/AM0401/2013A01/AM0401_2013A01_SM_AM12SM1401.pdf).（2014 年 6 月 16 日最終確認）

80 SCB, Arbetskraftsundersökningarna,Grundtabeller årsmedeltal 2013 (http://www.scb.se/sv_/Hitta-statistik/Statistik-efter-amne/Arbetsmarknad/Arbetskraftsundersokningar/Arbetskraftsundersokningarna-AKU/23265/23272/Tvarsnittsdata---originalvarden-ej-sasongsrensad/Grundtabeller-AKU-15-74-ar-ar/).（2014 年 6 月 16 日最終確認）

81 Arbetsförmedlingen, Sökande 1996-2013 (http://www.arbetsformedlingen.se/Om-oss/Statistik-prognoser/Tidigare-statistik.html).（2014 年 6 月 16 日最終確認）

82 SCB, supra note79, s. 5.

83 Arbetsförmedlingen, Arbetsförmedlingens Årsredovisning 2012, 2013, s. 33 (http://www.arbetsformedlingen.se/download/18.3485b9a713b6ad32ce18fb3/%C3%85resredovisning+2012.pdf).（2014 年 6 月 16 日最終確認）

第２節　失業保険制度

1. 失業保険制度の発展

（1）　失業保険法制定の背景

スウェーデンでは、19 世紀末から、失業した組合員に求職活動のための費用を支給するために、労働組合が失業保険金庫を設立するようになった。当初は組合員から徴収する保険料のみで金庫の運営を賄っていたが､金庫の財政力の脆弱さから給付水準も低く留まっていた。そのため、国家による援助が求められるようになり、1934 年に失業保険令が制定され、国庫補助付きの任意保険としての失業保険制度が 1935 年より施行される。同政令は、1973 年に旧・失業保険法が施行されたことにより、廃止された[84]。

現行の失業保険法（Lag（SFS1997:238）om arbetslöshetsförsäkring、以下「ALF」という）は、1997 年に制定され、1998 年に施行されたものである。当時、全労働力人口の 90%以上が失業保険金庫に加入していたが、失業保険給付を受給する者が全失業者に占める割合は 75%程度に留まった。すなわち、失業保険金庫に未加入であったために、あるいは加入していても受給要件を満たさなかったために、失業保険給付を受給できない者が、一定程度存在したのである[85]。そこで、現行法では、失業保険を労働市場に対して一定の結び付きを有する全ての者に給付を行う普遍的かつ団結的な保険にすることを目指して、所得比例給付の受給要件を満たさない者に給付を行う基礎保険が導入された。また、同時に現行の失業保険金庫法（Lag（SFS1997:239）om arbetslöshetskassor、以下「LAK」という）が制定され、補完的な金庫であるアルファ金庫（Alfa-kassan）が設立された[86]。

こうして成立した現在の失業保険制度（Arbetslöshetsförsäkringen）は、被用者のみでなく事業主をも対象とし（ALF1 条）、基礎保険と任意加入の所得比例保険との 2 つの部分により構成される（ALF4 条）。

（2）　近年の制度改革の動向

2006 年に成立した保守連立政権は､当時のスウェーデン経済が回復基調であったにもかかわらず失業者数が改善しないのは、寛容すぎる失業保険制度が就労意欲を削いでいることに一因があると考えた。同政権は、失業保険が、労働市場において職から職へ「転換」する間の所得保障を提供する保険であることを明確にする必要があるとして、失業保険制度の改革に取り組んできている[87]。2007 年の改正では、失業保険給付の受給要件の厳格化、長期受給

---

84 SO (Arbetslöshetskassornas Samorganisation), Historik över Arbetslöshetsförsäkringen från 1885, 2008, s. 1-3 (http://www.samorg.org/om-arbetsloshetsforsakringen/Documents/Historik%20över%20arbetslöshetsförsäkringen%20sedan%201885.pdf).（2014 年 6 月 16 日最終確認）

85 1997 年以前は、失業保険給付の受給要件を満たさない者に対しては､「労働市場支援のための金銭給付に関する法律」（Lagen om kontant arbetsmarknadsstöd、以下「KAS」という）による給付が行われた。失業者の約 8%が KAS による給付を受給していた。Prop. 1996/97:107, s. 84f.

86 SO, supra note84, s. 9; Prop. 1996/97:107, s. 89.

87 Prop. 2006/07:15, s. 16f.

者に対する給付水準の引き下げ、支給期間の短縮、加入者が負担する保険料の引き上げなどがなされ、失業保険金庫および労働組合から強い批判を受けた。

また、2012年の改正（2013年9月施行）では、失業期間を短縮するインセンティブを強化するために、失業保険の受給要件の明確化とともに、受給者の義務違反に対する制裁措置の見直しが行われた。同改正により、求職者は公共職業紹介所に求職活動の状況を毎月報告する義務を負うこととなり、求職者への監督が強化された。一方、報告義務の懈怠に対する制裁措置は従前よりも多段階化され、全体としては緩和されている。2012年改正は、求職者の法的安全性（予見可能性）を高めるとともに、「転換」のための保険としての失業保険の機能を強化し、制度の正統性の維持に寄与することを目的とする[88]。

さらに現在、議会の超党派の委員会において、疾病および失業にかかる社会保険制度の包括的な見直し作業が行われている。委員会の主たる任務は、疾病保険と失業保険の持続可能性を高めるために、これら2つの保険の相互関係、またこれらの保険と労働市場政策による金銭給付や社会サービスによる生計扶助との相互関係を明確化することである。また、失業保険については、所得比例部分の義務付け、すなわち有償労働に従事し、かつ就労要件を満たす者は全て､所得比例給付の受給権を得るようにするための改正の検討が命じられている。後述するように、現在の失業保険制度は任意加入制であるが、将来的に強制保険化することも、委員会の検討の範囲に含まれる。委員会による報告は、当初、2013年5月に提出される予定であったが[89]、その後、検討事項が追加されたため、2015年1月末に延期された[90]。

2. 失業保険の管理運営組織

失業保険の運営は、失業保険金庫法（LAK）に基づき設立される法人である失業保険金庫（arbetslöshetskassa、一般に「a-kassa」と省略される）が行う（ALF5 条)。スウェーデン全土に、2014年6月時点で、28の失業保険金庫が存在する。

失業保険金庫に対する監督を行う行政機関として、失業保険監督庁（Inspektionen för arbetslöshetsförsäkringen、以下「IAF」という）が設置されている（LAK89 条)。失業保険監督庁は、法令の解釈の詳細について、失業保険金庫および公共職業紹介所に対して法的拘束力を伴う規則（föreskrifter）を発する権限を有する（ALF3条2段等)。

3. 失業金庫への加入資格

失業保険金庫への加入は任意であり、全国で約345万人が加入している[91]。これは、同年の労働力人口（16歳以上64歳以下）の約70%に相当する。2006年の加入者数が約379万

88 Prop. 2012/13:12, s. 21f.
89 Kommittédirektiv, Hållbara försäkringar vid sjukdom och arbetslöshet, Dir. 2010:48.
90 Kommittédirektiv, Tilläggsdirektiv till Kommittén om hållbara försäkringar vid sjukdom och arbetslöshet (S 2010:04), Dir. 2012:90.
91 IAF, Medlemsutvecling (http://www.iaf.se/Statistik/Medlemsutveckling/). （2014年6月16日最終確認）

人、労働力人口に対する加入率は80%を超えていた[92]ことと比較すると、2007年の失業保険制度改正により加入者数が大きく減少したことが指摘できる（図表４－１参照）[93]。

図表４－１　失業保険金庫加入者数の推移（2006 年 3 月~2013 年 10 月、単位：人）

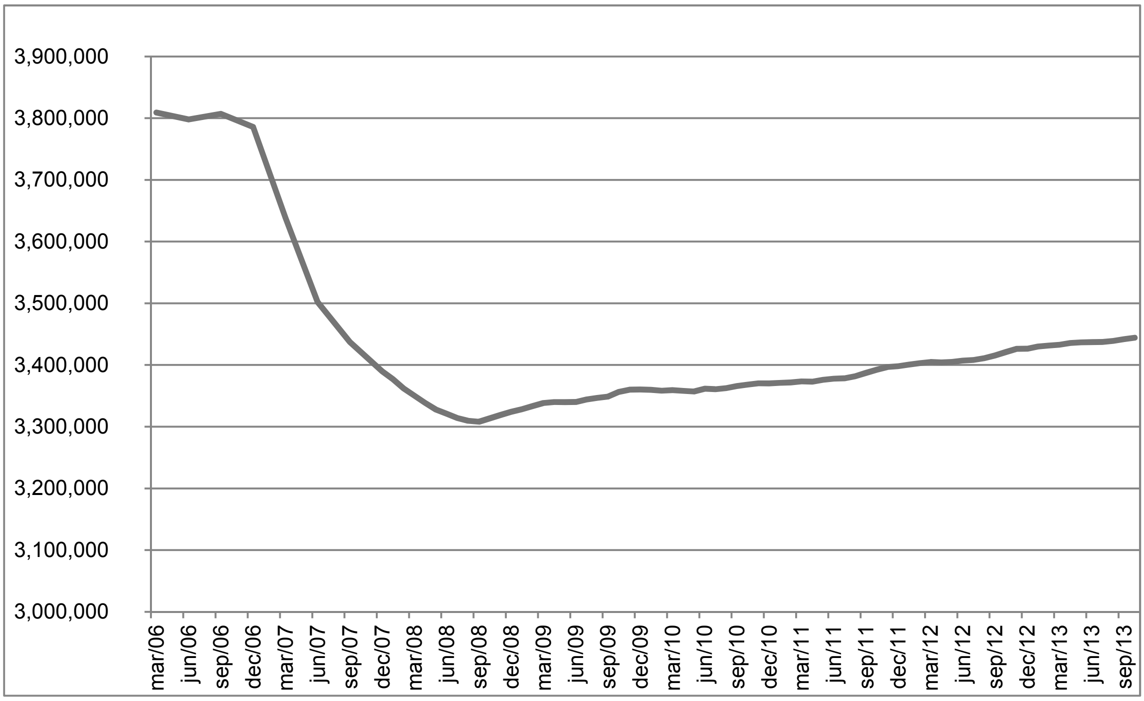

出所：IAF, Medlemsutveckling.

失業保険金庫は、一定の職種、業種またはこれに類するものを事業の範囲とすることとされており（LAK １条２段）、失業保険金庫への加入資格はその者の職業によって定まる。失業保険金庫は多くの場合に労働組合が母体となって設立されており、労働組合の組合員は同時に失業保険金庫に加入することが多い[94]。ただし、労働組合への加入と失業保険金庫への加入が同時に行われる必要はない。

失業保険金庫に加入するためには、当該失業保険金庫の対象となる職種・業種等で働いていること、または、加入の時点で就労していない場合には直近の仕事が対象職種・業種等に

---

92 SO, Lägesbeskrivning av arbetslöshetsförsäkringen våren 2012, 2012, s. 20 (http://www.samorg.org/opinion/Documents/Lägesbeskrvning%20av%20arbetslöshetsförsäkringen%20maj%202012%20–%20taket,%20villkoren%20och%20avgifterna.pdf). （2014 年 6 月 16 日最終確認）

93 2007 年の失業保険法（ALF）改正により、給付水準の引き下げや保険料の引き上げが行われたことを受けて、2007 年には 38 万人、2008 年には 8 万人が失業保険金庫を脱退した。Prop. 2010/11:1 Utgiftsområde 14, s. 37.

94 スウェーデンにおける労働組合の組織率は、1995 年には、ブルーカラー労働者は 88%、ホワイトカラー労働者は 84%であった。しかし、その後は低下傾向にあり、とりわけ失業保険の 2007 年改正は労働組合への加入率にも影響を与えた。2012 年の組織率は、ブルーカラー労働者は 68%、ホワイトカラー労働者は 73%である。Landsorganisationen i Sverige （LO）, Facklig anslutning 1990-2012 (http://www.lo.se/start/facket_pa_din_sida/organisering/facklig_anslutning_1990_2012).（2014 年 6 月 16 日最終確認）

該当することが必要である。就労の程度についての条件はなく[95]、パートタイム労働者であるかフルタイム労働者であるかは問われない。同時に2つの失業保険金庫に加入することはできず、64歳に達すると失業保険金庫への加入資格を失う（LAK 34条1段)。また、既に加入している者も、65歳[96]に達すると加入者資格を喪失する（LAK36条)。

職種・業種を問わず加入することができる補完的な金庫として、前述（(1)（i）参照）のアルファ金庫がある（LAK85条以下)。アルファ金庫は、労働組合を母体としないため、職種・業種を問わず全ての者が加入することができる。同金庫は、加入者に対して基礎保険および所得比例保険を提供する他、いずれの失業保険金庫にも加入していない者に対して基礎保険の給付を行う。2014年3月時点のアルファ金庫の加入者数は、約8万5,000人である[97]。

4. 受給要件

(1) 「失業」の概念

現行の失業保険法（ALF）は、「失業」の概念について定義規定を設けていない。しかし、1973年の旧法制定時の法律案によれば、報酬が支払われる労働を他者のために遂行しておらず、かつ自身のための利益追求目的での労働もしていないことが、「失業」と定義付けられている[98]。そして、この概念が現行法の下でも継承されていると考えられる。したがって、休暇中、解雇予告期間中あるいはレイオフ中などで、使用者から賃金を支払われる場合は、失業とみなされない。休業中の労働者も、休業期間中の賃金の支払いの有無を問わず、失業者とはみなされない（ALF10条1段）[99]。

また、ALFが保障対象とする「失業」は、いわゆる「完全失業」（労働時間がゼロとなり、雇用が100％失われた状況）のみでなく、「部分的失業」すなわち労働時間の減少をも含む。このことは、後述するように、失業保険給付を受給する者が部分的に就労する場合に、一週間のうち失業しているとみなされる日数についてのみ保険給付が行われることから明らかである。したがって、例えばフルタイム労働者が、雇用条件を変更されてパートタイム労働者として雇用を継続される場合、減少した労働時間分は失業とみなされ、保険給付の対象となる。ただし、判例は、同一の使用者の下で労働条件を変更し、労働時間を短縮して雇用を継続されることが、労働者の意思によるものであることが明確である場合には、減少した労働時間分をALFのいう失業とみなすことはできないとしている（行政最高裁判所2006年3月8日判決（RÅ 2006 ref. 6)）。

---

95 SO, Så fungerar arbetslöshetsförsäkringen, 2014, s. 4 (http://www.samorg.org/opinion/Documents/Sa_fungerar_arbetsloshetsforsakringen_april2014_webb.pdf).（2014年6月16日最終確認）

96 これは、老齢年金制度における最低保障年金の支給開始年齢に一致する。

97 IAF, supra note91.

98 Prop. 1973:56, s. 174.

99 行政最高裁判所2004年10月28日判決は、4カ月間の免許停止を受け、その間、雇用契約は継続しているものの就労することができず無給となったタクシー運転手について、失業保険の受給権を認めるべき例外的事情は存在しないとした（RÅ 2004 Not 188)。

（2） 基本的要件

失業保険法（ALF）9 条により、失業に対する給付は、申請者が、①使用者のために 1 日 3 時間、週平均 17 時間以上の労働を行うことができ、かつ就労に妨げがないこと、②公共職業紹介所に求職者としての登録をしていること、および、③その他の点で自らを労働市場の自由に委ねること、といった要件を満たす場合に支給される。これは、失業保険からの給付を受けるための、基本的要件（法律上の用語は「allmänna villkor」だが、一般的には「grundvillkor」と呼ばれる）である。すなわち、受給を希望する者は、単なる失業者（arbetslös）ではなく、積極的に仕事を探す求職者（arbetssökande）でなければならない。このような要件が課されるのは、失業保険が労働市場における「転換」のための保険であることに基づく[100]。

③の「労働市場の自由に委ねる」という要件は、求職者に就労の意思があり、かつ、就労することに支障がない[101]ことを意味する。この要件は、従前から失業保険の運用上要求されていたが、2012 年改正により明文化された[102]。

2012 年改正前は、上記①ないし③に加え、④就労を妨げる事情として失業保険金庫により承認された事情がない限り、紹介された「適切な仕事」（lämpligt arbete）を受諾すること、⑤公共職業紹介所の助言の下で個別行動計画書（individuell handlingsplan）を作成していること、⑥「適切な仕事」を積極的に探しているが、そのような仕事が見つからないこと、という要件が付されていた。しかし、個別行動計画書（⑤）は求職者登録から 30 日以内に作成することになっており、実務上は、失業保険給付の初回の申請日にはこの要件が考慮されないことが多かった。また、「適切な仕事」を受ける意思があり、かつ積極的に探していること（④および⑥）は、受給の基本的要件であるとともに後述する支給制限の要件ともなっており、受給者にとって不明確な規定構成になっていると考えられた。加えて、求職者が積極的に求職活動をしているか否かを、失業の初日から判断することは難しいとの問題も指摘された。以上の理由から、2012 年改正により、基本的要件は、求職者が失業の 1 日目から充足することができる基礎的性格を有する要件（上記①ないし③）に簡素化・明確化された。ただし、この改正によっても、受給者が積極的に求職活動をする義務を負うことには変更がない。基本的要件から削除された④ないし⑥の諸点は、今日の規定の下では、受給者の義務懈怠に対する制裁措置の要件となっている（本節 7. 参照）[103]。

さらに、公共職業紹介所が行う「若者のための就職保証」（jobbgarantin för ungdomar、

---

[100] Prop. 1996/97:107, s. 83.

[101] 就労に支障がないという点に関連して、失業保険の受給申請者が未成年の児童を家庭で養育している場合が問題になる。家庭以外での児童の保育環境が整えられていない場合は、その者は就労を妨げられているとみなされ、失業保険給付の受給権を得られない。しかし、児童の保育環境が遅滞なく整えられるならば、受給要件を満たすとされる（社会保険上級裁判所 1989 年 6 月 8 日判決（FÖD 1989:43））。親族等の介護に関しても同様の判断がなされる（社会保険上級裁判所 1990 年 8 月 27 日判決（FÖD1990:31））。

[102] Prop. 2012/13:12, s. 87.

[103] したがって、失業保険給付の受給にかかる要件の全体像を把握するためには、基礎的要件と制裁措置の要件をあわせ読むことが必要となる。Prop. 2012/13:12, s. 23ff.

本章第３節参照）への参加を勧められたにもかかわらずこれを拒否した者は、失業保険による給付を受けることはできない（ALF11 条)。「若者のための就職保証」への参加を拒否した者に失業保険給付を支給することは、早期就労を目指す同プログラムの目的に反するためである[104]。

（3） 就労要件

失業保険給付を受給するためには、基本的要件に加えて、以下に述べる就労要件（arbetsvillkor）も満たす必要がある。

失業保険法（ALF）12 条により、失業保険給付の受給権を得るためには、給付申請者が失業前の直近 12 カ月の間に、①6 カ月以上かつ月 80 時間以上の就労をしたこと、または、②連続した 6 カ月の間に計 480 時間以上、月 50 時間以上の就労をしたことが、要求される。ここでいう就労期間・時間の算定には、有給休暇を取得した期間も含まれる（ALF 13 条 1 段 1 号)。また、兵役に従事した期間および親手当を受給した期間も、2 カ月を限度として就労した期間とみなされる（ALF13a 条)。

原則として 6 カ月以上の就労を要求する現在の就労要件は、1997 年の旧・失業保険法改正により導入された。それ以前の旧法による就労要件は非常に緩やかで、失業前 12 カ月のうち最低 5 カ月間にわたり､3 時間以上の就労をした日が 80 日以上あることが要求されるに過ぎなかった。改正時の政府提出法案では、失業保険給付の受給権は労働市場に対する確固とした結び付きに基づくものでなければならず、従前の就労要件は不十分であると述べられた[105]。したがって、直前 12 カ月間に 6 カ月以上の就労を要求する現行規定は、歴史的に見ると厳格化された要件を定めるものであるといえる。

就労要件は、通常の場合、申請者が公共職業紹介所に失業を申請した（求職者として登録した）月の直前 12 カ月間を対象として認定される（認定対象期間、ramtid、ALF 15a 条)。ただし、傷病、2 歳未満の子供（養子の場合は養子縁組後 2 年以内の子供）の養育（養育のための不就労の直前に、就労要件を満たす程度の就労がある場合には、子が 3 歳になるまで（養子については養子縁組後 3 年以内まで）延長される)、親族等介護手当を受給しての介護などの理由によって就労を阻害されていた場合、その期間は就労要件の認定から除かれる（ALF16 条)。すなわち、これらの事情により就労できなかった期間があると、その分、失業の直近 12 カ月よりも以前の期間に遡って就労要件を判断することになる。25 歳以上の者がフルタイム教育を修了する期間（ALF16b 条）や、親手当を受給した期間（ALF17 条）なども、同様に取り扱われる。就労要件の認定対象から除かれる期間（överhoppningsbar tid）は、5 年間を超えることはできない（ALF17a 条)。したがって、最長で、過去 6 年間に遡って就労要件の充足を判断することになる。

104 Prop. 2006/07:118, s. 29.
105 Prop. 1996/97:107, s. 97.

5. 受給手続

4. で述べたように、失業保険給付の受給を申請しようとする者は、まず、公共職業紹介所に失業を申請し、求職者として登録しなければならない。申請者は、公共職業紹介所に登録した時点から失業しているものとみなされる。公共職業紹介所への登録方法については、失業保険監督庁（IAF）の規則が詳細を定める（IAFFS2009:4）。公共職業紹介所と各失業保険金庫とはコンピューターネットワークで繋がれており、登録された求職者の情報はネットワークを通じて失業保険金庫へ通知される。

給付申請者は、失業保険金庫に対し、給付申請書および失業前の就労状況の証明書（被用者の場合は使用者が記入する）を提出しなければならない（ALF47 条）。2012 年改正により、求職者には、正確かつ十分な情報を提出したことを名誉および良心に基づき証明し、受給権に関わる状況の変化を申告する義務が、明文で課された（同条 1 段 2 文）[106]。給付申請書には、従前の就労とその程度（雇用、自営業、就学などの別）、失業の理由、副業の有無、週の就労可能時間数などの情報を記入する。これらの情報は、受給権の有無や支給額の判断に用いられる。給付の申請から受給開始までにかかる期間は、全失業保険金庫の 2013 年時点の平均で、基礎保険の給付について 9 週間、所得比例保険の給付では 7 週間となっている[107]。

受給開始後は、受給者は、定期的に金庫カード（kassakort）を提出し、失業、就労、傷病や育児の状況などを失業保険金庫に申告する（IAFFS2009:1 第 9 章 1 条）。金庫カードにより提出される情報は、給付の支給の判断に用いられる。また、2012 年改正により、受給者は、毎月 1 回、公共職業紹介所へ活動報告書（aktivitetsrapport）を提出し、求職活動の実施状況を報告しなければならなくなった（労働市場政策事業に関する政令（SFS2000:628）6a 条）。従前は、このような求職活動の状況の報告義務がなかったため、公共職業紹介所にとって、求職者の活動状況を監督するのが困難であると同時に、適切な支援を提供することも難しかった。受給者が定期的に活動状況を報告することにより、公共職業紹介所による監督が容易になると期待されている[108]。活動報告書の提出義務への違反に対しては、支給制限がなされる（本節 7. 参照）。

6. 給付水準

失業保険からの給付は日当の形式で支払われる（ALF19 条）。給付の額は、大まかに述べると、従前の就労時間、従前の賃金（所得比例保険についてのみ）、一週当たりの就労希望時間数および一週当たりの失業時間数によって決まる[109]。なお、以下では、フルタイム労働を希望する求職者に対する給付の仕組みを述べる。パートタイム労働を希望する者に対しては、

---

106 これらの義務が明文化されたことにより、誤った情報の提出に対しては刑法の適用が、状況の変化に関する情報の不提出に対しては給付犯罪法の適用が、それぞれ可能になった。Prop.2012/13:12, s. 46.
107 IAF, Arbetslöshetsförsäkringen i siffror 2013, 2014, s. 11f (http://www.iaf.se/Global/statistik/Arbetsloshetsforsakringen2013.pdf). （2014 年 6 月 16 日最終確認）
108 Prop.2012/13:12, s. 29.
109 SO, supra note95, s. 10.

基礎給付、所得比例給付ともに、支給額が割合的に引き下げられる（ALF38 条）。

（1） 基礎保険

失業保険金庫に加入していない者、または失業保険金庫に加入しているが所得比例保険からの給付の受給資格を有しない者は、基礎保険（grundförsäkringen）の給付を受給する（ALF6 条）。すなわち、上述した基本的要件および就労要件は充足するが、後述する加入者要件を満たさない者が、基礎保険の対象となる。なお、20 歳未満の者は、基礎保険からの給付を受給することはできない（同条 2 段）。

受給者がいずれかの失業保険金庫に加入している場合、基礎保険の給付は当該失業保険金庫が行う。いずれの失業保険金庫にも加入していない者は、アルファ金庫から支給を受ける。

基礎保険による給付（基礎給付、grundbelopp）の支給額は、政令で定める額をもとに、申請者の従前の就労時間に比例して算定される（ALF24 条）。すなわち、基礎給付は、受給者の従前の所得とは関連性を有しない。12 カ月の認定対象期間を通してフルタイム労働をしていた者に対しては、日額 320SEK（スウェーデン・クローナ）が支給される。基礎給付の額は、基礎的な保障を与え、かつ積極的な求職活動を行う意欲を削がない水準として設計されている[110]。フルタイム労働をしていなかった、あるいは就労期間が 12 カ月よりも短い者に対する給付は、就労時間の不足に応じて 320SEK から減額される（失業保険に関する政令（SFS1997:835）3 条 1 段）。

2013 年には 3 万 8,214 人（全受給者 29 万 7,722 人の約 13%）が基礎給付のみを受給した[111]。同年に、失業保険金庫に未加入のためアルファ金庫による給付を受給したのは、1 万 5,540 人である[112]。

（2） 所得比例保険

所得比例保険からの給付（所得比例給付、inkomstrelaterad ersättning）を受けるためには、基本的要件・就労要件の充足に加え、失業保険金庫への加入期間が 12 カ月以上あること（加入者要件、medlemsvillkor）が要求される（ALF7 条）。所得比例給付の受給には年齢の下限はない。

所得比例給付の支給額は、受給者の認定対象期間中の平均賃金日額および平均労働時間数に基づき算定される（ALF 25 条）。原則として、支給開始後最初の 200 日間は失業前の平均

110 Prop. 1996/97:107, s. 115. 基礎給付の額は、1990 年代は日額 240SEK で据え置かれていたが、賃金の上昇を反映するために 2001 年および 2002 年に段階的に引き上げられて、現在の日額 320SEK となった。Prop. 1999/2000:139, s. 73f.

111 IAF のデータベースにて公開されているデータを利用。IAF, Statistikdatabaen (http://www.iaf.se/Statistik/Statistikdatabasen/). （2014 年 6 月 16 日最終確認）

112 Alfakassan, Årsredovisning 2013, 2014, s. 4 (https://www.alfakassan.se/virtupload/content/100/Arsredovisning_2013.pdf). （2014 年 6 月 16 日最終確認）

賃金日額の 80%、その後は 70%が保障される。既受給日数の算定に際しては、労働市場政策プログラムに参加する求職者に支給される活動手当（aktivitetsstöd、本章第 3 節 1. 参照）を受給した日も、失業保険給付を受給した日と同視される（ALF26 条）。支給水準は、2007 年改正以前は、全支給期間について同一（80%）であった。しかし、求職者および公共職業紹介所の双方に対して早期の再就職を目指す動機付けを行うために、2007 年改正により、受給期間の長さに応じて給付水準を逓減する仕組みが導入された[113]。

所得比例給付の支給額には、上限および下限が設けられている。現在の上限額は、日額 680SEK である。また、最低支給額は、認定対象期間を通してフルタイム労働をした者について日額 320SEK であり、労働時間の不足に応じてこの額が引き下げられる（失業保険に関する政令 4 条 1 段）。所得比例給付の上限額は 2002 年以降引き上げられておらず、今日では、保障の上限を超える所得を有する者が増えている[114]。SO（Arbetslöshetskassornas Samorganisation）[115]の統計によれば、支給開始後当初の 200 日間に失業保険給付によって従前所得の 80%を保障されているのは、フルタイム労働をしていた受給者の約 1 割に過ぎない[116]。SO は、現状は失業保険の機能および制度に対する信頼を危うくしており、失業保険がその理念通りの保障を提供するために所得比例給付の上限額の引き上げが必要であると指摘する[117]。

所得比例給付の受給者数は 2013 年には 26 万 6,699 人であり、全受給者の 9 割弱を占める[118]。

7. 支給制限

（1） 2012 年改正による見直しの概要

従前の失業保険法（ALF）は、①紹介された仕事を断るなどして求職者が失業の期間を自ら引き延ばした場合、または②自己都合退職等、失業を自ら引き起こした場合の制裁的措置として、給付の減額および支給の一時停止を定めていた。しかし、2012 年改正の政府提出法案では、失業保険法による制裁的措置が比例的ではないとの問題が指摘された[119]。また、支

---

113 Prop. 2006/07:15, s. 25.

114 日額 680SEK の給付が従前所得の 80%の水準となるのは、失業前の平均賃金が月額 1 万 8,700SEK であった場合である。しかし、2010 年の時点で、全職業の平均賃金月額はこれを大きく上回る 2 万 7,700SEK であった。SO, supra note92, s.10.

115 SO はスウェーデンの全失業保険金庫が加盟する利益団体であり、政府との関係で失業保険金庫の利益を代表するとともに、失業保険金庫の職員の教育、IT システムの管理、失業保険制度についての情報提供などをその責務とする。

116 SO, supra note92, s. 7ff.

117 SO, Fortfarande bara en av tio som får 80 procent i a-kassa, SO-rapport 2013-06-04 (http://www.samorg.org/opinion/Documents/Kompensationsgrad%20vecka%206%202013%20–%209%20av%2010%20slår%20i%20a-kassetaket.pdf).（2014 年 6 月 16 日最終確認）なお、失業保険による給付の上限を超える所得については、労働組合が団体協約に基づく補足的な保険を提供している。協約保険による補足的な所得保障は、失業だけでなく傷病等のさまざまな要保障事故をカバーしており、労働組合への加入率を高める重要な要因の一つとなっている。

118 IAF, supra note111.

119 Prop. 2012/13:12, s. 26f.

給停止に比べて給付減額の措置が複雑であり、実務では後者があまり適用されていないことも問題視された[120]。

そこで、2012 年改正では、制裁的措置の対象となる求職者の行為類型に、上記①および②のほかに、③求職者が適切な求職活動をしない場合が加えられた。③は、①および②よりも、法の目的への違背の程度が軽い行為類型と位置付けられている。また、給付減額は廃止され、①および②の双方について支給停止により対応することとなった。2012 年改正によって、支給制限事由を増やすとともに制裁的措置が多段階化されたことで、より比例的な対応を取ることが可能になった[121]。また、制裁の多段階化は、求職活動を怠る受給者に対し、行為態様を改める機会を付与する目的も有する[122]。全体として制裁の程度が緩和されたことについて、レミス手続きでは求職者の意欲に悪影響をもたらすとの懸念も示された[123]。これに対し、政府は、より緩やかな制裁を頻繁に行う方が、より介入的な措置を制限的に行うよりも、受給者の行動を効果的にコントロールできるとの考えを述べている[124]。

なお、ここでは失業保険の保険原理や法目的に反する行為に対する制裁についてのみ述べ、不正受給の問題は取り上げない[125]。

(2) 求職活動の懈怠

失業保険給付の受給者は、失業から脱するために、あらゆる合理的な手段を尽くさなければならない[126]。そのため、失業保険法（ALF）43 条により、①受給者が正当な理由なく個別行動計画書の作成に協力しない場合（同条 1 段 1 号）、②受給者が正当な理由なく公共職業紹介所に期限内に活動報告書を提出しない場合（同 2 号）、③受給者が正当な理由なく公共職業紹介所を訪問しない、または連絡を取らないとき（同 3 号）、④受給者が正当な理由なく紹介された「適切な仕事」に応募しないとき（同 4 号）、あるいは、⑤受給者が積極的に「適切な仕事」を探さないとき（同 5 号）は、まず警告がなされる。受給者が同一の受給期間内に求職活動の懈怠を繰り返す場合、2 回目以降は保険給付の支給停止がなされる。支給停止の日数は、2 回目の懈怠に際して 1 日、3 回目は 5 日、4 回目で 10 日と、受給者の義務違反の回数に応じて漸増する。5 回目の義務違反がなされると、受給者は給付受給権を失い、新たに就労要件を充足するまでは失業保険給付を受けられない。

---

120 Prop. 2012/13:12, s. 30.
121 Prop. 2012/13:12, s. 28ff.
122 Prop. 2012/13:12, s. 38.
123 Prop. 2012/13:12, s. 32, 39.
124 Prop. 2012/13:12, s. 37, 40.
125 失業保険金庫の加入者が、故意または重過失により、加入者資格または受給権について誤ったまたは誤解を招く情報を失業保険金庫に提供した場合、当該失業保険金庫は当該加入者の加入者資格を取り消すことができる。加入者が、故意または重過失により受給権に関わる事情の変更について届出を怠ったときも、同様である（LAK37 条）。この規定により失業保険金庫の加入者資格を失った者に対しては、基礎保険の給付も支給されない（ALF10 条 2 段）。失業保険金庫は、当該加入者の資格を取り消さない場合、当該加入者に対する保険給付の支給を一定期間（45 日以上 195 日以下で失業保険金庫が決定する）免れることができる（ALF46 条、46a 条）。
126 Prop. 2012/13:12, s. 32.

制裁的措置の対象となる行為のうち、①および⑤は、2012 年改正前は失業保険給付の受給のための基本的要件となっていた事項である。前述（本節 4.（2））のように、個別行動計画書の作成や積極的な求職活動の遂行は、失業初日には充足の是非が判断できない要素であるため、2012 年改正によって支給制限事由に移された。②ないし④は、2012 年改正によって新しく支給制限事由として追加された[127]。

④および⑤にいう「適切な仕事」の概念については、失業保険法（ALF）44 条に定義が設けられている。同条によれば、ある仕事が適切であるためには、（ア）求職者の就労にかかる事情およびその他の個人的な事情に対し合理的な配慮がなされていること（同条 1 段 1 号）、（イ）労働協約に従った（労働協約が存在しない場合は、比較可能な企業において同等の職務と質を有する労働者と比較して正当な）賃金が支払われること（同 2 号）、（ウ）事業場において労働争議が起こっていないこと（同 3 号）、（エ）労働環境法令が遵守されていること（同 4 号）といった要件を満たさなければならない。「適切な仕事」の判断にかかる具体的な考慮要素は、失業保険監督庁（IAF）の規則に定められている（IAFFS2012:1）。

失業保険は従前の職業を保障する職業保険（yrkesförsäkring）ではない[128]ため、受給者が自ら求職活動を行う職種や地域を限定することは認められない[129]。IAF の規則においても、全ての労働市場における就労機会の可能性を考慮すること、失業期間が長引くにつれて地理的・職種的な求職範囲を広げなければならないことが規定されている（IAFFS2012:1 第 3 条）。ただし、公共職業紹介所が、求職者の従前の職業、経験、通勤や単身赴任の可能性その他の個人的な事情に対する合理的な配慮を行ったうえで、当該受給者にとっての「適切な仕事」を判断することは認められる（上記（ア））[130]。IAF の規則では、例えば、子どもの養育、配偶者の就労などの家庭生活上の理由により、求職活動の地理的範囲を限定することが認められている（IAFFS2012:1 第 8 条）[131]。

支給制限事由の⑤に見るように、受給者は積極的に「適切な仕事」を探さなければならな

---

127 従前は、公共職業紹介所への出頭または連絡を怠った受給者は求職者登録を抹消され、これにより失業保険給付受給権を完全に喪失した。しかし、出頭または連絡の一度の懈怠が受給権の完全な喪失をもたらすのは相当ではないとの理由から、2012 年改正により、制裁的措置が緩和された。

128 Prop. 1996/97:107, s. 83.

129 2007 年改正以前は、失業保険給付の受給開始後最初の 100 日間について、受給者が求職活動の範囲を自身の従前の職種および現住の地域に限定して行う権利が、明文規定をもって認められていた（2007 年改正前 ALF9a 条）。しかし、保守連立政権は、失業保険の目的は新しい就労への「転換」を行う短期間のあいだ給付を支給することにあり、このような限定を付すことが柔軟な求職活動を妨げているとして、当該規定を削除した。Prop. 2006/07:89, s. 55.

130 Prop 2006/07:89, s. 56. 個人的事情を考慮した裁判例として、従業員が 2 人しかいない小規模企業を使用者との関係悪化のために辞職した労働者にとって、同企業への復職は「適切な仕事」には当たらないとしたものがある（社会保険上級裁判所 1991 年 10 月 31 日判決（FÖD1991:35））。他方で、ノルウェーとの国境近くに住む求職者に対してノルウェー国内の仕事が紹介された事例については、言語・環境の類似性や週末型単身赴任の可能性なども考慮したうえで、他国での仕事であるというだけで「適切な仕事」に当たらないとはいえないとされている（行政最高裁判所 2008 年 6 月 5 日判決（RÅ 2008 ref. 45））。

131 具体的には、家庭生活上の理由により、合理的な期間内は、毎日通勤することができる地域内に求職活動を制限することができる。合理的な期間が経過した後は、週末型単身赴任が可能な地域内にある仕事が、適切な仕事とみなされる（IAFFS2012:1 第 8 条）。

い。具体的には、受給者は、失業を解消するために、求人情報に応募する、企業に連絡を取る、求人情報を探すなどの行動を取らなければならない。求職活動が積極的になされているかの判断に際しては、受給者が行う活動がその者の状況を前提として合理的なものであるかを、総合的に判断する。その際に、公共職業紹介所が作成した個別行動計画書に沿った活動がなされているかは、重要な判断指針となる。また、受給者が提出する活動報告書は、行われた求職活動の内容を評価するための重要な資料となる[132]。

受給者が求職活動を行わないことに正当な理由がある場合には、制裁的措置は取られない。どのような場合に正当な理由が認められるかは個別事例ごとの判断となるが、2012 年改正の政府提出法案では、公共交通機関の停止、電話やインターネットの不通、本人または家族の疾病、その他の家族に関わる緊急事態などが例として挙げられている[133]。

2013 年 12 月の SO の報道発表によれば、2013 年 9 月の改正規定施行後、一度も活動報告書を提出していない受給者が多数存在した。SO は、このまま未提出の状況が続くと、1 万を超える受給者が 2014 年 2 月に失業保険給付の受給権を失うと警告した[134]。その後の報道によると、活動報告書の不提出の継続により実際に受給権を喪失した者の数は、そこまで大きくなかったようである。

(3) 失業期間の不当な延長

失業保険法（ALF）43a 条により、受給者が正当な理由なく、①採用の決まった「適切な仕事」を辞退したとき（同条 1 段 1 号）、②自身の行動を通じて雇用の成立を妨げたことが明らかである場合（同 2 号）には、失業保険給付の支給が停止される。これらの行動は、失業期間を引き延ばす行為類型として、支給制限の対象となる。③活動手当の支給対象となる労働市場政策プログラムへの参加を拒否した場合（同 3 号）も、同様である。支給停止の日数は、1 回目が 5 日間、2 回目が 10 日間、3 回目が 45 日間と、支給制限事由の反復回数に応じて長くなる。受給者が上記の行為を同一の支給期間内に 4 回繰り返すと、残りの支給期間の受給権を喪失する。この場合、失業保険給付を再度受給するためには、新たに就労要件を満たさなければならない。

ただし、失業期間の延長に正当な理由があると認められる場合、支給制限はなされない。「適切な仕事」の拒否に正当な理由があると認められる場合の一例は、他の仕事への就職が決まっていることである。この場合、職業紹介または採用決定の時点で他の使用者の下での雇用が書面をもって約束されており、かつ、当該雇用が迅速に（原則として 1 カ月以内に）開始されるものでなければならない（IAFFS2012:1 第 13 条）。

判例では、雇用機会の限られている地域では、衣類の他に避妊具等を販売する店での販売

132 Prop. 2012/13:12, s. 37.
133 Prop. 2012/13:12, s. 33.
134 SO, Tusentals arbetslösa riskerar att förlora sin ersättning, Pressmeddelande 2013-12-17 (http://www.samorg.org/forsakringen/Sidor/Pressmeddelanden.aspx). （2014 年 6 月 16 日最終確認）

員の仕事を宗教（キリスト教ペンテコステ派）上の理由で断ることは、正当な理由によるものとは認められないとされる（社会保険上級裁判所 1984 年 2 月 8 日判決（FÖD1984:24））。他方で、使用者が労働協約を下回る条件での通勤手当の支給を雇用の条件としたために当該雇用を拒否すること（社会保険上級裁判所 1985 年 6 月 3 日判決（FÖD 1985:21））や、休暇中の代替要員の職の紹介を、子供との面会権の行使として以前から予定していた休暇と期間が重複することを理由に断ること（社会保険上級裁判所 1987 年 11 月 12 日判決（FÖD 1987:61））、喉の粘膜が弱いことを理由にタバコの煙との接触がある仕事（成人教育施設の受付）を断ること（社会保険上級裁判所 1988 年 7 月 14 日判決（FÖD1988:41））などは、正当な理由に基づくとされている。

（4） 失業の惹起（自己都合退職等）

給付申請者が自ら失業を引き起こした場合、すなわち、①給付申請者が正当な理由なく退職した場合（ALF43b 条 1 段 1 号）、または、②不適切な行動を理由に解雇された場合（同 2 号）には、失業保険給付の支給停止がなされる。③活動手当が支給される労働市場政策プログラムを正当な理由なく辞めた場合（同 3 号）、および④自らの行動が理由で、活動手当が支給される労働市場政策プログラムへの登録を取り消された場合（同 4 号）も同様である。これらは、保障対象となるリスクを自ら引き起こした者は受給権を制限されなければならないという、保険の一般的な原則に基づく規定である[135]。

支給停止の日数は、いずれの場合も初回は 45 日間である[136] [137]。同一の支給期間内または支給期間に引き続いて、自己都合退職等を繰り返した場合、2 回目は再度 45 日間の支給停止となる。受給者が同一支給期間内に 3 度目の自己都合退職等をした場合には、残りの支給期間について給付受給権を失う（ALF43b 条 3 段）。この場合に失業保険給付を再度受給するためには、就労要件を新たに充足しなければならない。

失業の理由は失業保険金庫に提出する給付申請書に記入することとなっており、当該書面への記述をもとに失業保険金庫が給付制限事由への該当性を判断する。自己都合退職の取扱いは非常に厳格であり、自ら退職した失業者が給付制限を免れるためには退職を正当化する非常に強い事由が必要とされる。政令は正当な理由の一つとして健康上の理由を認めるが、この場合であっても、退職前に医師の診察を受け、その使用者の下でのいかなる労務に就労することも不適切であるとの診断書を得、かつ配置転換の努力が退職前になされなければ、正当な理由による退職とは認められない（失業保険に関する政令 19c 条）。

判例では、事実婚の配偶者の転勤に伴う引越しを理由とする退職（社会保険上級裁判所

---

135 Prop. 1999/2000:139, s. 56.

136 従前は、自己都合退職の場合の支給停止が最長 45 日であるのに対し、解雇の原因となる行為が給付申請者にあった場合には最長 60 日の支給停止がなされた。2012 年改正によって支給停止日程が 45 日間に統一されたことは、支給制限の大幅な緩和である。

137 従前雇用ないし参加プログラムの予定期間が短い場合についての例外規定がある。

1987年10月27日判決（FÖD1987:58））、使用者が労働組合との団体交渉において、特定の労働組合員の退職か12人の同僚労働者の整理解雇かの選択を迫ったことを受けてなされた、当該組合員の退職（社会保険上級裁判所1991年10月10日（FÖD1991:31））、新しい職場での試用開始のための退職（行政最高裁判所2009年6月9日（RÅ2009 ref. 32））などが、正当な理由によるものと認められている。この他、2012年改正の政府提出法案は、攻撃的な差別的取扱いを受けた場合を、退職が正当化される例として挙げる[138]。

8. 支給期間

連続する 12 カ月間のうち 7 日間は待機日とされ、失業していても給付は行われない（ALF21条）。

失業保険からの給付は日当の形式で支払われ、1週間の支給日数は5日を超えることはできない（ALF19条、20条）。前述（本節5.）のように、受給者は、金庫カードを2週間ごとに提出し、過去14日間の失業、就労、傷病や育児の状況などを失業保険金庫に申告する。受給者が失業保険給付を受給しながら部分的に就労した場合は、一週間のうち失業に相当する部分についてのみ保険給付が支給される（ALF38a条）。ただし、この場合、失業保険給付を受けられる日数に制限が付される[139]。また、社会保険事務所から傷病手当や親手当が支給される日については、失業保険からの給付は行われない。

受給者が新しい仕事を得た場合には、たとえ失業前よりも収入の低い仕事であっても、失業保険給付の受給権を失う。他方で、失業前にフルタイムで働いていた者がパートタイムの仕事に就いた場合は、従前との労働時間の差分について引き続き失業しているものと扱われる。パートタイム労働をしていた者が、従前より労働時間の短いパートタイム労働に就労した場合も同様である[140]。

保険給付の支給期間は最長300日である。ただし、300日の支給期間の満了時点で受給者に18歳未満の子供がいる場合は、150日間の延長がなされる（合計450日間）。既受給日数の算定に際しては、活動手当を受給した日も失業保険給付を受給した日と同視される（ALF22 条）。失業保険給付のみについて見ると、1 人当たりの平均受給日数は 2013 年に84日であった[141]。ただし、実際には、求職者の多くが労働市場政策プログラムに参加し、失業保険給付の代わりに活動手当を受給している。また、公共職業紹介所の統計によれば、300日間の支給期間を満了してもなお失業状態にある者が、相当数存在することが指摘できる[142]。

300 日の支給期間を満了しても失業状態が止んでいない場合、受給者が就労要件を新規に

---

138 Prop. 2012/13:12, s. 43.
139 失業保険に関する政令7条により、パートタイム就労をしながら失業保険給付を受給することができるのは、同一の失業期間につき計75日間までとされる。支給期間のうち残りの支給日数については、就労が全くなされなかった週にのみ給付がなされる。
140 SO, supra note95, s. 14.
141 IAF, supra note111.
142 本稿第1節参照。

充足していれば、再度の待機日の適用を踏まえたうえで、300 日間の支給日数が新しく起算される（ALF23 条 3 段）。受給者が失業保険給付を受給しながらパートタイム就労をする場合、支給期間満了時に新たな就労要件を充足しうる。一般に、支給期間の残日数が約 50 日になった時点で、失業保険金庫が就労要件の充足の審査を行う[143]。

9. 失業保険の支給規模

2013 年の失業保険給付受給者の総数は 29 万 7,722 人、1 カ月当たりの平均受給者数は約 11 万 7,000 人であった[144]。2007 年改正の影響で、失業保険給付の受給者数は大きく減少した（図表４－２参照）。ただし、2007 年には失業保険法改正と同時に労働市場政策も見直されており、多くの者が、失業保険給付の代わりに後述する活動手当を受給するようになった点に留意する必要がある[145]。

図表４－２　失業保険給付受給者総数の推移（2003 ～ 2013 年、単位：千人）

2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
565	611	601	553	417	328	385	359	286	286	298

出所：IAF, Statistikdatabasen.

2013 年の失業保険の給付総額は、約 146 億 3,289 万 SEK であった。失業保険の支出規模は、2000 年代前半には 300 億 SEK を上回る年もあったが、2007 年改正により大きく減少した。2009 年には、世界金融危機による不況の影響で、失業保険の給付総額も約 196 億 SEK に上った。しかし、その後の景気回復により、2011 年以降は、130～140 億 SEK で推移している（図表４－３参照）[146]。

図表４－３　失業保険給付の年間支給総額の推移（2003 ～ 2013 年、単位：億 SEK）

2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
285	326	312	269	194	136	196	176	131	137	146

出所：IAF, Statistikdatabasen.

10. 失業保険の財源

（1） 加入者負担保険料

失業保険金庫は、その加入者から、失業保険金庫の事務費ならびに失業保険金庫が国に支払う財政負担金（finansieringsavgift）を賄うために、加入者負担保険料（medlemsavgifter）

143 SO, supra note95, s. 16.
144 IAF, supra note111.
145 Prop. 2013/14:1, Utgiftsområde 14, s. 22.
146 IAF, supra note111.

を徴収することができる（LAK 41 条）。

財政負担金とは、各失業保険金庫の加入者に対して支払われた保険給付について国にかかった費用を賄うために、各失業保険金庫が国に対して毎月納付するものである。財政負担金の額は、ある失業保険金庫が加入者に対して支給した所得比例給付の 1 日当たりの平均支給総額を、12 で割った額の 131％である（LAK 48 条）。すなわち、ある失業保険金庫が負担する財政負担金の額は、当該金庫の加入者数と当該金庫が支給した所得比例給付の平均日額とによって決まる。2013 年に全失業保険金庫が国に納めた財政負担金の総額は、約 55 億 2,100 万 SEK であった[147]。

2007 年改正後 2013 年末までの間、失業保険金庫は、財政負担金のほかに失業負担金（arbetslöshetsavgift）を国に毎月納めなければならず、この費用も加入者負担保険料として加入者から徴収することができた。失業負担金の額は、各失業保険金庫が支払った所得比例給付の総額および失業していない加入者の数によって定まった。すなわち、失業負担金は、1 カ月に支払われた所得比例給付の総額の 33％に相当する額から、失業していない加入者 1 人につき 50SEK を差し引いた額とされた（2013 年改正前 LAK 48a 条）。そして、失業負担金にかかる費用は失業中の加入者から徴収することはできないとされていた（同 41 条 2 段 1 号）ため、失業していない加入者、すなわち就労中の者のみがこの費用を負担していた。

失業負担金は、財政負担金の引き上げとあわせて、2007 年改正により導入された仕組みであった。2007 年改正前の失業保険の給付費用は、ほぼ国庫補助によって賄われていた。当時の保守連立政権は、失業者の増大が労使の費用負担に直接的には繋がらない状況が、失業者の速やかな再就労に向けた労使の意欲を削ぐと考えた。そこで、失業保険に対する国庫補助を減らし、加入者の費用負担を増すことによって、失業保険の保険性を強めることを目的として、失業負担金の導入と財政負担金の引き上げを行ったのである[148]。しかし、2007 年改正による加入者負担保険料の引き上げは、失業保険への加入率の低下を招いた[149]。このことが、失業保険制度の正統性を揺るがしていると指摘され、また、多くの者が失業時の所得保障を失っている状況が問題視された。さらに、失業負担金の費用を就労中の加入者のみが負担する仕組みにより、失業者が就労すると加入者負担保険料が高くなることが、受給者の就労インセンティブに負の影響を与えることも問題となった[150]。これらの問題を背景に、2013 年の失業保険金庫法（LAK）改正により、失業負担金が廃止された（2014 年 1 月施行）。この改正により、国庫収入は約 28 億 SEK 減少すると見込まれるが、加入者負担保険料の引き下げにより失業保険金庫加入者数が増加すれば、将来的には財政負担金を通じて国庫収入が

147 IAF, Finansieringen av arbetslöshetsförsäkringen (http://www.iaf.se/Fakta/Finansieringen-av-arbetsloshetsforsakringen/).（2014 年 6 月 16 日最終確認）

148 Prop. 2006/07:15, s. 33.

149 2007 年から 2008 年にかけて 50 万人近い労働者が失業保険金庫から脱退したが、その多くが保険料を負担する余裕のない低賃金労働者であったと指摘されている。SO, supra note92, s. 18.

150 Prop. 2013/14:1, s. 548f.

増加すると見込まれている[151]。

失業保険金庫が定める加入者負担保険料の額は、失業保険監督庁（IAF）による認可を受けなければならない（LAK43 条)。2014 年 1 月現在、加入者負担保険料の最低額は金融・保険業失業保険金庫の月 85SEK、最高額は港湾労働者失業保険金庫の月 160SEK である。上述の 2013 年改正の施行に伴い、多くの失業保険金庫が加入者負担保険料を大幅に引き下げている[152]。

なお、失業保険金庫に加入していなかった者に対しては、既に述べたように、アルファ金庫から基礎給付が支給される。アルファ金庫は、これらの受給者から、日額 24SEK の保険料を徴収する。保険料は、基礎給付から天引きされる。

（2） 労働市場保険料

使用者および自営業者は、社会保険料法（Socialavgiftslag（SFS2000:980)）の規定に基づき、各種の社会保険料を負担する。そのうちの 1 つが労働市場保険料（arbetsmarknadsavgift）であり、2014 年の料率は、使用者については 2.91%、自営業者は 0.37%である（同法 2 章 26 条、3 章 13 条)。

労働市場保険料の算定基礎となるのは、使用者負担保険料の場合は支払った賃金等の総額であり（社会保険料法 2 章 10 条、24 条)、自営業者が負担する個人保険料については課税対象となる事業収益等の総額である（同法 3 章 4 条以下)。労働市場保険料は、他の社会保険料および租税とあわせて徴収される。そのため、使用者が雇用する労働者または自営業者自身が失業保険に加入していない場合であっても、労働市場保険料の負担を免れることはできない。また、保険料額の算定に際して、失業保険への加入の有無は考慮されない。

労働市場保険料は国庫に入り、次に述べる国庫補助を通じて、失業保険の給付および監督にかかる費用を賄う他、後述する活動手当の給付費用や、賃金支払い保証制度にかかる費用などに当てられる（社会保険料の分配に関する法律（SFS2000:981）9 条)。スウェーデンでは社会保険料と租税を区別する意識が弱く、社会保険料収入は、国庫のその他の収入から区別されない。失業保険においても、労働市場保険料の負担と失業保険による給付との間の直接的な関係性は欠如している。労働市場保険料は、保険給付の反対給付としての性格よりも、失業保険その他の労働市場政策にかかる費用を賄うための目的税としての性格を強く有しているといえよう。

（3） 国庫補助

失業保険金庫は、失業保険給付の費用を賄うために、国庫補助を受ける権利を有する（LAK

151 Prop. 2013/14:1, s. 550.
152 例えば、港湾労働者失業保険金庫の加入者負担保険料は、2013 年 1 月には就労者につき 235SEK、失業者につき 160SEK であった。

93 条)。2014 年予算では、約 149 億 SEK が失業保険給付に対する国庫補助として計上されている[153]。

また、国は、給付費用以外の目的のために国庫補助を行うことを決定することができる(同法 93a 条)。国はこの規定に基づき、小規模な失業保険金庫に対し、その事務費の増加を賄うため、毎年一定額の補助を行っている(2013 年は 900 万 SEK)。

このように、失業保険金庫に対しては多額の国庫補助が行われている。本節 9. で示した失業保険給付総額の 90%以上が、国庫補助によって賄われていることとなる。ただし、失業保険金庫に対する国庫補助の主たる財源は、前述した使用者等が負担する労働市場保険料である[154]。また、国は、失業保険に対して支払った費用を賄うために失業保険金庫から財政負担金を徴収しており、その負担金は前述のように加入者負担保険料によって賄われる。したがって、失業保険に対する国庫補助の大部分は労使の負担によって賄われており、租税財源の投入の程度はそれほど高くないと推測される。

第３節　労働市場政策による金銭給付

スウェーデンでは、我が国の求職者支援制度に類似した、給付金付きの職業訓練が導入されている。求職者が一定の労働市場政策プログラムに参加した場合には、社会保険事務所から活動手当等の金銭給付が支給され、失業保険金庫からの給付は行われない。

なお、労働市場政策は政府の広範な裁量に委ねられる[155]との考えに基づき、以下に紹介するプログラムや金銭給付は、その多くが政令に定められている。

1. 活動手当

(1)　支給対象プログラム

「活動手当に関する政令」(SFS1996:1100) 4 条 1 段により、以下に挙げる労働市場政策プログラムのうちいずれかに参加する者に対し、生計に対する経済的援助として活動手当(aktivitetsstöd) が支給される。支給対象となるプログラムは、①就職・発展保証 (jobb- och utvecklingsgarantin)、②労働市場教育(労働市場の現状と今後の求職状況の見通しに基づく、求職者の就職可能性を高めるための職業教育)、③就労体験(適性の判断や実務能力の発展を図るために行われる職場での就労体験)、④起業の援助、⑤若者のための就職保証(jobbgarantin för ungdomar)、⑥準備的な措置(労働生活を目指すためのリハビリテーション、適職の分析、職業紹介、求職活動の方法の教育等)、⑦労働生活へのイントロダクション(長期疾病者のための求職活動支援)、⑧公共職業紹介所が企業やコミューンなどの他機関と共同して行う労働市場政策に関わるプロジェクトである。なお、「若者のための就職保証」

153 Prop. 2013/14:1 Utgiftsområde 14, s. 61.
154 2014 年の予算案では、失業保険給付および活動手当・発展給付等に対する国庫補助の総額約 321 億 SEK に対し、労働市場保険料による国庫収入は約 386 億 SEK と見込まれている。Prop. 2013/14:1, Biraga 1, s. 10ff.
155 Prop.2011/12:107, s. 20f.

や「労働生活へのイントロダクション」など、一定のプログラムについては、参加者が失業保険給付の受給権を有すること、または 25 歳以上であることが、活動手当の支給要件となる（同条 2 段）。

スウェーデンでは、1990 年代から長期失業者や若年失業者の増加が問題となり（本章第 1 節参照)、労働市場政策上の取り組みがなされてきた。2007 年、保守連立政権は従来の施策を見直し、①の就職・発展保証と⑤の「若者のための就職保証」を導入した。

「若者のための就職保証」(⑤）の対象となるのは、16 歳以上 25 歳未満の若年者で、4 カ月間に 90 日以上、公共職業紹介所に求職者登録をした者である（若者のための就職保証に関する政令 (SFS2007:813) 5 条)。参加者に対しては、通常の場合は少なくとも 3 カ月の間、マッピング、就学・就職の適性分析、コーチ付き求職活動が提供される。その後は、就労体験や職業教育などが加わる（同政令 6 条)。参加期間の上限は 15 カ月で（同政令 10 条 1 段 5 号)、15 カ月を満了してもなお失業状態にある者は次の就職・発展保証に移行する。

就職・発展保証（①）の対象となるのは、公共職業紹介所に登録している失業者で、(ア）失業保険給付を 300 日間受給した[156]が新たな支給要件を満たしていない者、(イ）18 歳未満の子供と同居する一人親で、パートタイム就労をしながら失業保険給付を 75 日間受給した者、(ウ）失業保険の受給権を持たず、14 カ月以上、失業状態にあった、または労働市場政策プログラムに参加した者[157]、(エ)「若者のための就職保証」に 15 カ月間参加した者、などである（就職・発展保証に関する政令（SFS2007:414）5 条)。就職・発展保証は、準備的な措置（マッピング、コーチ付きの求職活動など）を行う第 1 段階、就労体験や職業訓練が加わる第 2 段階、公共職業紹介所が指定する協力企業で補助金付き就労をする第 3 段階から構成される。第 3 段階への移行は、就職・発展保証に参加して 90 週を経過しても再就職できない場合になされる（同政令 7 条)。就職・発展保証への参加期間には、上限は設けられていない。

就職・発展保証および「若者のための就職保証」のいずれにおいても、プログラム参加者がプログラム内の活動その他の労働市場政策上の措置を拒否する、紹介された「適切な仕事」を正当な理由なく拒否する、自身の求職活動について情報提供をしない、自己管理をしない、またはプログラムの実施を妨害するなどした場合には、プログラムへの参加資格を失う（就職・発展保証に関する政令 15 条、若者のための就職保証に関する政令 12 条)。

(2) 支給額・支給期間

活動手当の支給額は、失業保険給付の受給要件を満たす者については、その者が失業保険

---

156 受給者に 18 歳未満の子がいる場合は最長 450 日まで失業保険給付が支給されるが、その場合であっても、他の失業者と同様に失業保険給付を 300 日間受給した後は就職・発展保証に参加することができる。これは、失業に対する措置ができるだけ早い段階で取られることが重要と考えられるためである。Prop. 2006/07:89, s. 50.

157 刑事施設を出所した失業者が念頭に置かれている。Prop. 2006/07:89, s. 50.

から受けうる給付の額と同じである（活動手当に関する政令 5 条 1 段）。したがって、最初の 200 日間は従前の平均賃金日額の 80%、その後は 70%が支給され、日額 320SEK が最低額となる（本章第 2 節 6. 参照）。失業保険給付の最長支給期間（原則として 300 日）を満了した者に対しては、その者の失業保険給付の算定基礎となる平均賃金日額の 65%（ただし日額 320SEK を最低額とする）が、活動手当として支給される（同条 2 段）。したがって、就職・発展保証に参加する長期失業者が受ける活動手当の給付水準は、失業保険給付の水準よりも低くなる。これは、長期失業者に対し、就職・発展保証から安定した就労への移行を目指す経済的インセンティブを与えるためである[158]。なお、受給日数の算定に際しては、活動手当を受給した日は失業保険給付を受給した日と同視される（同条 3 段）。そのため、活動手当を受給している間に失業保険給付の最長支給期間を満了し、活動手当の支給水準が引き下げられることも起こりうる。

一方、失業保険給付の受給要件を満たさず、後述する発展給付が支給されない者に対しては、日額 223SEK の定額の活動手当が支給される（同政令 5a 条）。定額の活動手当を受給する者が就職・発展保証の参加者である場合、支給期間は最長 450 日（週 5 日の支給で 90 週間）となる。すなわち、この場合の活動手当は、就職・発展保証の第 1・第 2 段階への参加期間のみをカバーする。第 3 段階への参加中は、コミューンの社会サービスによる生計扶助によって生計を賄うことが予定されている[159]。

「若者のための就職保証」の参加者に対する活動手当の支給額については、特別の規定がある（同政令 5c 条）。同プログラムの参加者で、失業保険給付の受給要件を満たす者に対しては、失業保険給付の算定基礎となる平均賃金日額の、受給開始後最初の 100 日間は 80%、続く 100 日間は 70%、その後の期間は 65%が、活動手当として支給される（ただし、日額 320SEK を最低支給）。受給日数の算定に際しては、失業保険給付を既に受給した日も含めて算定される。若年者に対する活動手当が失業保険の所得比例給付よりも早いペースで逓減するのは、若年者に対し就職または進学の強い経済的インセンティブを与えるためである[160]。

受給者が、疾病、子供の一時的な監護、重大な個人的事情（近親者の重病、死亡、葬儀など）、親族等の介護、感染症への罹患などのために、労働市場政策プログラムを一時的に欠席する場合は、欠席中も活動手当を受給することができる（活動手当に関する政令 8 条。疾病や育児、親族等の介護について社会保険給付が支払われる場合は、併給調整がなされる）。しかし、それ以外の事情による欠席に際しては、活動手当は支給されない。疾病または育児のための欠席が 30 日を超える場合は、プログラムからの除籍がなされ（就職・発展保証に関する政令 12 条、若者のための就職保証に関する政令 10 条）、活動手当の受給資格も失われる。

---

158 Prop. 2006/07:89, s. 52.

159 Prop. 2006/07:89, s. 52. 就職・発展保証の第 3 段階に参加する者の約 10%が、活動手当の受給権を有さず、コミューンによる生計扶助を受けている。国による労働市場政策に包含される者の所得保障をコミューンが負担することは、合理性を欠くとの批判もある。Dagens Nyheter, Svaga grupper fastnar i jobbgarantin, 2011 年 2 月 14 日付け記事.

160 Prop. 2006/07:118, s. 26.

2. 発展給付

「若者のための就職保証」、「労働生活へのイントロダクション」および高校中退者のための特別な労働市場政策プログラムに参加する者が、18 歳以上 25 歳未満で、かつ失業保険給付の受給権を欠く場合には、活動手当の代わりに発展給付（utvecklingsersättning）が支給される（活動手当に関する政令 2 条）[161]。

発展給付の額は、高等教育において受ける給付制の奨学金と同額である（同政令 3 条。2014 年の支給額は、高校卒業資格を有する者につき日額 141SEK、同資格を欠く者につき日額 48SEK）。これは、プログラム参加者に、進学よりも失業を選ぶ経済的インセンティブを与えないようにするためである[162]。プログラム欠席時の取り扱いは、活動手当における場合と同様である。

3. 活動手当および発展給付の支給規模および財源

活動手当および発展給付の支給対象となるプログラムへの参加者数は、2008 年の世界金融危機以降増加傾向にあり、2013 年の月平均参加者数は 18 万 9,384 人（対前月比約 9,700 人増）であった[163]。特に、上述した就職・発展保証に参加する長期失業者が増加している。2012 年には、月平均約 9 万 5,100 人が同プログラムに参加し、うち約 3 万 1,000 人は第 3 段階の参加者であった。参加者の多くは、高齢者または障害者である。参加者に占める若年者の割合は、第 1 段階および第 2 段階では約 20％に達するが、第 3 段階では 1％に過ぎない[164]。「若者のための就職保証」の参加者数も増加傾向にあり、2012 年には月平均約 3 万 9,700 人（前年比約 900 人増）、年間で計 10 万 9,000 人が参加した[165]。

ただし、活動手当等の支給対象となるプログラムに参加しながら、他の社会保障給付[166]を受給する者も少なくないため、活動手当および発展給付の受給者数の伸びは緩やかである。2013 年には、活動手当の月平均受給者数は約 12 万 6,700 人（前年比 6,200 人増）、発展給付は約 3 万 3,000 人（前年比増減なし）であった[167]。活動手当の受給者の半数以上が、就職・発展保証の参加者である[168]。

活動手当および発展給付の支給総額は、2012 年に 149 億 3,300 万 SEK（対前年比 4 億 3,100 万 SEK 減）であった。2013 年の支給総額は、156 億 6,900 万 SEK になると見込まれてい

161「若者のための就職保証」は 16 歳以上 25 歳未満の者を対象者とするが、16・17 歳の者に対しては、親が扶養義務を果たすべきであるとの考えから、発展給付は支給されない。Prop. 2006/07:118, s. 26.

162 Prop. 2006/07:118, s. 25.

163 本章第 1 節参照。

164 Arbetsförmedlingen, supra note83, s. 36; Prop. 2013/14:1 Utgiftsområde 14, s. 30.

165 Prop. 2013/14:1 Utgiftsområde 14, s. 32.

166 例えば、移民に対する特別な給付などがある。

167 Försäkringskassan, Antal mottagare och utbetalt belopp efter ålder och län (http://www.forsakringskassan.se/statistik/ovriga_ersattningar/aktivitetsstod).（2014 年 6 月 16 日最終確認）

168 Arbetsförmedlingen, supra note83, s. 36; Prop. 2013/14:1 Utgiftsområde 14, s. 30.

る[169]。活動手当および発展給付にかかる費用は、国庫から支出される。ただし、その主たる財源は、使用者および自営業者が負担する労働市場保険料によって賄われている（本章第 2 節 10．参照）。

第４節　失業給付制度が抱える課題

1．失業給付のカバー率

SO の 2012 年の報告書では、公共職業紹介所に登録する完全失業者のうち、約 60%が失業保険給付を受給していないとされている。完全失業者に占める失業保険給付受給者の割合は、2006 年の約 80%から、2011 年には約 40%へ低下した。部分失業を含むすべての失業者についてこの数値を見ると、やはり 2006 年の約 80%から 2011 年には約 39%へと大きく減少している[170]。この背景には、既に述べたように（第 2 節 3．参照）、2007 年改正による失業保険制度の引き締めを受けて失業保険金庫の加入者数が減少したことがある。ただし、同年に導入された就職・発展保証や若者のための就職保証に参加し、失業保険に代えて活動手当ないし発展給付を受給する者が増加したことも、考慮すべきである。

ここまでに見たように、スウェーデンでは、失業保険給付の受給権者が労働市場政策プログラムに参加する場合、失業保険給付に代えて活動手当が支給される。そして、失業保険給付と活動手当の支給要件・給付水準・支給期間は相互に関連付けられているため、失業保険給付の受給要件を満たす者にとっては、いずれの給付を受給しても同水準の給付が保障される仕組みになっている。すなわち、失業保険給付の受給権を有する者に対する活動手当は、失業保険給付と代替関係にある。これに対し、失業保険給付を満期受給した者や失業保険給付の受給要件を満たさない者に対して支給される活動手当・発展給付は、失業保険給付を補完するものであるといえる。この場合の活動手当・発展給付は、職業訓練を受けることを条件として一定の現金給付を行う、失業保険と生計扶助（わが国の生活保護に相当する公的扶助制度）の中間に位置する仕組みになる。したがって、スウェーデンにおける失業保障制度のカバー率を見るにあたっては、失業保険給付の受給者数のみでなく、活動手当・発展給付の受給者数を含めた評価をすべきであるということになる（以下、これらの給付をあわせて「失業給付」という）[171]。

そこで、失業保険給付および活動手当等をあわせた保障状況を見ると、SO の 2012 年 11 月の報道発表によれば、失業者の約 3 分の 1（39%）がいずれの給付も受給していない[172]。

---

169 Prop. 2013/14:1 Utgiftsområde 14, s. 60f.

170 SO, supra note92, s. 8f. なお、政府の 2014 年予算案では、公共職業紹介所に登録する失業者に失業保険受給権者が占める割合は、2006 年の 70%から 2011 年の 35%へと低下した後、2013 年には 45%に回復したと述べられている。Prop.2013/14:1, Utgiftsområde 14, s. 22.

171 諸外国の制度との厳密な比較を行うためには、活動手当・発展給付の受給者数の中から、失業保険給付の受給権を有する活動手当の受給者数を抽出すべきであろう。しかし、管見の限りでは、そこまでの詳細な統計は見つけられなかった。

172 SO, Var tredje arbetslös står utan ersättning – tredubbling på fyra år, Pressmeddelande 2012-11-14（URL は前掲注 134 を参照）.

したがって、失業保険給付と活動手当等を合わせたカバー率は、約 60%ということになる。無保障の失業者の数は、2008 年の約 4 万 9,000 人から 2012 年には約 15 万 2,000 人へと増加している（図表４－４参照）。

SO は、失業給付のカバー率の低下について、失業保険給付の受給要件を充足することが困難になっていることを指摘する。また、給付上限額の固定化のため、失業保険により従前所得の 80%の保障を受ける者は受給者の 1 割ほどにすぎない（本章第 2 節 6. 参照）ことも、失業保険金庫からの脱退の誘因の一つと指摘されている[173]。

図表４－４　無保障の失業者数の推移（全国、毎年９月　単位：人）

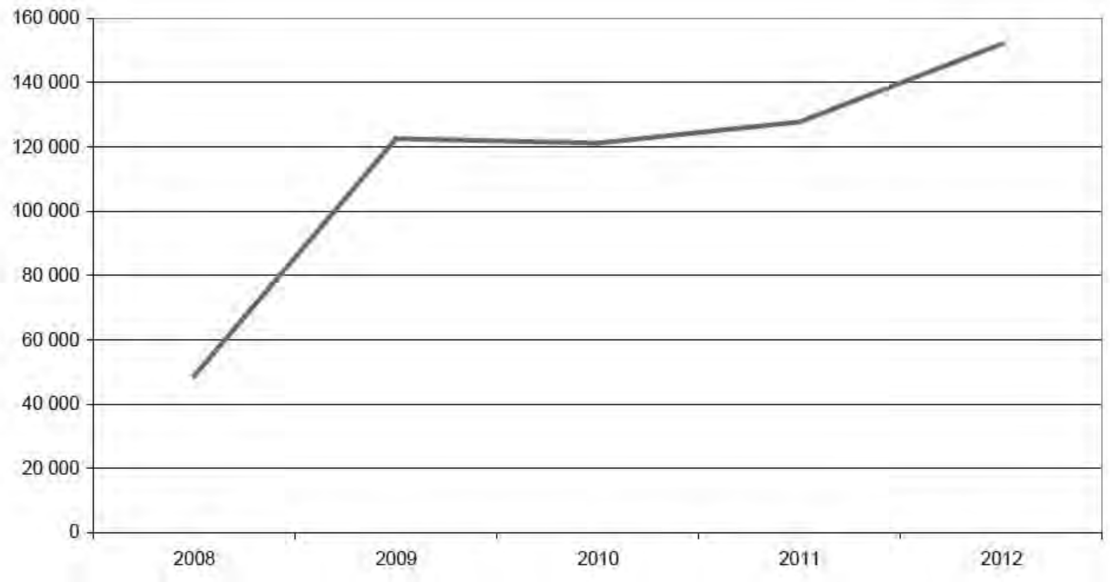

出所：SO, Var tredje arbetslös står utan ersättning – tredubbling på fyra år, Pressmeddelande 2012-11-14.

2. 公的扶助制度との関係

スウェーデンの失業給付制度が抱える問題としては、そのカバー率の低下、給付上限額の相対的低下に加え、給付最低額の設定が低すぎることも指摘できる。失業保険の受給権を有していた者に対しては、失業保険給付の満期受給後も従前賃金の 65%が保障されるのに対し、失業保険の受給権を有しない者が受ける活動手当・発展給付は非常に低い額に留まる。

スウェーデンには、わが国の生活保護制度に相当する、ミーンズテスト付きの最低所得保障制度として、コミューンの社会サービスによる生計扶助（försörjningsstöd）がある。活動手当の最低支給額（日額 223SEK、週 5 日受給の場合月 4,460SEK）は、単身者に支給される生計扶助の生計費（2014 年は月額 3,880SEK、日額 130SEK 程度）を一応は上回る。しかし、活動手当が課税対象所得であるのに対し生計扶助は非課税であるため、活動手当の課

173 SO, supra note172.

税後の手取り額は生計扶助に近づくことになる。受給者に未成年の子供がいる場合には、生計扶助の支給額が活動手当を上回る。日額 136SEK とさらに低額な発展給付については、なおさらである。

活動手当および発展給付の成立・発展過程をたどると、活動手当の最低支給額および発展給付の支給額を設定するに当たり、必ずしも生計扶助の水準は参考にされてこなかったことが指摘できる[174]。制度設計に際して意識されてきたのは、失業保険の基礎給付および学生に支給される給付制奨学金とのバランスである。すなわち、失業保険の受給権を有しない者に対する活動手当・発展給付の支給額は、失業保険の基礎給付を参考にしつつもこれを下回る額とされ、かつ、若年者に就学よりも失業を選択する経済的インセンティブを与えないように設定されてきた。そして、このように低く抑えられた給付水準は、活動手当・発展給付の受給者が生計扶助によって生計を補完することを当然の前提としている。すなわち、最低支給額の活動手当および発展給付には、失業保険の受給権を有しない失業者の生計扶助への依存を防ぐという目的は伴われていない。この点で、スウェーデンの活動手当・発展給付は、わが国の求職者支援制度による職業訓練受講金とは性格が異なるといえる。

社会福祉庁（Socialstyrelsen）の統計によれば、失業は、生計扶助を受給する最大の理由である（図表４－５参照）。2012 年には、失業を理由とする生計扶助の受給者は、全受給者の 46％を占めた。そのうち、16％は失業給付が不十分であること、28％は失業給付を欠くことを理由とする[175]。以上に述べた失業給付制度のカバー率の低下およびその保障水準の低さが、失業を理由とする生計扶助受給者の多さにつながっていると考えられる。

図表４－５　生計扶助受給者（成人）の受給理由（2010 年、2011 年、2012 年）

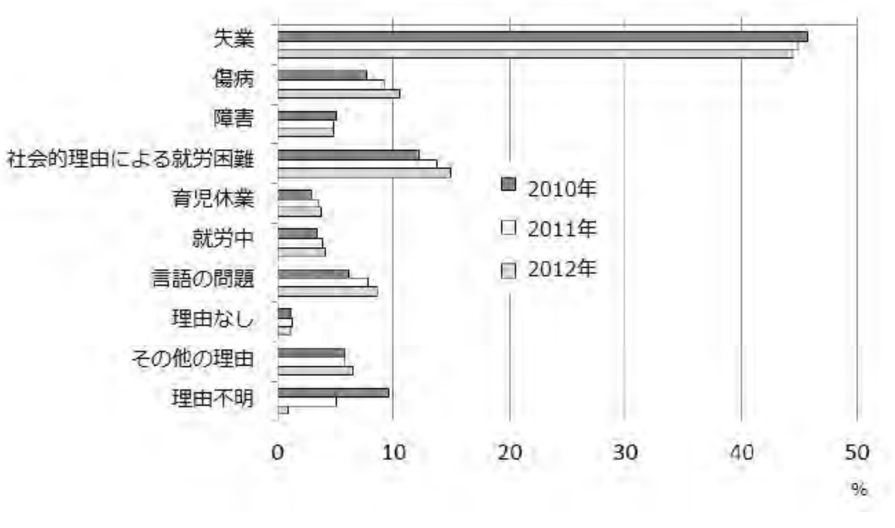

出所：Socialstyrelsen, Statistik över försörjningshinder, och ändamål med ekonomiskt bistånd 2012, 2013.

---

174 詳細は、拙稿「スウェーデンの失業者・生活困窮者に対する所得保障制度（1)」名古屋大学法政論集 241 号 64 頁以下。

175 Socialstyrelsen, Statistik över försörjningshinder och ändamål med ekonomiskt bistånd 2012, 2013, s. 10f.

労働政策研究・研修機構（ＪＩＬＰＴ）

JILPT　資料シリーズ　No.143
失業保険制度の国際比較
—デンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデン

発行年月日　　２０１４年７月１５日
編集・発行　　独立行政法人　労働政策研究・研修機構
〒177-8502　東京都練馬区上石神井4-8-23
（照会先）　研究調整部研究調整課　TEL:03-5991-5104
国際研究部　TEL:03-5903-6321
印刷・製本　　有限会社　正陽印刷

Ⓒ2014 JILPT　　Printed in Japan

＊　資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:http://www.jil.go.jp/)